

平成30年度決算特別委員会会議録

令和元年9月19日(木)
(開 会) 10:00
(閉 会) 17:47

○委員長

それでは、ただいまから平成30年度決算特別委員会を開会いたします。この際、委員会の運営方法についてお諮りさせていただきます。

まず事前の通告にあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はその都度お諮りしていきます。次に執行部から議案の補足説明を受け、その後、審査に入ります。

審査の方法といたしましては、お手元に配付しております審査基準のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。最初に監査委員の審査意見書に対する質疑、2番目に一般会計の審査を行います。一般会計の審査につきましては、審査を効率的に進めるため、歳出は4つに、歳入は一括して質疑をさせていただきます。また原則として、質疑は質疑事項一覧表の記載順に行っていただき、討論、採決については保留し、最後に行いたいと思います。3番目に特別会計の審査に入ります。特別会計の審査につきましては、歳入歳出を一括して質疑を行っていただきます。なお、討論、採決につきましては、一般会計と同様に保留して、最後に行いたいと思います。4番目に財産に関する調書、基金の運用状況に関する調査に対する質疑を行っていただき、最後に一般会計から各特別会計の順に、討論、採決を行いたいと思います。以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようでございますから、そのように運営をさせていただきます。

次に、9月3日開催の本委員会におきまして決定いたしました質疑の持ち時間制について改めてお知らせいたします。委員1人当たりの質疑時間は50分とし、各委員の残時間については、モニター随時表示いたしますとともに、各委員の質疑持ち時間が5分を過ぎたときには、委員長よりお知らせいたします。また、おおむね1時間ごとに休憩を入れたいと思っておりますので、審査が円滑に進みますよう、委員並びに執行部各位のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、審査を行います過程で案件に関係のない職員の方は、事務に支障を来すことがないように、各職場で業務に当たっていただくようお願いいたします。

次に、執行部の皆様に要望しておきます。本委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しましては、その内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、はっきりと的確な答弁をお願いいたします。また、各款の審査における所管課は必ず前方に着席をし、答弁に備えていただきますよう徹底をお願いいたします。

それでは、「認定第1号 平成30年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「認定第12号 平成30年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」までの12件を一括議題といたします。お手元に配付しております資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告がっております。執行部にお尋ねいたします。各委員から要求がおります資料は提出できますでしょうか。

○財政課長

各課にまたがりますので、私のほうから一括して回答させていただきます。資料要求一覧表に記載されております資料につきましては、全て提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料について、要求することにご異議あり

ませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部の資料の提出を求めます。資料の準備ができております。案件に記載のとおりサイドボックス内のフォルダに資料を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。それでは、執行部から補足説明を受けます。

○財政課長

平成30年度決算の概要について説明させていただきます。

平成30年度飯塚市決算に係る主要な施策の成果説明書の5ページをお願いいたします。まえがきの中段以降に記載しておりますように、本市の平成30年度の予算につきましては、効率的かつ効果的な行政経営を目指すとともに、全ては市民と、その未来のためにという思いをもって、住みたいまち 住みつづけたいまちであり続けるためのメリハリの利いた予算とすることを方針に編成し、事務事業を実施しました。

この予算に基づき平成30年度に実施いたしました「人権・市民参画」分野、「行政経営」分野、「健幸・子育て」分野、「地域経済」分野、「教育・文化」分野、「都市基盤・生活基盤」分野ごとの主な事業名を、後段部分のかぎカッコに記載しております。

6ページをお願いいたします。平成30年度の一般会計及び各特別会計の歳入、歳出決算額及びその差引額の一覧を掲載しております。小型自動車競走事業特別会計で赤字決算となっており、令和元年度に繰上充用を実施していますが、それ以外の会計につきましては、黒字決算となっております。

その下の表は、普通会計ベースで算出する経常収支比率の5年分の推移を示したもので、平成30年度の経常収支比率は97.2%と、平成28年度以降、上昇傾向にあり、財政の硬直化が進んでおります。速報値ではございますが、政令市を除く福岡県内27市の中では経常収支比率が高い順番から10番目に位置しており、平均値の94.5%を2.7ポイント上回っている状況でございます。今回上昇した主な要因は、近年の大規模事業の財源として借入した市債の償還金である公債費の増加によるものです。

7ページをお願いいたします。一般会計決算にかかる主要な施策の成果説明でございまして、決算の状況や歳入・歳出の状況について記載しております。

「Ⅰ 決算の状況・決算規模の推移」の決算の状況につきましては、平成30年度の歳入歳出差引額、及びこれから翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支ともに黒字となっております。また、地方自治法の規定により、この実質収支額のうち6億9257万4千円を財政調整基金及び減債基金に積み立てております。

「Ⅱ 歳入の状況」では、区分ごとに前年度との比較表を記載しております。市税、地方交付税、寄附金などが増加しましたが、国庫支出金、財産収入、繰入金、市債などが減少したため、全体としては約27億2千万円の減となっております。

8ページをお願いします。款別の「主な歳入の状況」では、前年度との増減額の内訳と、その説明を表の下に記載しております。そのうち、増減額が大きいものについて説明いたします。1款「市税」につきましては、一般会計歳入総額の約5分の1を占めておりますが、市たばこ税などが減となったものの、個人市民税及び法人市民税などの増により、市税全体で約2億6千万円の増となっております。

9ページをお願いします。11款「地方交付税」につきましては、一般会計歳入総額の約4分の1を占めておりますが、地方交付税の合計で約2億7千万円の増となっております。普通交付税は、基準財政需要額が公債費の増があったものの、合併算定かえの逡減による減や基準財政収入額の増加による減があったため約6900万円の減となっております。特別交付税は、平成30年度は豪雨災害があったため、その臨時の財政需要などが加味され約3億4千万円の増となっております。

11ページをお願いします。15款「国庫支出金」につきましては、一般会計歳入総額の約5分の1を占めておりますが、国庫支出金の合計で約13億1千万円の減となっております。国庫負担金において、障がい者自立支援給付費等負担金、子どものための教育・保育給付費負担金などの増があったものの、生活保護費関係負担金、公立学校等施設整備費負担金などの減により約5億4千万円の減となり、また、国庫補助金では、保育所等整備交付金の増があったものの、臨時福祉給付金関係の補助金、学校施設環境改善交付金などの減により約7億1千万円の減となっております。

12ページをお願いします。17款「財産収入」につきましては、平成30年度は広大地の売却がございましたので、不動産売払収入の減などにより、合計で約3億5千万円の減となっております。18款「寄附金」につきましては、ふるさと応援寄附金の増、企業版ふるさと応援寄附金の新規の取り組みなどにより、合計で約21億5千万円の増となっております。

13ページをお願いします。19款「繰入金」につきましては、財政調整基金繰入金は財源不足を補うため5億円を取り崩しましたが、平成29年度と比較し減となっているため、合計で約2億6千万円の減となっております。なお、実質収支が13億8514万5千円でしたので、結果的には、財政調整基金を取り崩さなくても黒字となっております。22款「市債」につきましては、筑豊ハイツ再整備事業などにより商工債などで増となりましたが、小中学校統合事業の完了などにより教育債などが減となり、合計で約35億円の減となっております。なお、次の14ページに平成30年度の市債の借入状況を掲載しております。

15ページをお願いします。「Ⅲ 歳出の状況」では、各款ごとに前年度との比較表を掲載しております。総務費、商工費、公債費、災害復旧費などが増加しましたが、民生費、消防費、教育費などで減少したため、全体としては約26億3千万円の減となっております。

款別の「主な歳出の状況」では、歳入と同様に、前年度との増減額の内訳と、その説明を表の下に記載しております。そのうち、増減額が大きいものについて説明いたします。

2款「総務費」につきましては、新庁舎建設事業費などが減となったものの、ふるさと応援寄附金の増に伴う関連事業費の増、公民館が交流センターに変わったことで、教育費から総務費に款を変更したことによる増などにより、合計で約18億6千万円の増となっております。

16ページをお願いします。3款「民生費」につきましては、障がい児・障がい者に関する給付費、災害救助費、私立認定こども園施設型給付費、椋本児童館建設事業費などが増となりましたが、経済対策臨時福祉給付金、私立保育所整備事業費補助金、若菜児童館建設事業、生活保護費扶助費などの減により、合計で約6億7千万円の減となっております。

17ページをお願いします。7款「商工費」につきましては、筑豊ハイツ再整備事業費の増などにより、約5億8千万円の増となっております。

18ページをお願いします。9款「消防費」につきましては、防災行政無線（移動系・同報系）整備事業費などの減により、約5億3千万円の減となっております。

10款「教育費」につきましては、大分小学校大規模改造事業費、小中学校の空調設備整備事業費、私立幼稚園施設型給付費などが増となりましたが、奨学資金貸付基金繰出金、若菜小学校大規模改造事業費、幸袋地区・鎮西地区・穂波東地区の小中学校等の統合事業費などの減により、合計で約49億5千万円の減となっております。

11款「公債費」につきましては、合併特例事業債、公共施設等適正管理推進事業債の元金償還開始等による増、臨時財政対策債の元利償還金の増により、約4億8千万円の増となっております。

19ページをお願いします。12款「予備費」につきましては、主に施設や設備の緊急な修繕対応等の経費、急遽発生した公務災害や家屋の補償費などに、合計で約5400万円を充用し、決算額としましては充用した各款に含まれております。

13款「災害復旧費」につきましては、平成30年7月豪雨災害に関する災害復旧事業で、

合計で約7億6千万円を執行いたしました。なお、この災害復旧事業は、令和元年度に一部繰越して実施しております。

20ページをお願いします。「IV 主要施策の成果」につきましては、「事務事業評価シート」を活用いたしまして、当該事務事業に要した経費、概要及び目的、実施状況、目標達成度、前年度評価時の改善策、今年度の実績及び成果と課題、次年度に向けた改善策について抜粋して、本年度は一般会計では、ほぼ全費目にわたって98の事務事業を掲載しております。事業ごとの内容の説明は省略させていただきますが、審査のご参考にしていただきたいと思います。

118ページから、特別会計について記載しております。基本的には一般会計と同様の形式の成果説明書となっております。各特別会計のそれぞれの目的に沿った事務事業を実施し、その決算の概要を記載しております。特別会計ごとの内容の説明は省略させていただきますが、審査のご参考にしていただきたいと思います。

続きまして、142ページ以降に掲載しております決算資料について説明させていただきます。143ページをお願いします。この表は、決算額を会計ごとに前年度と比較したものでございます。一番下の合計の欄ですが、一般会計と11の特別会計を合計いたしますと、平成30年度の歳入は1117億2801万2千円、歳出は1105億5107万2千円、歳入歳出差引額は11億7694万円の黒字となっております。

このうち、小型自動車競走事業特別会計において13億9337万1千円の赤字決算となっており、令和元年度からの繰上充用金で赤字決算の処理をいたしております。なお、この額はこれまでの累積赤字額となりますが、平成29年度赤字額と比較すると7180万5千円減少しており、これは平成30年度単年度で見れば黒字であったことを示しております。

144ページをお願いします。この表は、平成21年度以降の地方債現債高の推移をまとめたものでございます。平成30年度の普通会計では、前年度と比較すると、学校教育施設等整備事業債、過疎対策事業債、臨時財政対策債などで増加しておりますが、公共事業等債、合併特例事業債を含む一般単独事業債、緊急防災・減災事業債などの減少により、普通会計では約14億2千万円減少しております。

特別会計では、新地方卸売市場整備事業を実施している地方卸売市場特別会計、立体駐車場の大規模改修事業を実施している駐車場事業特別会計で増加しておりますが、他の特別会計は減少しております。市長部局全体では約13億9299万9千円の減となっております。

145ページをお願いします。この表は、平成28年度末から平成30年度末までの基金の状況についてまとめたものでございます。一般会計の積立基金の一番上、財政調整基金の平成30年度末残高は約82億2千万円で、前年度末より約3700万円の減となっており、その一段下の減債基金は約71億4千万円で、前年度末より約4億5千万円の増となっております。一般会計の基金全体では約3億5千万円の増、特別会計を含んだ市長部局の基金全体では約8億2千万円の増となっております。

次の146ページに、基金の運用状況について記載しております。左の表では、預金・債券・貸付金の運用区分ごとの平成29年度末及び平成30年度末の現在高を記載しており、右側の表に平成30年度の預金利子及び運用収入等の内訳を記載しております。収入額につきましては、大口定期預金等による預金利子が2598万2千円、国債による運用収入が1億5128万9千円となっております。

149ページをお願いします。この表は、他市と比較が可能となる普通会計の決算状況及び財政指数等の10年間の推移をまとめたもので、右端の列に平成30年度の決算状況について記載しております。上から3つ目の普通会計の歳入から歳出を差し引いた形式収支は、約16億7千万円、翌年度に繰越す財源を差し引きました2段下の実質収支は、約13億9千万円の黒字となっております。経常収支比率についてはまえがき部分で説明いたしましたが、その他の財政指数等については説明を省略させていただきます。

150ページをお願いします。別表7の健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を4つの指標で表し、財政の早期健全化や財政再生の必要性を判断するものでございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、公営事業会計の一部で赤字となりましたが、普通会計及び市の会計全体としては赤字となりませんでしたので、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率につきましては、普通会計における地方債の元利償還金や公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金に充てる一般財源の程度を示す指標で、平成30年度は4.3%となっております。また、将来負担比率につきましては、普通会計の地方債残高のほか、公営事業や一部事務組合、公社等への負担も含めた、将来本市が負担すべき実質的な負債の程度を示す指標で、平成30年度は19.7%となっております。実質公債費比率、将来負担比率とも早期健全化基準の数値を下回っております。

別表8の公営企業の資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、平成30年度は全ての公営企業会計におきまして、資金不足額はありませんでしたので、数値の記載はございません。

153ページをお願いします。この表は、一般会計の歳出を性質別に平成30年度と比較したものです。人件費、物件費、補助費等、公債費、災害復旧費などが増となりましたが、扶助費、繰出金、普通建設事業費などの減により、一般会計の歳出全体としましては減となっております。

154ページから169ページにかけて、市税、医療費助成、生活保護、市有土地売却収入、債務負担行為、地方消費税交付金、国民健康保険税の推移などの資料を掲載しております。説明は省略させていただきます。以上で、決算概要の説明を終わります。

○委員長

補足説明が終わりましたので審査に入ります。最初に監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩10:24

再開10:25

委員会を再開いたします。

「認定第1号、平成30年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」の質疑に入ります。款ごとに行います。まず、第1款議会費及び第2款総務費について88ページから112ページまでの質疑を許します。なお、質疑をされる際には、事項別明細書のページ数と費目、質疑事項を示して質疑をされますようお願いいたします。

まず、質疑事項一覧表に記載されております。89ページ、一般管理費、自主研究グループについて、制度の問題について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

89ページ、総務管理費、一般管理費の自主研究グループについて、制度の問題についてご質問させていただきます。まず自主研究グループ支援事業の目的を教えてください。

○人事課長

自主研究グループの支援事業の目的につきましては、市政に関する事項について、職員相互の啓発意欲の向上を図るために、自主的な研修・研究活動を行う職員グループの活動に対して必要な支援を行うための制度となっております。

○土居委員

それでは支援内容を教えてください。

○人事課長

1 グループ5万円を限度といたしまして、図書、資料、教材等の提供または貸与、または講師のあっせん、派遣、続いて研究活動に必要な会場の提供、その他研修所長が必要と認める支援について行っております。

○土居委員

それでは、平成30年度の実績は1件となっておりますが、支援を受けた自主研究グループの取り組み内容と、この制度をどのように活用しているか教えてください。

○人事課長

平成30年度の実績は1件でございますが、入庁2年目の職員6名で編成されるグループによるリノベーションまちづくりをテーマに、現地確認等を行いながら1年間の研究活動を行っております。研究成果につきましては、年度末に活動報告会を設けまして、希望職員に対して1時間程度の発表を行い、研究成果の共有、研究グループのモチベーション向上、プレゼン力の強化等の人材育成のツールとして活用しているところでございます。

○委員長

次に、89ページ、一般管理費、音楽大学設立調査担当参与報酬について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

共産党の川上直喜です。89ページ、総務費、総務管理費、一般管理費、音楽大学設立調査担当参与報酬について、306万円の決算額です。調査のテーマを伺います。

○秘書課長

音楽大学設立調査担当参与につきましては、一般社団法人福岡音楽大学設立の会と連携して、音楽大学設立に関する調査研究等を行うこととしております。具体的な調査研究の内容といたしましては、他の音楽大学の状況といたしまして、大学の特色、学費、入学者数、学生確保の見通し、就職先等の調査、また他自治体等の事例調査、大学の立地場所の選定調査などを行うこととしております。

○川上委員

どういう手法で行っていますか。

○秘書課長

他の音楽大学の状況を把握するため、大学の特色や学科、定員数、学費、在籍者数や独自の奨学金制度、就職先の状況等につきまして、インターネットによる検索や新聞記事の情報を基に情報収集を行い、比較検討を行っております。また、他自治体等の事例調査につきましては、昨年4月27日に九州看護福祉大学を誘致いたしました実績がある熊本県玉名市を本市担当参与と秘書課長が訪問し、学校法人が設立されるまでの流れや、開校までの全体スケジュール等に関する聞き取り調査及び大学の視察を行いました。また、昨年11月25日にイヅカコスモスコモンで開催されました第42回全九州高等学校音楽コンクールの出場校の先生及び生徒に対しアンケート調査を実施し、生徒の高校卒業後の進路に対する考え方等について調査を行っております。

○川上委員

法人とはどういう協議をしているか、状況をお尋ねします。

○秘書課長

平成30年4月以降、設立の会の委員会の一つであります大学運営研究委員会の要請があれば、本市も出席し、協議を行っております。昨年4月25日に開催されました大学運営研究委員会には、本市から担当参与と秘書課長が出席し、開学までのスケジュールや、各高校等へのアンケート調査の項目等について協議を行いました。また、本市が調査を行った他の音楽大学の特色や学科、定員数、学費、在籍者数や、独自の奨学金制度、就職先の状況等について、設

立の会と確認を行うなど、情報共有を行ってまいりました。さらに、設立の会の意向により、昨年11月1日に設立の会と本市により第1回基本構想協議会を開催し、本市が調査した資料や設立の会が調査したアンケート結果等を基に、設立の会が策定する福岡音楽大学設置基本構想の内容について意見交換及び協議を行いました。この基本構想協議会は、その後、本年2月と3月、6月に開催し、双方による内容の精査、確認、協議を重ね、本年6月に福岡音楽大学設置基本構想案及び福岡音楽大学基本構想資料（案）として取りまとめを行ったところでございます。現在は、大学の設立に向けての大きな課題の一つであります学校法人の選定について、設立の会と協議を行っているところでございます。

○川上委員

その中で、この調査担当参与はどういう役割を果たしていますか。

○秘書課長

設立の会の担当との協議等について、その窓口となっております。

○川上委員

どこに机があって活動していますか。

○秘書課長

秘書課の執務内におります。

○川上委員

毎日出勤して来るんですか。

○秘書課長

月間おおむね17日程度の出勤となっております。

○川上委員

掛ける12が年間の、休日もあるでしょうけど。調査を行なった大学はどこにありますか。

○秘書課長

全国に4年制の音楽単科大学が12校ございますので、そういったところの、先ほど申し上げました定員数や入学者数等の調査を行っております。

○川上委員

ネットで調べただけのところと、実際に訪ねて行って調査をしたところとあるでしょう。玉名市は現地に行ったと思うんだけど、その辺は内訳がわかりますか。どこに行ったのか、どこはネットだけで調べたのか、わかりますか。

○秘書課長

事例調査として調査に伺ったところは、先ほどご答弁しました熊本県玉名市のほうになります。それ以外の、先ほど言いました全国の4年制の音楽単科大学中12校、また学部等を含む大学で行けば全国36校ありますので、そういったところの情報についてはインターネットや新聞等で情報収集いたしました。

○川上委員

そうすると、福岡県内に平成音楽大学というのがあるでしょう。そこは行ってないですか。どこにあるかわかっていますか。

○秘書課長

熊本県にございます。

○川上委員

高校の進学調査、希望調査をしたということなんだけど、その結果はどのような感じですか。

○秘書課長

先ほどご答弁しました昨年11月のイヅカコスモスコモンでのコンクールでの調査の結果でございますが、学生47人中30名からのアンケート回収を行っております。アンケート結果につきましては、既存の音楽大学等に興味がある学生が52%、音楽大学に進学したいと回

答した学生が35%、また福岡県内に設置された場合、興味があると答えた学生が60%、また県内であれば受験したいという回答をした学生が14%という結果になっております。

○川上委員

高校生だけではないかもしれませんが、音楽大学に行って、就職の展望はどうですか。そのところは調査が届いていますか。

○秘書課長

先ほど言いました全国12校あります音楽単科大学の就職先一覧ということで、先ほど言いましたようなインターネットの情報ということで収集はしておりますけども、音楽教室とかバレエ教室の講師をされている方や一般企業等に就職された方、さまざまな結果が出ております。

○川上委員

もう少しリアルに把握できていませんか。音楽大学ではないけれども、教育系の大学を出て、40歳にも50歳にもなるのに正職に就けずに、半年先が自分がどこで働けるかわからないとか、1年後はもちろんわからないというような方たち少なくないんですよね、専科の先生たちでも。今のくらいしか調べてないですか、1年間かかって。

○秘書課長

すみません。統計的な数字に対しては出しておりません。

○川上委員

という状況の中で、一般に音楽大学の需用というのはどういうふうに調査していますか。

○秘書課長

一つのデータでございますが、九州地区から音楽系大学、短大への進学者数ということで、平成29年度の数字になりますが約320名の方がそういった音楽系の大学や短大へ進学しているという数字は確認しております。

○川上委員

320人が行っているということは、定数は320あるということと思うんですね。入試だとかあると思うんですけど、希望数はどの程度ですか。

○秘書課長

設立の会が実施しましたアンケート調査の数字を基に考えますと、福岡県内に音楽大学があれば進路の選択として考えますかというふうな問いに対しましては、65%の生徒が興味があると回答したというところの数値はございます。また、受験したいと言った学生が10%、興味がないといった学生が15%、そういった状況でございます。

○川上委員

さっきの320名が実際に勉強を始めた方ということなんだけど、どれぐらいが応募して、320人は全員卒業したんですか。

○秘書課長

すみません。そこまでははっきり把握しておりません。

○川上委員

まだ中間の取りまとめまで行っていないということのようですね。

○秘書課長

取りまとめといたしましては、先ほどご答弁の中でお話ししました設立の会が策定いたしました基本構想、それと基本構想資料（案）といったものについては取りまとめを行ったというところがございます。

○川上委員

そういう構想の取りまとめ、構想案という取りまとめがあるにもかかわらず、一番大事な需用、それからそこで修学した人たちが、後にどういうふうに、活躍とかよく政府は気楽に言うけど、実際に生活ができる道が切り開かれているかどうかというのは大事でしょう。そうい

うのがまだ基本構想の中にはないと。一番中心部分がないということだろうと思うんですね。そこで、あと少し聞きたいんですけど、飯塚市の音楽大学設立調査というのは、担当参加がいるということはわかるんですけど、どういう体制で設立調査を行っているんですかね。

○秘書課長

設立の会との協議につきましては、総務部長、また私、秘書課長、そして委員おっしゃいました担当参加、3名が中心になって取り組んでおります。

○川上委員

総務部長と秘書課がこの問題に当たるのはなぜですかね。大体昔やったら、企画調整部の総合政策とか、何かそういうところだと思うんですけど、秘書課というのはそういうことができる状況ですか、業務量としては。

○市長

確かに今質問者おっしゃいますとおりそういう流れになりましたが、ちょうど私が市長になりまして、特命事項、なつてすぐに飯塚市が例えば情報の公開、それから市役所や市のIT化がおくれているというように思ったときには、担当課任せにせず特命部署として、秘書課のほうに情報推進係を置きまして、直接自分の進捗管理が行き届く中で対応させてきました。それが一定、形になりましたので、方向性も含めた形で今の情報政策課のほうに、今度はまた戻しました。今おっしゃいますとおり、この音楽大学設置につきましても、設立の会の打ち合わせ、そして、いろんな打ち出す、今、正面から壁を感じていることについても今、本当に学生が来てくれるのか、それから就職等の出口の見通しがしっかりあるのか、まさに設立の会、そして学校法人等々と調整をしていて一番難航しているところがそこでございます。その段階ですが、そういうことについては、担当課にポンと任せても難しいと思ひまして秘書課に置いておりますが、もし、これ仮定の話で申しわけありませんが、具体化して前に進むような形になれば、別の専門部署で取り組みをさせるというような形をとりたいと思ひております。今言いましたような取り組みの内容の難しさ、そして急ぎ取り組むべき課題について、私が市長になりましてからは、特命として秘書課の中にその担当の係等を置いて取り組んでいる、そのような状況がございます。

○川上委員

それで今言ったような体制で市は臨んでいると。相手方の設立の会はどういう陣容でこの問題に取り組んでいるんですか。

○秘書課長

設立の会につきましては、先ほど言ひました大学の設立に向けた基本構想の取りまとめや、関係機関との連絡調整を行うための組織としまして、大学運営研究委員会というのを設置しております。そこで、入られております委員の方と協議をしております。

○川上委員

何人ぐらいで、専従している人は何人ぐらいいるんですか。

○秘書課長

先ほど言ひました大学運営研究委員会、こちらについては、委員の数は7名という形になっておりますが、その中から主に窓口として打ち合わせをさせていただく方は2人程度、2人から3人程度というところでございます。

○川上委員

2人から3人というのは専従ですか、非常勤ですか。

○秘書課長

専従ではございません。

○川上委員

じゃあ、専従はいないんですね。

○秘書課長

そのとおりでございます。

○川上委員

こちらに3人、相手が2、3人と。専従はうちの担当参与だけということですね。討論で指摘するとは思いますが、大学を設立するというのは非常に大変なんですね。森友学園とか、加計学園とか、無理に無理を重ねてあの始末でしょう。市長特命だとかいうのが一番悪いと思いますよ。片手間、事態だけが進んでいくということになりかねない。話が決まったらポジションを充てるというような話でしたけど、いわば市長案件というのが非常に危険だと思います。指摘しておき、質問を終わります。

○委員長

次に、98ページ、地域振興費、定住促進成果について、住民票異動時のアンケートについて、土居委員の発言を許します。

○土居委員

98ページ、総務管理費、地域振興費の定住促進成果について、住民票異動時のアンケートについてお尋ねいたします。決算書98ページ、定住化促進事業について、決算成果説明書28ページにも示されておりますが、本事業の概要についてご説明願います。

○総合政策課長

本事業は、本市の定住人口の維持と人口減少の抑制に寄与すべく、移住定住の促進に向けた相談PR等を行うものでございます。平成30年度に実施いたしました内容といたしましては、首都圏におきましては、福岡県が東京都千代田区のふるさと回帰支援センターに設置しております福岡よかとこ移住相談センターにおいて開催されました移住定住相談会並びに江東区、ビッグサイトにおいて開催されましたJOIN移住・交流&地域おこしフェアにおいてブースを設置いたしましたして、移住相談とPRを実施いたしております。また、県内におきましては、福岡市において開催されました福岡スマイルフェアにおいてブースを設置し、移住相談とPRの実施を行っております。この計3回が平成30年度の促進事業の主な内容でございます。

○土居委員

それでは、それらの促進事業では具体的にどのような活動を行っておりますか、また実績はどのようになっておりますか、教えてください。

○総合政策課長

先ほど答弁いたしましたいずれのイベントにつきましても、移住定住をテーマとしたものとなっております、他の自治体と同様に、出展者という形で参加をいたしております。また、昨年10月から開始いたしました定住自立圏連携事業として、それらの会場におきましては、嘉飯圏域定住自立圏としてブースを設置し、当課職員がイベントの来場者に対して嘉飯圏域のPRを行っております。また興味を持っていただいた方と直接面談することで、より具体的な相談や説明を行っております。個別相談等の実施と実績といたしましては、首都圏の2会場で25組32名、福岡市の会場で15組32名となっております。またイベントにおいては、移住定住に限らず、嘉飯圏域の物産、観光など、本圏域の魅力をあわせてPRし、圏域として、さらには本市の認知度向上に努めております。

○土居委員

それでは、本事業の成果をどのように捉えておられますか、教えてください。

○総合政策課長

移住定住に係るイベントにこられる皆様にもいろいろな理由がございます。また、年齢や現状の生活様態もさまざまでございますので、相談がすぐさま本市への移住に直結するということはほばないといったことが正直な現状でございます。しかし、平成30年度においてご相談いただきました1組の方は、引き続きご相談を継続しているというケースもございますので、

UIJターン希望者に向け、地道ではありますが継続して取り組んでまいります。また相談をいただきました皆様にはアンケートをお願いしており、さらにはご相談者の具体的なお話やご意見から、移住定住施策の充実に向けてのアイデアをいただくこともございますので、それらについても成果と捉えております。なお、平成30年度の本市の社会増減につきましては168人の減でございますが、地域別の状況におきましては、東京圏においては転入が270人に対して、転出が429人、159人の減、福岡県域においては転入が1021人に対し、転出が1357人、336人の転出超過という状況であり、筑豊地域やその他の地域からの転入超過の状況を、東京圏や福岡地域への転出超過が飲み込んでいるといった状態でございます。このような状況分析から、本事業の目標である定住人口の維持と人口減少の抑制に向けては、転出超過となっている地域に向けたさらなる充実した取り組みが必要であると考えております。

○土居委員

移住定住に関連して、住民票異動時のアンケートを行っているということですが、どのようなものか教えてください。

○総合政策課長

本年度、策定作業を行っております次期まち・ひと・しごと総合戦略の参考資料として、3月下旬から4月上旬の住民票異動の多い時期に、市民課と各支所の市民窓口課と連携をいたしまして、住民票異動時の異動の手续にこられたお客様に対して、アンケートと返信用封筒を配付する形で実施をいたしております。アンケート内容といたしましては、年齢など回答者の属性に始まり、前住所の自治体名や住宅の種別、異動の動機や決め手、飯塚市の印象等について伺う内容となっております。データの集約や検証につきましては現在作業中ではありますが、総合戦略策定に関するその他の市民アンケートとあわせて活用していくことといたしております。

○委員長

次に、98ページ、地域振興費、コミュニティバス等の運用について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

98ページ、総務管理費、地域振興費、コミュニティバス等の運行費について、まず予約乗り合いタクシーの運行状況についてお伺いいたします。予約乗り合いタクシーの予約受け付けについての質問になりますが、平成30年度の成果説明書30ページの概要にもありますとおり、高齢者の交通救済及び交通空白地域の居住者の支援を目的として、市内8地区の各地域内において、利用者が希望する時間に目的地に配送する。運行専用の予約回線をそなえた予約センターで予約を受け付けられているということは承知しております。予約センターの予約時間は、7時半からの受け付けを開始されております。朝は電話の受付件数が多いため、予約しようとしても電話が繋がらない状況で、頻繁にかけても、後でつながったときには希望の日時が予約できないということを伺っております。この点について改善ができないのか、お答えをお願いします。

○地域振興課長

予約センターにおいては、平日の7時半から16時30分において予約を受け付けております。予約を受け付けておりますオペレーターは予約受付の電話が午前中に多いことから、午前4名、午後3名を配置しております。予約乗り合いタクシーの利用者数は現在も増加していることや、利用者が予約になれてきていることから、質問者が申されますように、朝の時間帯においては予約の電話が集中し、電話が繋がりにくくなっている状況が発生していることが考えられます。ご指摘の点に関しましては、朝の予約受付状況を調査、把握した上で、何らかの改善策を講じることについて、コスト面の問題も含めて委託先事業者と協議したいと考え

ております。

○吉田委員

登録利用者が増加しているということで、今後は予約の専用電話を構えている業者さんのほうにお願いするということですが、利用される方々はいろんな用件で利用されております。JRの乗り継ぎの方、病院の予約時間、買い物、通学、出勤等ですが、早朝の早い時間に、7時半から8時前に電話が集中しているようなので、この時間帯のみでの増員、オペレーター増員、こちら辺を強く要望しておいてください。

次に、地域交通の機関のあり方について、まず運行方法の検討について伺います。地域内交通の手法について、地域により異なりますが、現在、地域内で交通機関として、予約乗り合いタクシーと各地区でまちづくり協議会の買い物ワゴンが運行している状況が見られます。地域により、地形、設置、配置、利用状況が異なっているため、このため12地区中学校単位程度の各地区にあわせた交通手段の確立を実施する必要があるのではないかと考えます。個々の地域特色を生かした交通計画を検討すべきではないかということも考えております。お考えをお聞かせください。

○地域振興課長

従来から運行している予約乗り合いタクシーも、まちづくり協議会が運行している買い物ワゴンも、運行コース設定、乗降場所等の運行計画や利用状況などにおいて、各地区で特徴や傾向が見られます。質問者が申されますように、令和3年度以降の新たな運行計画を検討するに当たっては、それらの実績や特徴などを踏まえながら、それぞれの地区に適した運行形態となるよう努めていきたいと考えております。

○吉田委員

ただいまの説明のとおり、地域内交通の検討について、コミュニティ交通の検討は各地区の住民代表者が、飯塚市地域交通協議会に参画して、地域の状況や要望等を運行計画に反映するように協議されていると思いますが、各地区の民生委員、福祉委員などが参入している場合でも、地域交通に関する意見などが出てお聞いております。そのような方々や地域の会合からも意見を聞き反映できれば住民にとってよりよい交通機関になるのではないかと考えております。この点はいかががでしょうか。

○地域振興課長

コミュニティ交通の運行計画を協議しております飯塚市地域公共交通協議会におきましては、各地区のまちづくり協議会から1名ずつ、計12名の委員に地域住民代表として参画していただき、各地区の意見や要望等の取りまとめをお願いしているところです。現在、各地区のまちづくり協議会では、買い物ワゴンの運行などを検討するための部会が設けられ、民生委員や福祉委員の方々が協議に参加されております。今後の本市の交通体系の検討に際しましては、そのような地域に密着した会合等にも参加させていただきまして、さまざまな関係者のご意見をお聞きしたいと考えます。

○吉田委員

次に、運行の見直しについてお尋ねしていきます。コミュニティ交通の利用者は年々お年をとられ、利用状況も変化しております。それに伴い、コミュニティ交通に求められるものも年々変化していくと考えられます。現在の交通体系を固定化するのではなく、見直しを行いながら、そのときどきの最適化を努めるべきではないかと考えておりますが、この辺についてはいかががでしょうか。

○地域振興課長

コミュニティ交通につきましては、3年スパンで運行計画、交通体系等の見直しを行い、そのときどきの利用状況等を踏まえて課題解決や利便性向上に努めています。質問者が申されますように、時間の経過とともに利用者も変化いたしますし、民間交通機関の運行状況、商業施

設等の環境などの社会的な状況も変化しております。今後も、その時節の社会情勢、利用状況、住民ニーズにあった運行を行うために、必要に応じて改善を行っていきたいと考えております。

○吉田委員

お願いしておきます。先ほどの答弁の中に、コミュニティ交通の運行計画を協議しております飯塚市地域公共交通協議会につきましては、各まちづくり協議会から1名ずつの計12名、それと各地区の意見要望をとりまとめる上で、買い物ワゴンの運行についてはまちづくり協議会の中で民生委員さん、福祉委員さんの協議が参加されておりますと答弁いただきました。この会議の参加者の方々は、地域のお世話をされている方々たちでございます。ほとんどがご自身で運転されている方々でありますので、利用されている方のご意見聴取を掘り下げていただき、それは買い物ワゴン等の地域の皆様、民生委員さん、福祉委員さん、こちらのほうがより近いところにおられますので、利用者の。その声を十分反映した上で、今後の運行計画等の見直しを行っていただけたらと要望しておきます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:04

再開 11:14

委員会を再開いたします。

98ページ、地域振興費、菰田地区活性化事業費の基本方針と測量委託の成果及び今後について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

決算書の98ページ、総務管理費、地域振興費の菰田地区活性化事業費、総額約2300万円、これについてご質問いたします。まず菰田地区活性化の事業費の概要について説明をお願いいたします。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

飯塚市の中心拠点の一つとしてふさわしいまちづくりを進めるに当たって、今後の菰田・堀池地区のまちづくりの指標となる基本的な考え方をまとめた菰田・堀池地区活性化基本方針を平成30年12月に策定しました。基本方針では、菰田・堀池地区の現状と課題、菰田・堀池地区活性化基本方針に関連する上位計画との関係、菰田・堀池地区における課題への対策について、コンセプトや空間づくりに当たっての配慮事項、活性化の実現に向けての踏まえるべき方向性について整理しています。この方針を策定するに当たり、菰田・堀池地区活性化基本方針策定支援委託料309万5280円を支出しています。また、菰田・堀池地区活性化に向けた事業計画策定の基礎資料とするため、JR飯塚駅周辺と地方卸売市場敷地を区域とする現地調査測量を行い、JR飯塚駅周辺測量業務委託料1973万520円を支出しています。

○吉田委員

ただいま、ご説明いただきました菰田・堀池地区活性化基本方針の中で、飯塚駅の位置づけはどのように整理されておりますか。また地元住民の皆様のご意見はうかがわれましたか、お答えください。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

菰田・堀池地区活性化基本方針策定に当たり、地域住民の意見を反映したまちづくりを推進することを目的として、平成30年2月から平成30年9月にかけて、JR飯塚駅周辺地区活性化を考える会を開催しております。この会の活動目的は、会員である地域住民自身が飯塚市地方卸売市場敷地を含めたJR飯塚駅周辺地区の現状把握、問題点や課題の抽出及び整理してその分析や対策を考え、目指すまちづくりの方向性の意見集約を行い、市に提言することとなっております。平成30年10月にJR飯塚駅周辺地区活性化を考える会から市に提言をいただいております。市としましては、JR飯塚駅周辺地区活性化を考える会からの提言を踏まえ、菰

田・堀池地区活性化基本方針を策定しており、まちづくりのコンセプトの一つとして、交通ネットワークを生かしたにぎわいのあるまちづくりと定めております。さらに、J R飯塚駅の交通結節機能の強化、J R飯塚駅と飯塚市地方卸売市場敷間の回遊性向上を定めております。

○吉田委員

すみません。追加でお尋ねしますが、J R飯塚駅周辺の地区活性化を考える会、これの人員配置、人数、それとどのような方がこの委員に選ばれたのか、その辺についてわかりますか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

J R飯塚駅周辺地区活性化を考える会は約30名の人員から構成されております。人員構成の内容になりますけど、主に菰田まちづくり推進協議会の会員の皆様、堀池自治会長会であったり、堀池地区のまちづくり協議会であったりというふうなことで、地元の方々から選出をいただいております。

○吉田委員

地元の菰田、堀池の方々が30名ほどで協議されたということでございます。J R飯塚駅周辺の活性化を考える会、この当会からの提言内容についてご説明をお願いします。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

提言書の内容でございますが、J R飯塚駅の交通結節機能の強化、飯塚市地方卸売市場の移転敷地を活用したまちづくり、長期未整備となっている都市公園の再配置、J R飯塚駅と地方卸売市場敷間の回遊性向上、恵まれた広域交通軸を生かし、都市連携の拠点づくり、民間活力の積極的な活用を図ることが提言書の内容となっております。

○吉田委員

ただいまの説明の提言書の内容ですけど、菰田・堀池地区を活性化するためには、J R飯塚駅周辺の整備が不可欠であると思っております。この飯塚駅周辺整備については、J R九州との協議が必要だと考えますが、現在まで市とJ R九州の協議についてはどのような状況ですか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

J R飯塚駅周辺整備や菰田・堀池地区の活性化の実現に向けて必要であると考えており、交通拠点である飯塚駅周辺を中心に、広域公共交通のネットワーク強化も必要だと考えております。現状のJ R飯塚駅は駅構内や西側駅前広場と駅舎の間に段差があり、スロープ等も設置されていないため、バリアフリー化がされていない状況です。また、J R飯塚駅を挟んで市街地が東西に分かれており、東西の歩行者動線についても、階段での昇降が必要な人道跨線橋により接続されている状況です。J R九州との協議についてはすけども、菰田・堀池地区活性化基本方針策定後、平成31年1月10日、平成31年4月9日、令和元年7月22日にJ R九州本社にて、菰田・堀池地区活性化基本方針の内容説明に加え、飯塚駅が抱えている課題について協議を行いました。J R九州としても、駅構内等がバリアフリー化されていないなどの問題について認識しており、駅前広場と駅舎との整備について引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。

○吉田委員

J Rとの協議の上、進めていくということでございますのでよろしく申し上げます。今後の菰田・堀池地区の活性化についての対応について、取り組みをどのように考えておられるのかお答えをお願いします。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

本年度は卸売市場周辺道路等整備の基本設計を発注するとともに、J R飯塚駅周辺整備に伴うJ R九州との協議をし、また事業に対する国庫補助事業の導入に向けて、都市再生整備計画の策定に関し、福岡県都市計画課や関係部署との協議を進めてまいりたいと考えております。

○吉田委員

この菰田・堀池地区につきましては、先週の同僚議員の一般質問でも市場跡地について数多

くご質問並びに答弁をお伺いしました。飯塚市の中心市街地の南側に位置するこの菰田・堀池地区であります。駅の整備も重要であります。私は市の保有する炭都ビル跡地、市場跡地の有効利活用の方向性をどうするのが重要になってきております。JRの1つ手前のこの地域、ここですね。新飯塚駅周辺のように、正面西口には商店街が遠賀川方向に伸び、商店街が飲食店に姿を変え、日暮れになると平日、休日問わずににぎわっております。東口については大型マンション建設ラッシュで空き地がないような状況で、おのずと駐車場も空いてないような状況で、人口が増大しております。さらにはスーパーマーケット、フードウェイも進出してきて、皆さん御存じのとおり新飯塚駅周辺は見事に繁栄しております。このような、市内でも実例がありますことから、今からは交通の利便性のよい飯塚駅周辺にももちろんなるはずでございます。今後、今からも菰田・堀池地域の意向を伺いながら慎重に進めることを要望し、質問を終わります。

○委員長

次に、同じく98ページ、地域振興費、菰田地区活性化事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

同じテーマですけれども、先に測量調査委託料が出ておりますけれども、目的と成果をお尋ねします。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

測量の成果につきましては、菰田・堀池地区活性化に向けた事業計画策定の基礎資料とするため、JR飯塚駅周辺と地方卸売市場敷地を区域とする現地調査測量を行っております。その測量成果を基に、今後、事業計画策定に向けての基礎資料となっております。

○川上委員

堀池地区も含むんですかね。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

そのとおりでございます。

○川上委員

基本的に菰田地区活性化と呼んでいるんだけど、菰田・堀池地区というニュアンス、認識でいいですか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

そのとおりでございます。

○川上委員

そこで、先ほど吉田委員の質問に対して、基本方針を策定したということも答弁ありました。それで、策定支援委託料があるんですけれども、委託先はどちらですか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

菰田地区活性化基本方針策定支援委託として、受注者は、独立行政法人都市再生機構になります。

○川上委員

先ほど地域の考える会ができていて、提言までいただく経過があるんだけど、その委託先がこの地域の皆さんと生で話し合ったり、アンケートをとったり、そういうなことはどういうふうにやったかお尋ねします。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

地域と話す際には、独立行政法人都市再生機構、それと市と地元の方々と同時にワークショップ等を開催しております。主にワークショップにつきましては、市と地元の方々との意見交換が主になっております。都市再生機構の役割としては、その部分のワークショップの支援と。資料をつくったりとか、そういったところになります。

○川上委員

私は、立岩交流センターのときにそういうワークショップをかなり努力、意識して頑張ったというふうに認識あるんだけど、それと同じような感じで頑張ってきているということですかね。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

ワークショップにつきましては、やはり地元の抱えている課題であったり、今後の菰田活性化における方向性の集約というようなことで、地元の意見を吸い上げることについては同じであるというふうに考えております。

○川上委員

むしろ基本的には地元が主役でつくり上げていくのを支援すると、飯塚市を支援するというのが予算の執行の関係ではあったと思うけど、考え方としては、地元を支援することかな。それで、この基本方針の中に、私は5つの視点がどのようになっているかっていう問題意識が強いんですけど、もともと菰田・堀池地区は、ここを活性化させきらなければ、飯塚市はどこを活性化させるのかっていうくらい条件があるところだと思うんですよ。それで、まず駅については、基本方針の中でどのように位置づけられておるのかお尋ねします。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

委員おっしゃられるとおり、やはり地元の意見としては、飯塚駅中心としたまちづくりのことについて意見が出ております。やはり今回、菰田・堀池地区活性化基本方針におきましても、交通ネットワークを生かしたにぎわいのある拠点づくりとして、基本方針の中にJR飯塚駅の交通結節点の機能の強化というふうに整理をしております。

○川上委員

もう一つは、水害対策がどのように位置づけられているか、熊添川もあるし、碓川もある。過去苦しめられてきた経過の中で、活性化とこの水害対策、抜本対策は切っても切り離されないとと思うけど、基本方針の中でどうなっていますか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

基本方針の中には、具体的に水害対策については記載はございません。ただし、今委員おっしゃられるとおり、菰田・堀池地区の浸水対策というのにつきましては、今、県であったり、国であったりと、それと市の事業ございますので、連携を図りながら協議していきたいと考えております。

○川上委員

3点目は201号バイパスをどういう位置づけにしているかっていうことなんですけど。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

まちづくりのコンセプトとして挙げております交通ネットワークを生かしたにぎわいのまちづくりというふうなことで、菰田・堀池地区はやはり交通機能というのが幸いにも整っておりますので、JR、そしてバス、201号バイパスとの連携が必要だというふうに考えております。

○川上委員

4点目は、先ほど出ておりましたけど、買い物というか、お出かけというか、飯塚病院に行ったり、市立病院に行ったりとかいうようなこと、買い物もありますけど、このことについてはどのような考え方が書いてありますか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

繰り返しになるんですけども、菰田・堀池地区活性化基本方針におきましても、にぎわいのある拠点づくりと。ワークショップの中でも、駅の東側の方々から西側のアクセスがどうも悪いというふうな意見がございました。やはり新飯塚駅を事例に挙げまして、あのように、新飯塚駅のように東西の分断が解消すればいいなというふうな意見もございましたので、今回、J

R 飯塚駅の交通結節点の機能の強化というのが、いわゆるまちのにぎわいにつながるのかなというふうには考えております。もともと卸売、炭鉱が元気で、飯塚駅も中核を担い、そのころ卸売で頑張っていた地域だと思うんだけど、現状はそういうわけにはなかなかいかないところがあるんですけど、小売りの業者をささえていくというのがかなり重要と思うんですね。そして、先ほどから言っている4つのおおもとは住宅だと、私は考えるんですよ。にぎわうというのは人が集まるからにぎわうわけで、大きい商業施設があったらよそから来て、中にはにぎわっていますよ、外はにぎわっていませんでは、菰田流れも立ち行かなくなる危険もある。それで、卸売市場の跡地問題は、住宅とそこだけに住宅つくってわけじゃないけども、住宅づくりとリンクした中でという視点が要ると思うんだけど、基本方針の中では何か住宅、人が住むスペースのエリアの問題については書いてありますか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

地元のワークショップの中では、菰田・堀池地区が立地適正化の中心拠点というふうなことで、やはりにぎわいのある施設に対して、その周辺で住居が張りついたりとか、そういうふうなまちづくりになればいいなというふうな意見が出ておりました。今回、その部分につきましては、地元に対して、今後の整備について報告をしていきたいなというふうに考えております。

○川上委員

基本方針策定に当たって、合併協定A項目の3番目反して、穂波地内に新庁舎をつくらなかったんですよね。これが最初のというか、活性化対策の最初の一步を出なかったというふうに言えると思うんですよ。こうした中で、今ゆめタウンが卸売市場の跡地を手に入れたというような話になっているんだけど、既に基本方針の中で、卸売市場の跡地を大型商業施設に誘致してというような構想が入っているんですか。

○都市施設整備推進室主幹（技術担当）

基本方針策定の際につきましては、大型商業施設という具体的なものはございませんでした。ただ、基本方針の中のコンセプトとして、飯塚市地方卸売市場の移転後の敷地を活用したまちづくり、また周辺の活性化につきましては、民間活力の積極的な活用というふうなことが、地元の意見としてございましたので、そこについて整理をしている状況でございます。

○委員長

次に、99ページ、電算管理費、自治体クラウド電算システム使用料について、クラウドに接続している台数と内訳について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

99ページの第2款、総務費、総務管理費、電算管理費についてお伺いいたします。この中の自治体クラウド電算システム使用料のところですけども、その前に私が、クラウドという「雲」という形で、雲をつかむような話で申しわけございませんが、私も自宅のパソコンでネットをしておりますけれども、今、それぞれ個人の皆さんがパソコンの中の写真だとか、データであるとか、そういうのをクラウドのほうに預けてあるというふうに思います。私もプロバイダーではなくて通信会社のほうに写真とかファイルとかに預けております。これは当然、自宅ではそこを見たり書きかえたりできますけれども、外でもできるというのが売りですね。今5ギガバイト、無料の範囲内ですけども、やっておりますけども、それを超えるとまた月額幾らということで発生しますけども、自治体クラウドについてはかなり大きな、金額も3億900万円ということで大きいんですけども、一体どういうものになっておるのかということをお伺いしたいと思います。まずクラウドについてご説明をいただきたいと思います。

○情報政策課長

自治体クラウドについてご説明をさせていただきます。自治体クラウドとは、電算システムを庁舎内で管理、運用していたものを、地震などの災害に強く、セキュリティ面にもすぐれた外部のデータセンターにおいて、複数の自治体が共同で管理運用し、通信回線を経由して利用

できるようにする取り組みのことでございます。特に、複数の自治体が一体となって電算システムの集約と共同利用を推進し、保守業務等の効率的運用を図ることにより、大きな割り勘効果が期待できるものでございます。メリットといたしましては、サーバー等の運用及び業務の標準化によるコストの削減とセキュリティレベルの向上でございます。本市におきましては、平成24年から自治体クラウド導入への取り組みを進め、7団体による自治体クラウドを平成28年1月から開始いたしております。

○奥山委員

それでは、7団体ということですので、資料をもらっておりますが、飯塚市、直方市、大川市、うきは市、遠賀町、芦屋町、長崎県大村市、この7団体というように思います。契約の内容についてお伺いいたします。

○情報政策課長

契約の内容といたしましては、事業者が自治体クラウドとして構築した住民基本台帳や税、福祉などの基幹系業務及び財務会計やグループウェアなどの内部情報系の業務システム等を利用するサービス利用契約となっております。

○奥山委員

ちょっと難しゅうございましたけども、次に、自治体クラウドに接続してあるパソコンの台数についてどのくらいかお伺いします。

○情報政策課長

本市におきましては、現状で住民基本台帳や税、福祉などの基幹業務を取り扱う基幹系業務にシステムに接続するパソコンが508台、それ以外の内部事務などを取り扱う内部情報系の業務システムに接続するパソコンは1082台となっております。

○奥山委員

最初にも少しお話ししましたが、当然、サーバーをこの7団体で利用されているということで、当然割り勘という話がありましたけども、それぞれ今申し上げました飯塚市、直方市、ずっとありますけども、それぞれの自治体の規模がその中でもあるかと思えます。当然、規模に応じた契約だろうというふうに思いますし、今、台数、508台から1082台ということでお答えいただいたんですが、台数も当然その自治体の規模に応じて接続してる台数がそれぞれ違うというふうに思いますけれども、台数もかなり1600台近くありますけれども、パソコンの台数を減らすことで、経費の縮減というものを図れるんじゃないかと私は思うんですけども、今後、経費の縮減等、取り組みがありましたらお聞かせ願います。

○情報政策課長

パソコンにつきましては業務に不可欠なものとなっております、各課の要望等に応じて、その必要性やほかの業務との兼用について検討した上で余剰が出ないように配置しておりますので、台数のほうを減らすことは難しいものと考えております。なお、今後の経費縮減への取り組みでございますが、現在、自治体クラウドを構成する7団体で情報共有や共同利用に関する会議を開催しておりますので、共同利用の推進によるさらなる割り勘効果や自治体クラウドの環境を生かした業務の効率化及び経費の縮減について検討してまいりたいと考えております。

○奥山委員

最後、要望になりますけども、業務の効率化ということがありましたが、昨今AIというのが業務にかなり取り入れられるんじゃないかということで、各自治体、全国でも進んでおりますので、それも参考にさせていただいて、じきそういう検討されるときがありましたらよろしくお願います。要望にとどめます。

○委員長

次に、101ページ、人権・同和推進費、同和会館・人権啓発センターデイサービス事業と介護のデイサービスの違いについて、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

101ページ、総務管理費、人権・同和推進費の同和会館・人権啓発センターデイサービス事業と介護のデイサービスとの違いについてお尋ねします。決算書101ページに隣保館デイサービスとありますが、介護のデイサービスとどう違うのか、主だった点で結構ですでお尋ねします。

○人権・同和政策課長

隣保館でのデイサービス事業と介護のデイサービス事業の違いでございますが、主だった点では、まずそれぞれの事業の根拠法令の違いや、根拠法令の違いによる事業目的、対象者などが違っております。根拠法令で申しますと、隣保館デイサービス事業は社会福祉法第2条の社会福祉事業で、隣保館設置運営要綱の特別事業となります。一方、介護のデイサービス事業は、介護保険法第8条に位置づけられるもので、通所介護となります。また、事業の目的については、隣保館デイサービスが創作、軽音楽、日常生活訓練などを行うことにより、その自立を助長し、生きがいを高める事業であることに対し、介護のデイサービス事業は、利用者の能力に応じた日常生活ができるよう、生活機能の維持または向上を目指すもので、必要な日常生活上のお世話や機能訓練を行うことにより、利用者やご家族の心身の負担軽減といったことが主な目的となります。また、事業の対象者についても、隣保館デイサービスが障がい者及び高齢者等を対象としているのに対し、介護のデイサービス事業は、居宅要介護者と要支援者が対象となっております。

○委員長

次に、同じく101ページ、人権・同和推進費、人権・同和推進事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

101ページ、人権・同和推進費、人権・同和推進事業費、2282万8千円についてお尋ねします。これは同和対策推進団体補助金が同額となっております。補助金の交付額の推移をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

過去3年ということで回答のほうをさせていただきます。総額のほうで申しますと、ただいまありました2282万8千円、平成30年度決算に対しまして、昨年度決算が2352万6933円、平成28年度決算が2347万3638円ということになります。過去3年の推移になります。

○川上委員

人権・同和推進事業費という中に、補助金以外の費目がないでしょう。それはどういう事情なんでしょうか。

○人権・同和政策課長

人権・同和推進事業費におきましては、人権対策、また同和対策、いわゆる部落差別解消対策を推進する事業に対する団体補助金、こういったものを個々の事業として事業費の中で組んでおりますので、この部分以外につきましては、事業費の中では事業として組み入れてないものでございます。

○川上委員

この決算書見ると、したがって予算書もそうだったんだけど、飯塚市の人権・同和推進事業というのは、全て同和対策推進団体、つまり部落解放同盟と全日本同和会に対する補助金のことですよということなるわけね。飯塚市はそういう政策を今とっているわけですか。

○人権・同和政策課長

現在この事業の中では、委員おっしゃられますようにこの2団体に対する補助金の交付額が決算額となって出ているところではございます。ただ、こちらのほうの補助金につきましては、

市の補助交付要綱に基づき申請をいただき、対象となったものに対して交付のほうを行っておりますので、決算としては2団体ではございますが、これがこれからもずっと2団体であるかどうかというのは現時点でははっきりと申すことはできない状況です。

○川上委員

そこは聞いてないんですよ。飯塚市の人権・同和推進事業というのがあるわけね。その財政出動は2282万8千円で、その全てがこの2団体に対する補助金のことであるという、ほかに事業がないということじゃないのかということを知っているわけですよ。

○人権・同和政策課長

そのとおりでございます。

○川上委員

確認しますよ。飯塚市の人権・同和推進事業というのは、この2団体に対してお金をやる行為が、補助金渡す行為が対策事業であると。人権・同和推進事業であると。そのことだということですね。もう一回、答弁を求めます。

○市民協働部長

申しわけございません。この予算上の人権・同和推進事業費というのが非常に、読んだときに大きな予算のくくりの名称になってしまっておりますが、飯塚市としては人権・同和政策については補助金以外にもやっております。ただ、ここの名称につきましては、人権・同和推進事業費という大きなくくりでありながら、その内訳としては団体補助金しかないということでございますので、そこについては今後の課題として、この名称のあり方については課題として、見直しも含めて検討してまいります。

○川上委員

市長、副市长、この予算の立て方、決算のやり方は、名は体をあらわすじゃないけども、いわゆる、あなた方の言う同和対策は、とにかくこの2団体に金額に応じてお任せしますということだし、相手側からすれば、飯塚市の人権・同和推進事業というのは自分たちがやるんだと。それ以外がやるんかというような関係に読み取れるわけですよ。だから、ちょっと表記を改めるとかというような、この間は公文書書きかえと言ったね。そういうもので対応するようなものじゃないんですよ。だから、体質がここにあらわれていないかということをお尋ねします。

○市民協働部長

繰り返しの答弁になりますけれども、ここの名称のつけ方が、今、質問委員が言われますように、非常に飯塚市の人権・同和政策全ての対象としたような事業費の名称となっておりますので、ここについては今後ちょっと見直しをさせていただきたいということと、今言われますように同和対策推進団体の補助金が全て飯塚市の人権・同和政策のイコールということではもちろんございません。

○川上委員

今、見直すと言ったでしょう。見直さないといけないようなことがなぜ起こったと思いますか。

○市民協働部長

申しわけございません。今までの経緯等、そういった資料がございませんので、ちょっと答えることができません。申しわけございません。

○川上委員

そうしたら、過去の経緯もわからないで、見直すと答弁したんですね。大丈夫ですか、過去の経緯。行政は継続で正しいことを積み上げてくるんじゃないんですか。あなた方の立場から言えば、議会でポンと言われたら見直しますと。そういうことなんですか。私は見直せとかまだ言ってない。あなた方は、そういうようなものが出てくるというのは、そういう体質があるからじゃないかっていうことを知っているわけですよ。それに答えなくて、見直します、見直

しますって来るじゃないですか。決算の審査にならないでしょう。そういう体質があるからではないかということを知市長と副市長に聞いたんですよ。飯塚市の人権・同和推進事業は、全部この2団体に丸投げしているという姿がここにあらわれているんじゃないのかということを知っているんですよ。見直すと見直さないとかまだ聞いてない。

○市民協働部長

あくまでも、ちょっと表現の仕方については見直していきたいと思っていますけれども、今ここで言う人権・同和推進事業費というのは丸投げではございませんで、あくまでも市の補完事業を担っていただいている団体に対する補助金ということでございます。

○川上委員

そうしたら、人権・同和にかかわる事業の補完をしておりますという団体、あなた方がそういうに言っている団体が、飯塚市の事業で適正に行われるはずの事業の妨げになっている場合は、補助金を交付するかどうかお尋ねします。それでも補助金を出すのかお尋ねします。

○人権・同和政策課長

まず、この補助金の目的でございますけれども、こちらの補助金は住民の自主的、組織的な教育活動を促進し、住民みずからの教育水準、福祉の向上を図るため、人権部落差別解消行政と整合性を保ち、部落差別問題の速やかな解決に資するための費用について、この補助金で交付しているものでございます。妨げる行為、こういったものがあつた場合にこの補助金を交付するかどうかということでございますけれども、具体的にどういった内容の妨げなのか、そのことによってもまた若干変わってきょうかと思ひます。本当に補助金を支出すべきでないものなのか、もしくは、そうではないものなのか、協議や検討などによって改善できるものなのか、そういったことによつての違いがあるかと思ひますので、一概に交付しません、交付しますということとはちょっと答弁をいたしかねるところです。

○川上委員

平成13年度までは少なくとも地域改善対策、特定目的の住宅があつただけけれども、それがそれ以降、一般化したわけですよ。それ以前のことを問うてもいいんですけど、少なくとも一般化した後、飯塚市は公営住宅法及び市営住宅条例に基づいて、適切に一般公募しなければならなかつたんですよ。これは、この間ずっと指摘をしております。法に基づいてしなければならぬのにしないというのは、法令違反状態にあるということなんです。だから私は3月の予算議会で片峯市長に2つの提案をしたじゃないですか。1つは、一般公募を直ちにやると。違反状態解消できるでしょう。2つ目は、解放同盟の推薦であろうと、全日本同和会の推薦であろうとなかろうと、本当に住宅に困窮する市民があつた場合には、随時入居を認めていくという。団体の推薦とか関係なしに、現状で、現実を置かれてある状況に応じた特別措置というか、随時入居を認める制度をつくつたらどうかって提案したでしょう。そうしたら、どういふ答弁があつたかというのと、関係団体と協議しますっていうことなんです。それ以前の答弁と同じことがずっと続いているわけです。この2つの状況を見れば、部落解放同盟が、あるいはあなた方が市政推進のために補助金を出しているはずの団体が、事実上の妨げになっているということ。そう考えるのが当然じゃないかと思ひます。そういう現実が今あるのではないんですか。

○人権・同和政策課長

旧地域改善対策住宅の入居にかかる手続に関してでございますけれども、こちらのほうは国の通知もあり、担当課のほうで現在取り組んでいるということで聞いておりますので、本補助金の交付については問題はないものと思ひます。

○川上委員

さっきは、何か問題があつた場合は補助金について交付するかどうか検討するという答弁だつたと思ひますが、この個別事例が出てきたものに対しては問題がないというふうになつたと思ひます。

わけですよ。だから、全般については問題があれば見直しますと。でも、これについては問題はなさそうだと。だから、これによる補助金の見直しはしないという答弁だったろうと思うんだけど、そうであるかどうかについては住宅のところでも議論しますので、事実関係が究明されたときには、補助金を出し続けることが妥当であるかどうか検討してもらいたいというふうに述べて、この質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12 : 00

再開 13 : 00

委員会を再開いたします。

102ページ、男女共同参画推進費、女性活躍応援啓発事業の成果と課題について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

102ページの総務費、男女共同参画推進費の女性活躍応援啓発事業についてお尋ねいたします。まず事業の概要、目的についてお尋ねいたします。

○男女共同参画推進課長

平成27年8月に成立した女性の職業生活における活躍の推進に関する法律では、女性の個性と能力の十分な発揮と並んで、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が基本原則に定められました。本市においても、女性活躍や働き方の見直しの推進などを企業における経営上の重要戦略ととらえ、イクボス推進事業を実施しました。イクボスとは、部下のワークライフバランスを考慮し、個人の人生と企業の業績両立を成立させることを目指す経営者や管理監督者のことです。イクボスを実践する経営者や管理監督者が、男女問わず仕事と生活が両立できる環境整備を行い、多様性のある働き方を構築することで、事業所の課題である人材の確保や育成を効果的に行うことができると考えています。

○金子委員

それでは、このイクボス宣言、具体的な事業内容について教えてください。

○男女共同参画推進課長

福岡県地域女性活躍推進交付金を活用し、イクボス養成マニュアルを500部作成し、女性の活躍推進に向け、市職員や嘉飯圏域内の事業所を対象にイクボス養成研修会やイクボス事例発表会を開催しました。また、イクボスを普及させるための広報誌として、嘉飯圏域の事業所で活躍するイクボスのインタビュー等を掲載した飯塚イクボスマガジン（嘉飯桂取り組み事例集）を1千部作成し、イクボスの推進に取り組みました。

○金子委員

その成果はあったかどうか教えてください。

○男女共同参画推進課長

本年3月に、民間事業者が発起人となり、嘉飯桂イクボス同盟が設立され、現在、イクボス宣言をした事業所が9者加入されています。

○金子委員

私もこのイクボスに関するイクボスマガジンやマニュアルを見せていただきましたが、今後の課題等や具体的な方法をお尋ねいたします。

○男女共同参画推進課長

平成28年、29年に実施した飯塚市女性の労働状況に関する事業所調査によると、中小企業と小規模の事業所では、人的、財政的に余裕がない状況から、女性活躍の取り組みを実施する事業所が少ないことが確認されました。本市のイクボス推進事業や国、県が行う事業の情報提供を行うことにより、事業者における女性活躍の取り組みを推進するとともに、嘉飯桂イク

ボス同盟と連携し、イクボス宣言事業所をふやし、継続して研修会の開催や広報誌の作成により、課題検証や経営者、管理者の意識改革を行うなどの取り組みを行ってまいります。

○金子委員

私もこの冊子を読ませていただきまして、まず女性と職業や生活に関する活躍の推進に関する法律から基になっているということでしたが、女性の働き方だけでなく、女性、男性、性別に関係なく、また年齢にも関係なく、働き方について考える機会になるんだなというふうにしっかり思います。では、来年度のイクボス推進事業についてお尋ねいたします。

○男女共同参画推進課長

イクボスの推進につきましては、経営者や管理監督者の意識改革が必要不可欠であることから、引き続き取り組んでいきたいと考えておりますが、具体的な事業内容につきましては、これまでの事業成果を踏まえ、今後検討してまいります。

○金子委員

これ、とても難しいことだなと思います。人の意識みたいなのを変えていかなくちやいけないことだと思いますが、丁寧な取り組みをよろしく願いいたします。

○委員長

次に、同じく102ページ、男女参画推進費、法律相談・一般相談の成果と課題について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

では続きまして、同じく102ページの総務費、男女共同参画推進費の法律相談、また一般相談の成果と課題についてお聞きいたします。まず、その対象者と相談方法についてお尋ねいたします。

○男女共同参画推進課長

市内に在住、在勤、在学する女性を対象に、女性を取り巻くさまざまな悩みについて専門相談員に相談し、助言、指導を基に問題解決に向けたエンパワーメントにつなげることを目的に実施しております。相談方法は、事前予約や予約優先での受け付け、法律相談は女性弁護士、一般相談は女性相談員との面談形式により実施しております。

○金子委員

それでは、平成30年度のそれぞれの相談件数、相談内容についてお知らせください。

○男女共同参画推進課長

平成30年度の法律相談の相談件数は41件、一般相談では37件となっております。相談の内容につきましては、法律相談では夫婦の問題が一番多く、相続に関する事、不動産に関する事の順になっております。一般相談につきましては、夫婦の問題、親子の問題、DVに関する問題の順になっております。また、相談日以外にDV相談等で来庁される方もいらっしゃいますが、その場合は、担当課職員がお話をお聞きし、その方の状況によって福岡県の配偶者暴力相談支援センター嘉穂鞍手、警察、関係課等と連携して対応を行っております。

○金子委員

私の知人、友人も、いろんな人生経験をされておまして、相談したくてもやっぱりどこに行ってもいいのかわからない、また自分しか、この悩みは自分だけのものなんだというふうに思っていますが、大変それが相談しにくいというような状況があるようです。なので、少しでも相談しやすいような環境をつくっていくことが必要とないかなと思いますが、その相談による成果と課題について、お尋ねいたします。

○男女共同参画推進課長

女性は結婚や出産、育児等のライフイベントにより生活スタイルが変わることで影響を受けやすく、生活上の困難に陥ることも少なくありません。法律相談では、専門的な知識や助言を行い、一般相談では、日々の生活で起こるさまざまな悩みを相談者の立場に立って一緒に考え

ることにより、個人のさまざまな生き方の支援ができていることが成果となっております。しかし、質問委員も言われましたように、困難に直面しても相談できない女性の孤立化を防ぐためにも、相談窓口の周知をどのように行っていくかが課題となっております。

○金子委員

本当に相談の窓口というのは、やっているつもりでもまだまだ浸透しないというのが現実だなと私も思います。何かと新たな取り組みを考えているか、あれば教えてください。

○男女共同参画推進課長

平成30年度から、市内で勤務する女性に周知を図るため、企業を訪問したり、また市民に対する周知としては、名刺サイズのカードを作成し、公共施設だけでなく、ショッピングセンターの女性トイレ等に設置してもらうなどの取り組みを行っております。

○金子委員

やっぱり何より細かな取り組みが必要だと思います。困っている方というのはやっぱりどんどん内向きになっていって外に出ないことも多いと思いますので、細かい取り組みをよろしくお願いいたします。

○委員長

次に、103ページ、諸費、各所防犯灯柱等設置工事について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

103ページ、総務管理費、諸費、各所防犯灯柱等設置工事、67万7160円余の決算となっております。最初に、決算ですから、年度中に新たに設置した数が幾つになるのかお尋ねします。

○防災安全課長

平成30年度の防犯灯柱の設置数につきましては、市内全体で7本となっております。

○川上委員

67万7160円で7本ということですか。

○防災安全課長

そうであります。

○川上委員

防犯灯柱は、これは新規につくったのか、あるいは更新、古くなったものを廃止して新たに立てたのか、それぞれなのか、わかりますか。

○防災安全課長

両方ありますが、内訳についてはちょっと今手元に資料がありません。すみません。

○川上委員

防犯灯柱の老朽化による危険性の問題については、この間指摘をし、とりわけ自治会が管理するものについては、もう自治会のほうで、もう責任持てないんですっていう状況があるところもあります。それで、私はこの際、自治会の希望のあるところは、市で引き取って、市の場合は保険がかかるわけですから、そういう措置をとったらどうかというふうに提案したところ、個別に対応したいというような話だったと思います。その後、それはどのようなことになっているか、この際ですから教えてください。

○防災安全課長

自治会からの要望により、今年度、令和に入りまして1自治会から申し出がございました。その内容としましては、今、質問委員がおっしゃるように、自治会のほうで管理がちょっと行き届かないといったところと、今後のことを考えて市のほうでということと提案を受けております。その分につきましては、自治会のほうと鋼管柱、そのときは3本無償で譲り渡すということで申し出がっておりますので、これにつきましては、飯塚市のほうで受けております。

○川上委員

それはもう受け取って、保険にかけているんですか。

○防災安全課長

飯塚市が管理している鋼管柱につきましては、市の総合賠償保険等に加入しておりますので、その中にその3本は入り込むような形になります。

○川上委員

ことしの8月15日に、相田の清水谷第2市営住宅に行くことがあったんですよ。敷地内に、住宅の入り口に防犯灯柱が倒れているわけですね。かなり風が吹いたのはあるけども、余り深刻な被害は全体として起きてなかったと思うんだけど、倒れているわけですよ。それで根元を見ると、もう腐食しているわけですね、地表に面したところが。これが、けが人がいなかったようですから、それはよかったんだけど、どうしてこういうことが起こるのか、どう対応したのかお尋ねします。

○防災安全課長

今回ご指摘のあった清水谷団地の件ですが、概要としましては、8月3日に台風8号が九州北部に接近した影響により、敷地内にある防犯灯柱が倒れております。この鋼管柱の素材は金属でできており、おっしゃるように雨水等でさびによる侵食が発生し、また経年劣化も伴って倒れております。そのときの対応としましては、近隣住民からのお知らせがあり、市営住宅を管理しています所管課であります住宅政策課のほうで現地に行き、倒壊したポールを撤去、それから新たな鋼管柱を設置し、防犯灯の復旧を終了しております。

○川上委員

確かに市の職員も定員管理のもとで減らされていってというのものもあるんだけど、飯塚市でも未然に防ぐことができないような状況がありましたという事例なんですよ、市営住宅の中で。それで、自治会が何千本持っているんですかね。1自治会で何百本と持っているところもあるように聞いていますけど、何度点検したらよいかわかりませんが、きちんと点検して、そして、必要に応じて自分のところの財源で手当てをすとかということが、果たして可能かという、今までで何とかなったってということがあるところもあるかもしれないけども、実際に無理ですという声が上がっている状況の中で、これは設置工事の費目になっているんだけど、そういう発想の中で予算出動を今後していく必要があるんじゃないかというふうに思います。何か考えがありますか。

○防災安全課長

点検につきましては、現在のところ定期点検とか、マニュアル等の作成にまでは至っていない状況であります。ただ、安全安心のために設置している防犯灯でありますので、そのもの自体が人的、物的な被害を与えるということはあってはならないというふうに考えております。これにつきましては、総括的に防災安全課のほうで管理をしておりますが、関連課もありますし、自治会との協議もありますので、今後、定期点検のやり方、それから、どういうふうな形でマニュアル作成にしていくかについては、今後検討していきたいというふうに考えております。

○川上委員

市の現在の直営のものに対する管理のこと、更新を含めて。それから、今申しあげました自治会所有、自治会管理のものに対する考え方、整理しながら、全体として市が万全を期せるように、財政出動を含めて手当てする必要があるというふうに思います。指摘して終わります。

○委員長

次に、104ページ、諸費、自治会加入促進について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

104ページ、総務管理費、諸費における自治会加入促進についてお尋ねします。自治会加入促進事業を取り組まれていると思いますが、市役所窓口で加入促進について案内、説明した

方の自治会加入状況についてどうなっているのか教えてください。

○まちづくり推進課長

自治会加入促進事業としまして、転入転居手続に本庁、支所に来庁された方に対し、自治会加入パンフレットにより説明を行い、自治会加入を促し、お願いをしております。自治会長の訪問を承諾された方につきましては、情報を自治会長に提供し、自治会長が転入転居者のお宅を訪れ、自治会加入についての説明、加入手続を行っております。窓口にて説明を行った市民の方が、その後、自治会に加入したかどうかまでの把握はできておりませんが、市が事前に説明を行うことから、自治会長や隣組長の訪問時には、スムーズに自治会加入手続ができていくという声をいただいております。

○土居委員

それでは、市役所窓口で説明を行い、自治会長が訪問し、加入手続を行うということですが、実際の自治会加入率はどうなっているのか教えてください。

○まちづくり推進課長

ここ3カ年の状況ですが、平成28年度1月末時点60.8%、平成29年度、同じく1月末現在60.3%、また平成30年度、同じく1月末現在で58.4%となっております。低下、減少傾向となっております。

○土居委員

年々自治会加入率が低下しておりますが、市として何か方策がありましたら教えてください。

○まちづくり推進課長

現在行っております取り組みとしましては、先ほど説明いたしました市窓口での転入転居者へのご説明、それ以外にパンフレット、啓発グッズを活用した加入啓発、また、自治会と連携した加入説明会の実施、地域イベントでの加入促進PR、自治会連合会自治会加入促進部会での協議などを行っております。しかしながら、自治会加入における各自治会における課題等は一律ではございません。そうしたことから、個別に相談を受け、対応しておりますが、即効性のある効果的な手立てにつきましては見出せてない状況でございます。市としましては、現在行っている加入促進に関する事業とあわせまして、離脱率減少に向けた取り組みを自治会と市が連携を図りながら、継続的に寄り添った支援、フォローを実施していく必要があると考えております。

○土居委員

自治会加入率が低いとどのような影響があるのか、具体的に教えてください。

○まちづくり推進課長

地域コミュニティの中でも、自治会は重要な組織であると認識しております。このまま自治会加入率が低下していくと、自治会の機能が果たせなくなることから、自治会で設置いただいております防犯灯や自治公民館の維持管理、また防犯、防災、登下校時の子どもの見守り、環境活動に関する取り組み等、自治会活動も衰退していくことが考えられます。

○土居委員

それでは、市民協働のまちづくりを推進するためには、地域コミュニティの活性化が不可欠で、その中で自治会が果たす役割は大きいと考えます。まちづくりは人づくりです。次世代育成や男女参画など、地域の清掃活動、運動会、フェスタ、どんど焼き等のイベントや事業を通じ、世代間の交流を積極的に行い、だれもがいきいきと安全安心に暮らせ、このまちでよかったと思える地域コミュニティを築いていくことが最も重要だと考えます。今後も自治会と市が連携を図り、継続的に施策を実施し、加入向上率に向け努力していただきますよう要望して、この質問を終わります。

○委員長

次に、同じく104ページ、諸費、自治会加入促進事業の成果について、吉田委員の質疑を

許します。

○吉田委員

同じ質問になります。2款、総務費、総務管理費の自治会加入の促進についてということで、ただいまの答弁にもありましたが、自治会加入促進事業について聞いていきたいと思えます。自治会加入促進事業については、転入転居者への飯塚市役所の市民窓口での説明から自治会長の戸別訪問につなぐ加入促進の取り組み、まちづくり協議会等が実施しているそれぞれのイベントなどに配布する啓発グッズによる加入促進の取り組み、新築マンションなどの集合住宅での自治会加入のお願い、さらには自治会連合会と自治会加入促進部会の協議など、さまざま努力されていることはわかります。そこでご質問なんですけど、新規の自治会加入促進の取り組みは大変重要であるとは認識しています。今後も引き続き実施していただきたいと考えますが、現在、各自治会でよく話に聞くのが、既存の自治会加入者の脱会問題であります。大きな問題と思っているのですが、把握しているのがあれば、お答えをお願いします。

○まちづくり推進課長

詳しく集計をしておりませんが、課題となっておられます自治会長から、高齢のため役員にはなれないので脱会する。また、忙しくて自治会役員等になることができない。高齢化で活動ができないなどの理由により、自治会をやめたいという脱会問題について相談を受けることはございます。

○吉田委員

それでは、既存の自治会加入者の脱会問題で、自治会独自で取り組んでいる事例、また市としてどのようにバックアップしたらいいと思われますか。支援策、フォローしている事例があればご紹介いただけますか。

○まちづくり推進課長

既存の自治会加入者の脱会問題につきましては、自治会長から相談を受け、対応については個別に協議しているという件数が年々増加傾向にございます。自治会独自で取り組んでおられます事例としましては、高齢者の生きがいがづくり、役員免除、また役員等の当番制の考え方、自治会活動費の減免、防犯灯などの管理費のみの徴収など、さまざま実施されておられます。また盆踊りや夏祭りなどの事業の復活、世代間交流事業の実施、高齢者のやさしいやりがい、生きがいがづくり、あいさつ運動など、その地域にあわせた各種取り組みを実施されておられます。市といたしましても、目に見えたバックアップ、支援ではございませんが、実際に相談があった自治会に入り、一緒に考え、その自治会や地域にあった、寄り添った対応を行っていくよう心がけております。

○吉田委員

ご説明ありがとうございます。続きまして、自治会脱会者へのアプローチ、対応についてはどのようにされておりますか。

○まちづくり推進課長

市から脱会者への直接的なアプローチは行っておりませんが、相談を受けた自治会には、自治会で加入継続についてのお願ひする際に、自治会で行います集会等に同席して説明を行っております。先ほど答弁させていただきましたが、脱会する方には何らかの理由がございまして。今後もそれぞれの脱会理由が解消できるよう、自治会長と寄り添い、対応していきたいと考えております。また啓発事業等におきまして、事前に自治会のメリット、住民どうしの助け合い等の必要性について、継続して強く伝えていきたいと考えております。

○吉田委員

私もそのとおりだと思います。地域によっては、高齢化と空き家が多く、働く世代では仕事の帰りが遅く時間がない等の理由で役員はできない、加入世帯数が少なくなっていることで役員が回ってくるのが早い等の理由で、自治会組織を脱退するという事例が起こっております。

そのもとには根幹となる隣組を脱退される方が見受けられます。そこで伺います。隣組の統合については、どのようになりますか。できますか、できませんか。

○まちづくり推進課長

隣組を合併、統合する際には、まず自治会内で協議を行いまして、隣組の状況を市へ報告をしていただきます。その上で合併、統合申請の事務処理を行っております。自治会内、隣組間で話し合いを行い、合意が得られれば合併、統合することは可能でございます。

○吉田委員

自治会加入促進のためには、転入者、転居者に対し、市役所の窓口で自治会に関する説明を行い、訪問承諾を受けた場合、自治会長と協力し加入につなげる。新設マンション等は管理組合に自治会について説明を行い、新たな加入促進に取り組まれております。実際、加入率が前年度が60%、平成30年度目標数値については72%です。実績は58%にしか至っておりません。一方では、高齢のため役員になれないので脱会する。先ほど申しましたが、忙しくて自治会役員になることはできない、高齢化で活動できない等の理由により、自治会をやめたいという脱会問題について、自治会長から相談を受けることはあります。また、その対応について、今後もそれぞれの脱会理由が解消できるよう、自治会長と寄り添い対応していただきたいという考えもお答え願いました。転入、転居の新規加入促進も重要ですが、既存の長年加入いただいている市民の安全安心の暮らしを守るため、自治会長の相談事、ご意見を十分取り組み、今後も加入促進事業をよろしく継続をお願いいたします。

○委員長

次に、104ページ、諸費、空き家等対策事業費について、空き家バンクの状況について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

104ページの総務費の総務管理費、諸費について、空き家対策事業費についてお尋ねします。空き家バンクについて、現在の登録件数がどのようになっているのかお答えください。

○住宅政策課長

平成31年4月に開設いたしました飯塚市空き家情報バンクについては、令和元年8月末現在の登録件数はゼロ件となっております。

○吉田委員

決算ということは十分承知しておりますけど、前年度に経費の計上があったもので続けさせていただけます。登録件数がゼロだった理由についてはどのような分析になりますか。

○住宅政策課長

今現在、8月末現在で十数件の問い合わせはありますが、実施基準となります飯塚市官民連携空き家流通促進実施要綱に定めております要件が、具体的には相続登記が完了していることや、建築基準法に基づく接道義務などを満たされていないことから、登録には至っていないというのが原因であります。

○吉田委員

空き家バンクについては、どのような周知を行ってまいりましたか、現状についてご報告ください。

○住宅政策課長

周知の方法です。飯塚市のホームページ及び平成31年の市報4月号への掲示、また令和元年5月上旬に発送を行いました固定資産税納税通知書に案内チラシを同封し、周知を図っております。

○吉田委員

現在までの情報についてお答え願いましたが、登録件数をふやすための施策についてはどのようにお考えでしょうか。

○住宅政策課長

今、空き家バンクが、議員が申されますよう、ゼロ件でございますので、今後、現在の状況から要件等を見直す検討の必要性は感じております。そのため、まず登録宅建業者様に意見聴取を図り、その結果を踏まえながら、要件を緩和する等の検討を行ってまいりたいと思っております。

○吉田委員

ただいま登録宅建業者というお答えがありました。これは飯塚市専用の登録宅建業者であるのか、何件ぐらいあるのかお答えをお願いします。

○住宅政策課長

今現在、飯塚市の市内の業者で30業者、登録していただいております。

○吉田委員

30業者ということですが、福岡県宅地建物取引協会及び全日本不動産協会、これがあると思いますが、市内には何社ぐらいあるのでしょうか。

○住宅政策課長

飯塚市の不動産業者数ということで、福岡県宅地建物取引協会が86事業所ございます。全日本不動産協会につきましては24事業所がございます。合わせて110事業所となっております。

○吉田委員

市内に110事業所の不動産関係の会社があるということで、この空き家バンク登録については30者ということですが、これが登録に至らない理由があれば、その辺を教えてください。

○住宅政策課長

先ほどの答弁と重複いたしますけど、この飯塚市官民連携空き家流通促進実施要綱で定めております要件等が接道義務と相続登記という部分を設けているものですから、この要件を満たしている住宅がなかなか見当たらないと。ご相談されている方の住宅等につきましても、そういう要件を満たしておりませんので、今のところ登録に至っていないという状況です。

○吉田委員

登録に至っていない理由は接道とか相続の関係ということで理解ができました。登録に至らない理由もあるんですけど、至るとすればこの個人の業者さん110者についての30者が登録されているんですけど、30者は30者で独自でホームページ等はお持ちになって、募集はかけておられると思うんですけど、飯塚市の空き家バンクと業者さんのお持ちのホームページあたりの物件についてはダブることがあるんですか。それとも全く別物件になるのでしょうか。その辺どうでしょうか。

○住宅政策課長

今委員が申されました宅建業者さんが持たれているホームページ等で掲示されております空き家と飯塚市の空き家バンクというのは、重複することはございません。

○吉田委員

それでは、この近隣の状況についてもお尋ねしたいんですけど、近隣の状況でこのサイト辺り、空き家バンクもしくは業者さん辺りの動きがわかればわかる範囲、例えば近隣の嘉麻市さんがどうだ、桂川がどうだっていうところの情報があれば、その辺を教えてください。

○住宅政策課長

今委員が申されました、飯塚市が今現在、宅建業者のほうで121件、全日本不動産協会ラビットというのが15件ございます。合計で不動産業者が登録している件数は136件ございます。嘉麻市につきましては、空き家バンクの登録件数になりますけど、嘉麻市さんが6件となっております。田川市が41件となっております。直方市さんはゼロです。宮若市さんが

36件となっております。

○吉田委員

今ご説明の中に田川市が極端に数多くて、宮若市が36件やったですかね。という件数がありますけど、これはやっぱり飯塚市の状況と幾らか違うんでしょうか、内容は。

○住宅政策課長

今、質問委員から出ました田川市さんの41件、宮若市さんの36件というのが非常に数字的には突出しているところになっておりますけど、先ほどお話しいたしました不動産業者の、この実施要綱を定めております内容につきまして、各自治体で要綱が違いますものですから、うちの確認するところによりますと、宮若市さんとかは空き地等も含んでおられるということでお聞きしております。

○吉田委員

すみません。そうしたら、今現状で空き家バンクの登録件数がないわけですけど、今後、空き家バンクの市内の空き家が登録されて、いざ契約に当たる場合について、その30者のどこが担当するんでしょうか。そこら辺についてお示しをお願いします。

○住宅政策課長

先ほど申し上げました30者が輪番制によりますので、順次、1番の方から順次回すような形になっております。

○吉田委員

輪番制で回るということは、要するに登録業者が自分の手持ちのところは自分の営業をされながら、飯塚市の空き家バンクに登録した物件は輪番制で回るということですよ。かなりやっぱり業者さんも登録するのに手間取られるとか、自分に回ってくるかどうかもわからない物件を登録するというのはなかなか難しいと、それも指摘しておきます。それと、あと要件、要綱について、厳しいから見直すということですから、せっかく始めた事業ですから、この事業が何とか進むように見直しも含め、その点を要望して質問を終わります。

○委員長

次に、同じく104ページ、諸費、空き家等対策事業費、老朽危険家屋解体撤去補助金について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

104ページ、総務費、総務管理費、諸費の空き家対策事業費、その中の老朽危険家屋解体撤去補助金についてご質問します。その前に、こういう本がありましたので、総住宅数及び総世帯数の推移ということで、何でこんなに空き家も多いんだというのはちょっと触れていますが、1968年、今から50年前になるんですけども、50年前に総住宅数と総世帯数がほぼ同じでした。当然あれから50年になりますから、どんどんどんどん家ができれば、どんどんどんどんそれが空き家になって拡大しているんですよ。私が質問するところの、またそれから年数がたてば老朽化して、壊していかないかということになってこようかと思えます。それとあと飯塚市が、これは市のほうも発表されていますけども、リビングマガジンというやつに載っていますけども、平成25年に飯塚市の総住宅数6万6380戸、それからそのうち空き家が1万1950戸、空き家率が18.0%です。これは福岡県で2番目に多い空き家なんですね。ちなみに1番が隣の宮若市の19.9%が1位で、飯塚市が2位という空き家が多くなっております。そういう中でまた老朽化ということになってこようかと思えますけども、まず最初に老朽危険家屋解体補助金の内容についてご説明をよろしくお願いします。

○住宅政策課長

交付要件につきましては、平成24年12月7日に制定いたしました飯塚市老朽危険空き家解体撤去補助金要綱により規定しております。住宅地域改良法に規定する不良住宅で居住等してないことを前提に、所有権以外の権利の設定がされていないことや、住居部分の面積が延べ

床面積の2分の1以上であること等を要綱としております。なお、不良住宅の判定につきましては、住宅地域改良法施行規則に準じた不良度の判定により、判定合計が100点以上ということしております。

○奥山委員

もらっているのとちょっと違いましたけどいいでしょう。今回、決算で593万8千円の決算額になっております。その交付が12件ということで、当初の予算額についてお伺いします。よろしいですか。

○住宅政策課長

すみません。先ほどちょっと答弁の内容が変わりまして申しわけありません。平成30年度の決算額593万8千円につきましては、飯塚市老朽危険家屋解体補助金要綱に基づき交付決定を行いました。12件についての補助金の総額としております。予算額につきましては750万円でございます。

○奥山委員

次は、この12件の中身をお伺いしますが、飯塚市でやはり100戸以上の空き家があるところが、先ほどちょっと見ましたけど菰田地区、それから二瀬地区、鎮西地区、立岩地区、庄内地区、穎田地区、筑穂地区ということになっておりますけども、この12件の補助金を出されたところですけども、その所在地と伺いますか、地域がわかりましたらお願いします。

○住宅政策課長

所在地につきましては、旧町単位では、旧飯塚地域が7件となっております。旧穂波町地域が1件、旧筑穂町地内が1件、旧庄内町地内が1件、旧穎田町地内が2件でございます。

○奥山委員

次に、補助金の対象、50万円が最大と思いますけども、補助金の対象額の平均額についてお答えをお願いします。

○住宅政策課長

補助金の対象経費の平均額としまして、約187万9千円となっております。

○奥山委員

上限が50万円ということで、1戸を取り壊すのに平均187万円ということですかね。かなりやっぱり大きな額が、私も家ありますけれども、そのぐらい将来かかるのかなという心配もしておりますけども、上限50万円ということで3分の2は持ち主の方が負担せないかんと。ただ、申請しても、なかなか手持ちがなければ壊すことすらままならんというところもあるかと思えます。次に、老朽家屋の撤去補助金に関する相談件数についてお伺いします。

○住宅政策課長

平成30年度は26件、本年度につきましては8月末現在にて相談件数は16件となっております。

○奥山委員

次に本年度、令和元年度ですが、執行状況はどのようになっておるのかお伺いします。

○住宅政策課長

8月末現在の申請件数としまして13件となっております。本年度8月現在の執行状況としましては、予算額1千万円に対し5件、これ解体済みとなっております。総額226万1千円の補助金を交付しております。

○奥山委員

次に、交付要件についてお伺いをいたします。

○住宅政策課長

交付要件につきましては、平成24年12月7日に制定いたしました飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金要綱により規定しております。住宅地域改良法に規定する不良住宅で居住等して

いないことを前提に、所有権以外の権利が設定されていないことや、居住部分の延べ床面積が2分の1以上であることを要件としております。なお、不良住宅の判定につきましては、住宅地域改良法施行規則に準じた不良度の判定により、判定の合計点数が100点以上であるとしております。調査方法につきましては、部屋の内部につきましては判定項目がないため、外部からの調査としております。

○奥山委員

次に、平成30年度の交付実績分、12件だったですかね。その判定、年度の内訳といえますか、相談が幾つあってとかいうような、それについてお尋ねします。

○住宅政策課長

平成30年度につきましては、該当年度の判定依頼により要件を満たしたものが9件ございまして、それ以前の年度に判定したものが3件となっております。

○奥山委員

次に、過去の不良度の評点により、評価点合計点数が100点以上の要件は満たしているものの、申請をしていない件数、先ほどもちょっと私触れましたけども、申請をしていない件数についてお答えをお願いします。

○住宅政策課長

判定要件を満たしており申請に至っていないケースにつきましては、平成29年度におきまして1件、平成30年度につきましては12件でございます。

○奥山委員

まだこれから、この合わせて13件ですかね。これが申請をされるかもしれんということですね。次に、補助金交付要件の不良住宅の判定で要件に満たなかった場合、所有者への対応はどのように行っているのかをお願いします。

○住宅政策課長

空き家は第一次的に所有者等がみずからの責任によりの確に対応することが前提でございます。そのため、助言等を踏まえながら、適切な管理をしていただくことをお願いに努めております。

○奥山委員

そうは言いつつも、本人が思う分については老朽危険家屋かなということでの相談で、点数は100点行かなくても何とかならんかなということ、それを時間軸で少し時間がたてば該当してくる可能性も高いということですかね。

次に、補助金交付申請に必要な撤去費、経費の見積りの業者指定についてお伺いいたします。

○住宅政策課長

見積書につきましては、市内に本店、営業所、事務所その他これに類似する施設を所有し、家屋の解体及び撤去に伴う資格を有する業者としております。その要件を満たした3者の見積書が必要でございます。なお、3者のうち1者は申請年度、本年度になります、本市の建設工事有資格名簿に記載の指名業者としており、補助金の交付を受けるためには、見積額の一番安価の業者の方と契約することとしております。

○奥山委員

今ご答弁いただいた分ですけれども、飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金交付要綱にもうたっておりますけれども、3者の見積もりっておっしゃってましたですね。3者のうち1者は本市の建設工事有資格者名簿に記載、これ10者ありますけれども、これがうたっておりませんけれども、どこかうたってあるものがあればちょっとお尋ねしたいと思います。

○住宅政策課長

先ほどご説明いたしました飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金要綱にこの10者の項目を、

内容を入れておりませんので、実質上、その要綱はうたっていない状況でございます。

○奥山委員

ただ、次を読んだら、3者の見積もりが必要だというのは、どこに書いてありますか。

○住宅政策課長

3者の見積もりというのも要綱の中には、正式には記入はしてありません。

○奥山委員

ならば口頭でお伝えするということですか。3者見積もり取ってこないといかんですよ、そのうち1者はこれですよと。そういうことなんですか。

お伺いします。この3者の必要とこの1者、記載されている、ホームページにありますけれども、この3者の必要はどこに必要性があるのかなとちょっと単純に思います。何かわかればお願いします。

○住宅政策課長

ご相談者様がお知り合いの業者さん、解体業者が持っている分の業者の部分と飯塚市の指定業者ということで、これ飯塚市の市内の業者を使っていた部分と3者見積もりの中でより安価な部分を使っていたことで、解体費が少しでも軽減されるのかなということで、相談される際にそれをお願いしている状況でございます。

○奥山委員

当然、私がする場合、素人ですから、どこが適切な業者さんとか、高いとか安いとかいうのは当然わかりませんし、そのうち1者はこの有資格者、記載の10者、ホームページにありますけれども、1者は頼まないかんけん、自分で頼むんでしょうけど、それが容易に伝わるかなと。どこか自分で探さないかんのかな、例えばそれを紹介いただくのかなとか。1者はホームページですね。あとの2者はこういうところがありますよとか、知り合いがそこそこそんなにいらっしやらないと思いますが、これが容易にわかるかな。そこがちょっと心配ですけども、何かアドバイスを、こういうアドバイスをしていますとか、住民の方もああそうねと納得されているかどうかわかれば。

○住宅政策課長

先ほどお話ししましたように、ご相談者が御存じの解体業者でもよろしいですけど、御存じなければ、市の先ほどお話ししました10者の中から3者を選んでいただいても構いませんので、存じていない場合にはこういうご案内をさせていただいております。

○奥山委員

次に、行きましょう。スムーズに行くように丁寧なご説明をよろしくお願いします。

次に、これは老朽家屋ということで、当然危険になっておりますから、路上に倒れて安全の部分ではどうかというのがありますけれども、それと同様に、樹木であるとか、雑草であるとかいう相談もいろいろいただいて、その都度、環境衛生をお願いしたりすることもありますけれども、その辺の対応についてどのようになるのかということでお願いします。

○住宅政策課長

建物の対応と同様に、所有者等の確定を行い、把握した段階で、状況がわかる写真を添付した文書を所有者等に送付しております。その後、改善が進まなければ、文書等の再通知を行い、面会ができる状況であれば、職員が出向いてその内容と助言指導を行ってお願いをしております。

○奥山委員

ありがとうございます。最後になりますけれども、人口減少が飯塚市も進む中、空き家は先ほども申しあげましたように18.0%、どんどんどんどんふえておりますけれども、事前に何か対策等は考えてあるのであれば、そこをよろしくお願いします。

○住宅政策課長

所有者等が使用している段階から、予防の観点で空き家対策について取り組むべき事項と考えております。具体的な内容はこれから検討してまいります。空き家の発生を未然に防ぐ予防を展開していく上では、まず空き家となる可能性である住宅について、所有者等が気軽に相談できる体制づくりが必要と考えております。建物の流通は権利関係等に精通した民間団体等に参画していただくことを考えており、またひとり暮らしの高齢者や核家族の高齢者世帯へ空き家予防の意識を高めることが重要と認識しておりますので、福祉部局と連携を図る仕組みも今後考えていく必要があるかと考えております。

○委員長

次に、108ページ、賦課徴収費、徴収事業、ファイナンシャルプランニング生活改善指導委託事業の費用対効果について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

108ページ、徴収費、賦課徴収費におけます徴収事業、ファイナンシャルプランニング生活改善指導委託事業の費用対効果についてお尋ねします。当事業の事業内容はどのようなものか教えてください。

○税務課長

当事業は、市税、国民健康保険税が滞納となっている相談者がファイナンシャルプランナーと面談することにより、借金の有無、所有不動産の活用の有無、事業状況等を把握した上で、債権者に対する過払い金の請求や借入金等の一本化、返済条件や期間の変更申請、不動産売却等のアドバイスを、相談者の状況に応じて行い、生活の再建とあわせて、滞納となっている市税、国民健康保険税の納付につなげる事業でございます。

○土居委員

それでは、当事業にかかる費用はどのようになっているのか教えてください。

○税務課長

当事業にかかる費用は年間64万円であり、その2分の1を一般会計徴収費、賦課徴収費から、残りの2分の1を医療保険課が所管する国民健康保険特別会計徴収費、賦課徴収費から支出しております。医療保険課の2分の1、全体の4分の1となりますが、県特別交付金により助成されております。

○土居委員

それでは、この事業によりどのような効果があるのか教えてください。

○税務課長

ファイナンシャルプランナーとの面談により納税につながった額としましては、平成30年度は712万3186円ございました。また、面談には担当職員も立ち会っており、ファイナンシャルプランナーが行う質問やアドバイスをじかに聞くことで、担当職員の技能向上につながっていると考えております。

○委員長

続きまして、108ページ、賦課徴収費、コンビニ収納代行手数料について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

108ページの徴収費、賦課徴収費、コンビニ収納についてお願いします。この質問は、もっともっと収納が上がればいいという質問ですので、よろしくお願いします。まず、コンビニ収納を始めたのはどのような理由からかお尋ねします。

○税務課長

平成28年度からコンビニ収納を導入しております。それ以前は、市役所や金融機関での納付と口座振替による納付の2種類でございましたが、時間内に金融機関に行くことができない、近くに金融機関がないといったご意見をいただくことも多く、コンビニでの収納だけでなく、

クレジットカードを利用した納付方法の導入について検討しておりました。コンビニでの納付は、本市が手数料を負担するため、利用者は手数料が無料であること、導入費用がクレジットカード納付に比べ低額であったこと、他市の利用者数の状況などを踏まえ、コンビニでの納付方法を導入しております。

○奥山委員

次に、コンビニ収納の利用実績についてお尋ねします。

○税務課長

市税において、コンビニ収納の利用件数は、コンビニで納付した納付書の枚数となりますが、平成28年度4万2100件、平成29年度4万6134件、平成30年度5万2379件でございます。平成30年度において、納税者のうちコンビニで納付した納税者の税目ごとの割合は、普通徴収個人市民税23%、固定資産税12%、軽自動車税40%です。固定資産税のコンビニ利用の割合が低いのですが、口座振替利用件数の割合が最も高く、45%を占めていることが理由であると考えております。

○奥山委員

今お尋ねしますと、普通徴収個人市民税23%、固定資産税12%、固定資産税は口座振替が多いということですが、それから軽自動車、これ当然車検がありますから、納めないで車検を受けられないというものもあるんで40%で高いというふうに思いますけれども、どんどんコンビニを利用していただくように、おすすめてほしいと思います。

次に、クレジットカードでの納付方法、先ほども検討されたようですが、導入しなかったのはどういった理由でされなかったかお尋ねします。

○税務課長

クレジットカードでの納付方法を導入しなかった理由ですが、クレジットカードでの納付の際には、利用額の1%が手数料として必要となり、税額が高額になれば手数料も高くなることから、その負担の割合を市と利用者でどう負担するのか、またシステム改修を含む導入費が必要となりますが、利用者数の見込みが低く、費用対効果が低いと考えたことから、当時は導入を見送っております。

○奥山委員

当時は見送ったということですが、次に、クレジットカードの納入を導入している自治体の数と、今後、本市のクレジットカード導入に対する納付についてお尋ねをいたします。

○税務課長

平成30年に福岡県が調査した数となりますが、福岡県内でクレジットカード利用での納付を導入しているのは、福岡市と篠栗町の1市1町でございました。また、県税において自動車税のみクレジットカードを利用した納付ができます。導入に当たっての本市の検討課題としては、システム改修費用を含む導入経費や毎月の手数料の発生、対象とする税目や税金以外の使用料等の検討、導入時期の検討などが考えられます。特に、導入時期については、システム改修費用を最小限に抑えることができるよう、現行のシステムのリプレイス時期も考慮しなければならないと考えております。本市といたしましては、クレジットカードだけでなく、バーコード読み取りによる電子マネー等での納付方法の検討を引き続き行ってまいります。

○奥山委員

そうですね。クレジットカード、それからテレビCMでもペイペイとか、いろんな形でも現金が必要ない、電子マネーということでふえております。特に、クレジットカードはポイントを集める方も結構いらっしゃると思いますし、またポイントから飛行機のマイルに移行とか、そういうのをどんどん使っている方が多いと思います。いろいろ費用等かかるかと思いますが、本市も若い方向けに、また年配の方もより使いやすいような、また導入しやすいような形で引き続き検討をお願いして、この質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14 : 05

再開 14 : 15

委員会を再開いたします。

○委員長

委員会を再開いたします。執行部より、先ほどの川上委員からの防犯灯柱等設置工事についての質疑における答弁を訂正したい旨の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。

○防災安全課長

冒頭、決算額 67万7160円に対する防犯灯柱の数を私が7本というふうに答弁をしておりましたが、自治会及び市管理分の合計額7本の内訳を言っておりました。正しくは、67万7160円に対する支出の対象となる本数は4本となっております。訂正し、おわびします。申しわけありませんでした。

○委員長

本件につきましては、川上委員、よろしいですか。

それでは次に、109ページ、戸籍住民基本台帳費、住民票等コンビニ交付について、費用について、料金値上げについて、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

それでは109ページ、戸籍住民基本台帳費について、住民票等コンビニ交付についてお尋ねします。平成28年10月からコンビニ交付を行っているとのことですが、コンビニでの証明書の交付件数と交付率はどうなっているのかお尋ねします。

○市民課長

コンビニ交付での証明書交付件数は全体で、平成29年度は5394件、交付率3%、平成30年度は6740件、交付率5%となっております。

○土居委員

それでは、平成30年度のコンビニ交付を実施するための費用は幾らだったか教えてください。

○市民課長

コンビニ交付に係る費用につきましては、決算に係る主要な施策の成果説明書43ページにも記載しておりますとおり、人件費427万5千円、その他の経費といたしまして、966万5800円となっており、その内訳は、クラウド利用料615万6千円、コンビニ手数料71万2080円、コンビニ交付事業運営負担金270万円、旅費9万7720円で、人件費とその他の経費の合計は1394万800円となっております。

○土居委員

それでは、コンビニ交付での諸証明手数料収入については、平成30年度は幾らになったかをお答えください。

○市民課長

交付手数料は192万3900円でございます。

○土居委員

それでは、1年間でコンビニ交付でかかった費用と収入を比較すると費用がかなり上回っていますが、このことについてはどのようにお考えかお答えください。

○市民課長

コンビニ交付を実施して、平成30年度は3年目になり、コンビニ交付率は伸びているものの、平成30年度の費用に対する収入は、およそ14%となっております。しかしながら、今

後、国等のマイナンバー制度のさまざまな普及促進の施策により、マイナンバー制度が定着することで、コンビニ交付サービスの利用が増加し、将来的には収支のバランスの不均衡が解消されていくものと考えております。

○土居委員

それでは諸証明交付手数料の値上げについてお尋ねします。現在窓口交付の場合と、コンビニ交付の場合での諸証明手数料は同額だと思いますが、財政面を考慮した場合、コンビニ交付の手数料の値上げについてはどうお考えなのか教えてください。

○市民課長

コンビニ交付サービスは利用時間や交付場所の拡大、待ち時間の短縮、申請手続の簡素化等市民サービスの向上を目的として実施しております。さらにはコンビニ交付の普及促進のためにも、手数料の値上げにつきましては現状では計画しておりません。マイナンバー制度が定着することが、コンビニ交付サービスの利用の定着にもつながるものと捉えておりますので、マイナンバーカードの普及促進活動に加え、コンビニ交付サービスの周知につきましても、引き続き努めていきたいと考えております。

○委員長

次に109ページ、戸籍住民基本台帳費、本人通知制度について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

109ページの住民基本台帳の本人通知制度の内容についてお伺いしていきます。まず概要については理解しておりますので、この目的について、若干ご説明いただけますか。

○市民課長

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄本等の不正請求、不正取得による個人の人権の侵害の抑止や防止を図ることを目的として、平成25年10月から実施をしております。

○吉田委員

住民票の写しや戸籍謄本を第三者にも交付するということがあったと思いますが、本制度に登録した方に対して第三者から申請がある場合があるということをお伺いしたことがあります。第三者と言われるところの方々はどういう方が第三者になるのでしょうか。その辺を教えてください。

○市民課長

第三者とは、本人からの委任状を持って代理として申請に見えた方、あるいは弁護士等8士業の方で、職務上請求が認められている人または義務履行、権利行使の理由があり、その身分を証明して申請をする人となっております。

○吉田委員

平成30年度末の登録利用者数及び登録率の推移については、概要説明の中でありましており、登録利用者が1714人、登録率は1.3%、今年度の登録者についての変更はございますか。

○市民課長

今年度8月末ですが、登録者数につきましては2638人、登録率は2.1%となっております。

○吉田委員

平成25年よりスタートして今のところ登録者が2600人、2%ぐらいのところと少ないように感じますが、この周知活動、広報はどのように行われているのかお示してください。

○市民課長

周知につきましては市報掲載、ホームページ掲載、窓口にてチラシの配布、窓口用封筒へ記事の掲載、さまざまな研修等での周知活動に加え、平成30年度はポスターとチラシを作成し、

研修会会場での配布を行いました。また、平成31年4月1日号の市報でチラシの全戸配布を行う等、周知を行っているところでございます。

○吉田委員

中身に入らせてもらいます。本人通知の内容について、本人に通知を行った実際の件数は、平成30年度はいかほどありましたかお答えください。

○市民課長

平成30年度につきましては41件でございます。

○吉田委員

41件ということですが、通知を行う際、実際にどういう内容の通知がいくのか、それについて例えばどこの誰がとったのかとか、どういう目的でとったのかとか、第三者行為が多いと思われるんですけど、その点についてお示してください。

○市民課長

今委員がおっしゃられたように、誰からとられたかという通知は行っておりません。内容的には本制度に登録された方の住所、氏名、生年月日、交付年月日、交付通数、交付証明書の種別、交付請求者の種別となっております。

○吉田委員

今の説明であるとするれば、要するに第三者が取得しても、どこの誰だかわからないというのが現状だと思いますけど、やはりとられたからそれを教えてくださいという方々にとって、どこの誰がとったかというのが重要だと思うんですけど、その点は聞いたら教えてくれるんですか。どういう形か、とられた方の第三者がどこの誰だかわかるようなことは調べることはできるんでしょうか。その辺はいかがですか。

○市民課長

本人通知を受けられた方がその交付を受けた方の名前等を知りたい場合には、その内容について知るためには情報開示の請求を行っていただくこととなっております。

○吉田委員

平成30年度は41件の本人通知を行ったとのことですが、そのうち何件の情報開示の請求が今聞いたところでありましたか。またそれに合わせて不正取得の案件があれば、教えてください。

○市民課長

平成30年は情報開示の請求等は5件ございましたが、不正請求があったという事実確認はございませんでした。

○吉田委員

実際に通知を郵送されているわけですけど、登録された方に届くまでの日数についてはどのくらいかかっていますか。

○市民課長

本人通知の発送につきましては、「飯塚市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱」に規定されております、交付した日から起算して30日を経過する日を標準として通知を行うように規定されておりますので、その範囲内で通知を行っております。

○吉田委員

30日ということは1カ月でございます。本人さんの確認するために皆さん登録しているわけですから、待っている側とすれば早く通知がいただきたいというのは、心情だと思いますが、不正取得もなかったということですけど、この30日まで掛かる理由はどういうことにあるのか、その辺はいかがでしょうか。

○市民課長

住民票の写し等の交付を行った後にすぐ本人通知を行った場合、遺言書作成や保全処分、訴

訟等正当な理由による権利行使を阻害する危険性等があることから、一定期間通知を保留するなどの配慮が必要であると考えております。また、本人通知をするための事務処理につきましても、データの抽出、交付申請書での該当者や申請内容の確認、入力作業など、通知をするものを確定し送付するまでに時間を要しているものでございます。

○吉田委員

そうですね。8土業の方の作業上の機密性が高い遺言状の作成とか、その他もろもろについて、通知すれば問題が生じることがあるということで、その分についてはわかりましたが、本人からの委任状を持った代理人へ交付された場合は、短期間で対応できるのではないのでしょうか。その8土業以外についての対応方法についてはいかがなものでしょうか。短期間で対応できませんか。

○市民課長

本人の代理人等の交付につきましては、8土業となると請求者の種別によって通知に要する時間を変更した場合は、事務処理が複雑となり、通知漏れやまた重複通知等のミスが起りやすくなることも懸念されますことから、交付申請者の種別によって本人通知の発送時期を変更することは、現状では難しいと考えます。しかしながら本人通知制度は、不正請求、取得の抑止や防止、また犯罪の早期発見など人権侵害をしていく有効な手段であると捉えておりますので、事務処理の方法も含め、今後の課題としていきたいと考えております。

○吉田委員

事務処理が乱雑になるというところしか聞こえないように思いました。残念ながら。何ですかね。これは住民基本台帳の成果説明の欄に一番下の次年度以降とかいうところに、引き続き、市報に掲載し、本人通知制度について目に触れる機会をふやす人権講習会などの場で引き続きPRをしていく。その下に、次年度以降予算コストを必要とし、中長期で実施する改善策を今後の登録者がふえてきた場合、事務処理が増大するため、登録管理のために、本人通知制度システムの導入を検討するともあります。このような中、要望として弁護士業等の機密性が高い業務については、配慮は十分理解できますが、制度の趣旨から考えると、本人通知を行う時期についてはできるだけ早く行うべきだと私は考えます。本人からの委任状を持った代理人へ住民票の写しを交付された場合については、今後システム導入もあわせて、できるだけ早く通知していただくことを要望し、質問を終わります。

○委員長

次に110ページ、選挙啓発費、選挙啓発、成果について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

それでは110ページ選挙費における選挙啓発、成果についてご質問させていただきます。まず、どのような事業啓発を行っているのか教えてください。

○選挙管理委員会事務局長

選挙啓発事業費につきましては、選挙時期だけではなく、ふだんから政治や選挙に興味を持っていただくため、常時啓発事業を行っております。常時啓発では毎年成人式に新成人への記念品の贈呈とあわせて、若者向けのリーフレット等を配布し、また成人式のしおりに寄せる選管委員長のあいさつの中で投票参加の呼びかけを行っております。特に選挙権が18歳に引き下げられたことから、高校への出前授業での模擬投票、さらに未来の有権者である中学生向けの啓発といたしまして、生徒会選挙への投票箱等の貸し出しや、選挙啓発ポスターの作品募集などを行っております。一方、政治に対する正しい理解を深めるための学習を行うグループ、飯塚市まちの政治をみつめよう学級の皆さんと連携した啓発活動として、市議会の傍聴を初めとする自主学習のほか、県選管が主催する研修会で、その啓発活動の内容を評価していただいたり、市民を対象とした学習講演会を学級の皆様方が主体となって開催するなど、選挙や政治に関する意識を高める活動に携わっていただいております。なお、選挙時におきましては、選

挙のたびに選挙の期日や投票方法等を有権者に周知するための啓発事業を実施いたしております。

○土居委員

私も以前、飯塚市まちの政治をみつめよう学級に在籍していましたので、おおよそのことはわかるのですが、さまざまな啓発を行って成果はどんなふうに出たのか教えてください。

○選挙管理委員会事務局長

まず、成人式では、選挙で基本的な知識や投票の方法などがわかりやすく記載されておりますリーフレットを配布いたしております。次に、中学校の生徒会選挙への投票箱などの貸し出しにつきましては、実際の選挙で使用している投票記載台や投票箱を使用することで、臨場感のある投票を体験することができるため、担当の先生からは、選挙の模擬体験ができ、選挙に関心を持つきっかけになるとの感想をいただいております。また、学習グループのまちの政治をみつめよう学級の皆さんには、各選挙時の街頭啓発活動や期日前投票所の投票立会人に従事していただくまでのご協力をいただいております。行政だけではなく啓発活動の実現という面で一定の効果を果たしていると考えております。しかし、最終的につながってほしいと考えております投票率は、ご承知のとおり低迷をいたしております。これまでとは違ったアプローチが必要ではないかというふうに考えております。

○土居委員

その投票率の向上に結びついていないということですが違ったアプローチも含め、今後どのようなことに取り組まれていくのか教えてください。

○選挙管理委員会事務局長

昨今の投票率の低下傾向につきましては、残念ながら全国的なものとなっております。特に若年層の投票率が低く、低迷する投票率を底上げするためには、これら若年層をいかに振り向かせるかにあります。そのため、常時啓発事業がもっと効果的なものとなるように取り組んでいく必要があると考えておりますが、例えば年齢がもっと早い段階で、もっと効果的な啓発に取り組めないか。先進事例などを研究し、いろいろと試してもらいたいと考えております。一方、幅広い世代に対する啓発活動につきましては、選挙制度をさらにわかりやすく周知することで、選挙に対する興味を何とか引き上げられないか、地道に継続をしていきたいと考えております。政治意識の向上や投票日の周知等の啓発が、結果的には有権者の投票行動を促して、投票率の向上にやがてつながっていくというのは、公職選挙法第6条の趣旨であると言われておりますが、これから有権者となる若者には特に、当然、選挙には行くものだというくらいの投票義務感を持ってもらえるように、粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長

続きまして同じく110ページ、選挙啓発費、選挙啓発事業の今後の課題について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

では同じく、選挙啓発費の選挙啓発事業についてお聞きいたします。110ページ、飯塚市・嘉麻市・桂川町選挙啓発事業推進研究会についての資料要求をお願いいたします。追加をしていますけども。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま金子委員から要求がっております資料は、本委員会中、開催中に提出できますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長

はい、既に提出済みでございます。74ページでございます。

○金子委員

選挙啓発事業推進研究会とは一体何なのか、またどのようなことをやっているのかを教えて

ください。

○選挙管理委員会事務局長

飯塚市・嘉麻市・桂川町選挙啓発事業推進研究会の規約につきまして、先ほど申しましたとおり、追加資料として提出をいたしております。この研究会は、規約の第1条に記載しておりますとおりあらゆる機会を通じて選挙啓発を行い、明るく正しい選挙の実現を図ることを目的といたしまして、飯塚市・嘉麻市・桂川町の選挙管理委員会で組織し、この2市1町、それから、福岡県選挙管理委員会や筑豊教育事務所とも連携した共同事業を行っております。具体的には講演やミーティングを通して効果的な啓発の方法、政治学習の進め方などを研究し、明るい選挙の場を広げていく飯塚市・嘉麻市・桂川町明るい選挙推進大会を毎年開催いたしております。その他、選挙に関する各種研修会や情報交換などを行っております。

○金子委員

先ほどおっしゃられました、平成30年度の飯塚市・嘉麻市・桂川町明るい選挙推進大会のパンフレットを見せていただいたんですが。話を聞いたところによると、飯塚市は全体で12名の参加だったというふうにお聞きしております。せっかく推進大会っていうからたくさんの方が集まって1千人ぐらいの人が来るのかなと思ったら、12名と聞いて大変私驚いたんですけども、その県や近隣市町村と連携してこの啓発事業を行っているということでもありますが、投票率がまずどうなっているのか、先ほど同僚議員もおっしゃられていましたが、またその状況をどのように評価しているのかお伝えお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長

投票率は全国的にも低下傾向にございますが、この2市1町におきましても同様の傾向でございます。また、選挙権年齢が18歳以上となった平成28年以降の10代の投票率は20代よりは若干高くなっておりますが、押しなべて若年層の投票率は、中高年層に比べ、著しく低い状況となっております。ただ、投票率は20代で底を打ったあとは、年齢を重ねるにつれて上昇しておりまして、有権者が結婚や子育てといった人生ステージの進捗により、政治へ関心が向いていることがうかがえます。

○金子委員

有権者が結婚や子育てといった人生ステージの進捗によりということところが、やっぱり大切なんではないかなと思うんですね。自分の生活が政治とかかわっている。まちをつくることにかかわっているということを個人個人がわかることが一番大切なんではないかなと私も考えております。また若い方の投票率が低いということですけど、投票の仕方を知ってもらって、誰に投票していいとか、どうやって投票する人を選んでいいのかというのが大変わからないのではないかと思います。どう考えられますか。

○選挙管理委員会事務局長

選挙啓発事業として、中学校の生徒会選挙用に実際の投票記載台などを貸し出しまして、選挙の疑似体験をしてもらっております。また、昨年度は実施できませんでしたが、高校への出前授業では、実際に選挙と同じように選挙用の氏名掲示やポスターも使って模擬投票をもらい、選挙広報などの制度面の説明も行っております。しかし、委員ご指摘のとおり、いざ選挙に行こうと思ったときにどうやって投票する人を選んだらよいかわからないという人も、確かにいるのではないかと思いますので、今後は例えば、選挙公報の見方であるとか、選び方のポイントなどもわかりやすく説明する必要があると考えております。ただ、これら政治的リテラシーの向上には一定の時間を要しますし、何より一人一人が興味を持たないことには始まりません。この点につきましては、出前授業を実施する際に担当の先生と十分に打ち合わせを行いながら、有権者として必要な知識を興味を持って習得できる内容にしたいと考えております。

○金子委員

日本では学校で選挙のことを勉強するというのは大変少ないようですが、もっとこう視野を広げてみると、外国では政治のことを授業で行うとか、選挙を実際に行うなどのことが実際に取り組まれていて、それが義務ではなく、自分たちは本当に選挙する権利があるんだというふうに考えて、選挙の投票率が高くなっているという事例がたくさんあるようですので、そういう取り組みも、必要ではないかと思います。また、家庭や地域を巻き込むことってというのは、これ行政だけじゃなくて私たち議員も考えなくてはいけないことだと思うんですけども、小さいころから政治に身近に感じてもらうということが大切だと思いますが、いかがお考えになりますか。

○選挙管理委員会事務局長

現在実施しております中学校への投票箱の貸し出しや高校での出前授業での模擬投票は、政治や選挙への意識を高めるための一つのきっかけづくりになるとは思っておりますが、これだけでは十分ではないと認識しております。総務省の調査では、子どもさんのときに家族などと一緒に投票所に行ったことがある人の投票率は、ない人と比べて約20%高いとの結果が出ております。こうしたことからできるだけご家族で、選挙、政治の話題に触れていただいたり、投票所には一緒に行くなどしていただきたいと思っておりますし、私どもも小さいときにより多くの楽しい投票体験をしていただけるように、いろいろと研究してまいりたいというふうに考えております。

○金子委員

では全体的に見て選挙のこの啓発の意義とか、効果についてどう評価しているのか教えてください。

○選挙管理委員会事務局長

私ども選挙管理委員会にとりまして、有権者の皆様の政治意識を高めるため、あらゆる機会を通じた選挙制度の周知を行うことは使命であります。投票率につきましては、天候や選挙の争点など、さまざまな要素が総合的に影響するものと言われており、啓発活動だけで大きな改善が見込めないかもしれませんが、選挙管理委員会といたしましては、選挙人の選挙や政治への関心を高める取り組みは、粘り強く継続していこうと考えております。これまで申し上げましたとおり、現在は中学それから高校のご協力、そして選挙時啓発では、飯塚市まちの政治をみつめよう学級の学級生の皆さんにご協力をいただいておりますが、ただ昨今の投票率の低迷を見ますと、ご指摘のとおり、家庭や地域などを巻き込んで、有権者となるずっと前から啓発することの異議は大変大きいと考えております。情報発信力につきましても選挙管理委員会だけの力では行き届かない面も多く、より多くの皆様に御協力をいただいて、少しずつでも将来にわたり有権者の意識を変えていけるように、効果的な啓発事業を研究してまいりたいと考えております。

○金子委員

この問題は選挙管理委員会だけではなくて、市全体のことだと私は考えております。それぞれの人たちが自分の町は自分でつくるんだ、自分の意思が尊重してもらえるんだという意識が何よりも選挙の投票率を高くしていくのではないかなと思います。1年とか2年で変わるものではないと思っておりますし、ずっと取り組んでいくことが必要だと思いますので、今後どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、第1款、議会費及び第2款、総務費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 14 : 47

再開 14 : 49

委員会を再開いたします。

第3款、民生費及び第4款、衛生費について、111ページから139ページまでの質疑を許します。まず、質疑通告一覧表に記載されております、114ページ、社会福祉総務費、子どもの健全育成支援事業の対象児童生徒に対する比率、拡大について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

114ページ、社会福祉総務費におけます、子どもの健全育成支援事業の対象児童生徒に対する比率、拡大についてお尋ねします。この事業は、生活困窮世帯の子どもたちを対象とした学習支援事業ということですが、委託先と開催の詳細についてはどのようになっているのか教えてください。

○生活支援課長

この事業は、生活習慣や学習環境に課題を抱えた生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもたちに対し、学習支援や生活指導を実施するとともに、日常生活や進路などについての相談や助言、指導を行っております。具体的には毎週土曜日、午前10時から午後2時になりますが、穂波交流センター及び鎮西交流センターの2カ所に学び場ほなみ、学び場ちんぜいと名づけた会場を設けて実施しております。また、委託先につきましては、NPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会となっております。

○土居委員

それでは過去3年間の子どもの参加実績について教えてください。

○生活支援課長

この事業は、平成25年度にまず穂波公民館1会場で開催し、平成27年度からは通年で2会場の開催となっております。2会場合わせた実績でお知らせいたします。平成28年度の参加登録者数は38名、開催回数は78回、延べ参加者数が771名。平成29年度では参加登録者数43名、開催回数が71回、延べ参加者数が732名。平成30年度は、昨年度は参加登録者数39名、開催回数は76回、延べ参加者数は685名となっております。

○土居委員

それではこの事業を実施している穂波地区と鎮西地区では、その対象となる児童生徒中、どのくらいの子どもたちが参加されていますか。

○生活支援課長

事業の趣旨が生活保護世帯を含む生活困窮者世帯の児童生徒を対象としたものでございます。現在実施している穂波地区、鎮西地区にどの程度生活困窮者世帯に属する子どもたちがいるのかという全体像の把握は現在できておりません。そのため、生活保護受給世帯の子どもたちを対象とした参加率となりますが、平成30年度では、穂波地区で対象生徒児童数51名中10名、鎮西地区で対象生徒児童数30名中3名、合わせまして、81名中13名の参加で16%の参加となっております。その他の参加者でございますが、ひとり親家庭の子どもや土曜日に両親が勤務しており、1人で在宅せざるを得ない子どもたちなどが参加している状況でございます。また、現状では定員が充足しておりませんので、申し込みをされれば一般の子どもさんたちも受け入れているというのが現状でございます。

○土居委員

それでは、子どもの貧困が社会問題化し、行政の責務も問われている中、子どもたちに居場所を提供し、学習支援や生活指導、さらに食育に至るまで一連の支援を行うことは、次世代への貧困の連鎖を防止するためにも、子どもたちへの支援策として大いに有効であるのではないかと思います。このような有効な事業こそ全市的に展開し、開催場所をふやすべきだと思います。

すが、いかがでしょうか。

○生活支援課長

確かに、この事業の重要性を考えれば、市内全域で実施することが理想的であるということは十分に理解しております。現在、この事業はNPO法人青少年健全育成会連絡協議会に委託しておりますが、この青少健が大学講師やその他スタッフの手配をしております。しかしこのスタッフも安定的に確保できるとは限らず、これ以上のスタッフの確保が困難であるというような話は伺っております。さらに地域によっては、以前から開催されていた既存の学習事業があり、複数の学習支援が存在した場合に、その事業趣旨が生活困窮者世帯対象事業であることが浮き彫りになる可能性もあり、これらに対する対策も必要となります。また、地域に存在するコミュニティなどに、このような事業をお願いすることが理想的な形であるのかもしれませんが、生活困窮者世帯の子どもを対象とした趣旨から、その参加の働きかけで個人情報の問題も発生いたします。このように、特定の子どもたちを対象とした事業は、やはり子どもたちの心をいかに傷つけることのないように展開していくかが非常に重要であることから、この問題の解決に対して継続的に模索しているところでもございます。このような市の事業に対しましては、そのニーズが増加していることについて十分に承知しておりますので、まずは現在の登録者数を充足させることを目的とし、さらに、今後の事業の拡大と効果的な実施について検討してまいりたい、そのように考えております。

○土居委員

開催場所をふやすことが難しいのであれば、開催場所の変更などで参加者をさらにふやすことはできませんでしょうか、お尋ねします。

○生活支援課長

現在実施しております2カ所につきましては、事業開始時、地元の事業との競合や事業対象者の実態などを分析した上で決定いたしました。しかしながら、参加者の伸び悩みも見られることから、中心地での開催等も検討したところでございます。基本的には生活保護受給者世帯は自動車を所有しておらず、さらに小学生の遠方への通所には安全確保の観点から好ましくないことから、中心地での実施では、子どもたちの通所が難しいという問題点がございます。このため、今年度はこの事業の対象であり、なおかつ自動車の使用などで子どもたちの通所に比較的協力できるであろう教育委員会の就学援助申請者の申し込み窓口に、参加者募集ポスターを掲示したり、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の現況届を発送する際に、約1600枚の参加募集チラシを同封するなどして、参加者の確保を図っているところでございます。このように、参加者が広域から通所できるような状況が確認できるようになれば、開催場所についても改めて検討してまいりたいと、そのように考えております。

○委員長

次に、同じく114ページ、社会福祉総務費、生活困窮者自立相談支援事業について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

114ページ、社会福祉費、社会福祉総務費、生活困窮者自立相談支援等業務委託料、1279万8千円。追加資料集の80ページと81ページに、資料を出していただいています。この事業が法律的には、どの法律によるのかということと、それから生活保護法との関係はどういう位置づけ、関連を持つかお尋ねします。

○生活支援課長

生活保護に至る可能性のある現に生活に困窮された方が、その状態から早期に脱却するための法律、これが生活困窮者自立支援法でございますが、平成27年に施行されております。その中で、必須事業として実施しておりますのが、この自立相談支援事業でございます。この事業では、生活自立支援相談室を設置し、さまざまな問題から生活に困窮されている方々などに

対し、自立、就労に向けた支援サービスを総合的・一体的に提供し、その自立の促進を図ることを目的として、相談業務を実施しております。この相談室では、生活保護に至る前段の方を対象とすることから、この相談では生活保護の適用を阻むというような懸念が生じるかと思いますが、そのような性格のものではなく、この相談から早期に生活保護の利用が望ましい対象者を把握し、生活保護制度へスムーズな連携を行うというような機能も有しております。本市では、平成27年度当初、穂波庁舎に相談室を設置し、さまざまな相談事業を展開していましたが、本年5月7日より利用者の利便性の向上を目的に、本庁舎4階に移転し、継続して相談事業も行っております。この移転により、年間170件から220件程度で推移しておりました相談件数でございますが、今年度は5カ月間で約120件を超えておりますので、昨年度よりも、相談件数は伸びているものと考えております。

○川上委員

事業の成果、実績、評価というか、どういう点でやってよかったなというふうに思うか。

○生活支援課長

事業の成果でございますが、まず生活困窮者の相談受け付け人数が平成28年度178名、平成29年度164名、平成30年度が188名でございます。相談者の具体的な支援が決定するまでの緊急的な支援を行ったもの、これが例年30件程度ございますが、これは具体的には社会福祉協議会の生活福祉資金の貸し付け、手続や本制度における住宅確保給付金の活用、場合によっては直接就労支援を行い、就職に至ったもの等があります。

続きまして、本制度で本来実施することとなっている相談者へのアセスメント経た上での支援プランの策定に至った者が、平成28年度、57件、平成29年度、49件、平成30年度、52件でございます。プラン作成後、個別具体的な支援を行い目標達成等の理由から支援終了に至った件数でございますが、平成28年度が34件、平成29年度が45件、平成30年度が70件となっております。なお、最終的に生活保護に至った件数が平成28年度は5件、平成29年度が8件、平成30年度が6件と、相談者総数の約3.3%程度にとどまっております。このことから生活保護に関する相談のすみ分け、それから第2のセーフティーネットの機能としては十分に発揮できていると認識しております。やはりここに相談に来られる方、生活保護制度の適用を拒まれる方が結構いらっしゃると思います。この敷居の低いところでもまず相談をしていただいて、さまざまな問題解決につないでいただく。どうしても解決ができないようなときは、そのまま相談室からうちの生活支援課のほうの生活保護制度につないでいただくというように、スムーズな対応ができるようになったということは、まことにいいことではないかと思えます。また改善する点としていたしましては、問題点としましては、現在、相談室の周知、これを全力を挙げてやっておりますけれども、なかなか浸透できておりません。さらにさらに深く広げまして、誰でも来やすく、これは断らない支援ということで、さまざまな相談を受けるといことになっておりますので、生活困窮だけの問題ではなく、家庭の問題、社会問題化しているさまざまな問題、そういうもの全てを包括的に受け入れたいと思っておりますので、まずは、この相談室の周知を徹底して行っていきたい、そのように考えております。

○川上委員

第2のというふうに言われているんだけど、第1の生活保護と、その第2の自立支援の関係を何ていうか必要な場合、淀みなく、連携されていくということが大事なんだけど、安倍政権のもとで、生活保護受給者世帯を抑制していくという力、ものすごい勢いできているわけですよ。そうした中で、ご本人が嫌だっただけではなくて、そういう政治的な社会全般の圧力の中で、それが難しい状況に置かれているのもあると思うんですね。そこで、改善点のポイントとしては、やっぱり、実相談の方に見えた方の、目の届くところというか、見えるところに生活保護法の申請書を置いておくことが大事じゃないかと。それをいらないと言えば、それでいいと思うんだけど、この第1と第2をつなぐポイントはそこじゃないかなと思うんですけ

ど、どうですか。

○生活支援課長

確かに以前は穂波庁舎にありましたので、そういうことが望ましかったかと思います。今、本庁舎4階に相談室を持ってきて、そのような対象の方になりますと、すぐ、そちらの相談員が同伴で、うちの方にすぐ申請に来られているというのが現状でございます。また生活保護に、至るか至らないかわからないような、ちょうど境界の方も、一応、こちらのほうに連れて来ていただいてということで、本庁4階に相談室を移転したことで、そこら辺は非常にスムーズになっておりますが、相談室にも申請書を置くことはやぶさかではありませんので、前向きにそういう皆さんに目の触れやすいところに生活保護が申請しやすいような環境づくりに努めていきたい、そのように思います。

○川上委員

この相談室はどこと連携して仕事しているか、生活支援課というのはわかりました。どういったところと大体連携していますか。

○生活支援課長

相談室と連携している社会資源でございますが、まず社会福祉協議会、それから民生委員児童委員協議会、それにハローワーク、若者サポートステーション70歳現役応援センター、シルバー人材センターなど関係福祉団体や就労支援団体など、本事業の趣旨を理解していただき、支援連携体制を構築しております。また、このような専門的な立場から問題解決に携わっていただくことで、早期に的確な対応が図れるものと考えております。それから今質問委員言われましたように、市役所の医療、子育て、教育、市民相談窓口など、生活支援課を含めた市役所の各部署と連携しているところでございます。

○川上委員

相談件数がふえてきていると思うけど、大体どのようなことに困っておられるか、その傾向をお尋ねします。

○生活支援課長

ここ数年の傾向につきましては、大きく傾向に変化がございませんので、平成30年度における相談者の傾向でご報告させていただきます。まず男女比につきましては、男性52%、女性47%、不明が1%となっております。年齢層につきましては30歳代15%、40歳代15%、50歳代15%、65歳以上が26%となっており、高齢者からの相談がやや多いかというふうに考えております。相談内容でございますが、やはり生活困窮者の相談窓口ということもあり、経済問題が約90%、それから医療や介護、また入所施設にかかわる問題や介護保険料や税の滞納に関する問題も多く占めております。その他相談としましては、家族の問題もございまして。また8050問題が表面化している中の中高年のひきこもりやニート、親の介護問題等、そのような社会情勢が如実に相談内容にあらわれていると、そのように感じております。

○川上委員

若い人たちは、ネットでいろいろ自分で調べたり、友達とつながって助け合ったりというのが多いんじゃないかと思うけど、それでもこの資料を見ると3年間で20代で3倍になっているでしょう。7件から20件だけど、ほかに資料を見させてもらいますと、ひきこもり、社会的孤立という単語が目を引くと思うんですね。このきのうの朝のNHKのラジオでも言っていましたけど、若い世代のひきこもりが従来言われていたけれども、もう40代、50代、このままだと多分年金はもらえないっていう人たちが、全国的にふえるという、そういう層のひきこもり、社会的孤立が問題になっています。飯塚市では、こういった点についてはどういった状況になっておるか、どう対応しておるかお尋ねします。

○生活支援課長

ひきこもりの全体的な把握というのはできておりませんが、この相談室の中に過去3年間にひきこもりの相談件数は把握しております。これが平成28年度が14件、平成29年度も14件、平成30年度が17件となっております。このような相談では、生活に困窮しているかどうかにかかわらず、相談体制を整えておるところでございますけれども、ひきこもりや外部から見えづらく、要支援者の発見が難しいと言われております。そのため、家族や地区の民生委員さんを初めとする近隣の方々による情報提供が非常に重要であり、相談室ではそのような情報を得た場合には、相談者が来所されるのを待つだけでなく、相談者の自宅へ出向くアウトリーチなどを行うなど、積極的な支援に取り組んでおります。また相談が寄せられた場合には穂波庁舎にございます障がい者基幹相談支援センターや、筑穂若者サポートステーションなどと連携をとりながら、その解決に努めているところでございます。

○川上委員

飯塚市は技能実習生を募集、多く来れるように、いろんなシステムをつくってきましょうということ言っていて、それについて私は懸念を表明したことがあります。いろんなサポート体制がいいと思うけども、最悪の事態、報道されるようなことが起こらないようにするためには、いろんなシステムが要るけど、ここで紹介されたような機能を有するこの相談室は、こういった外国人の方も対象にしてやれるのかお尋ねします。

○生活支援課長

現在のところ、外国人の方が相談に見えたことはございませんけども、全ての市民の方がオーケーですので、外国人の方でも十分対応ができるものと考えております。

○川上委員

それで、今、いろいろ聞いてきましたけど、非常に重要な仕事だと思うんですよ。それで今、4人ぐらいでやっているのですかね。それで、そのスタッフを確保するのも非常に困難な状況というふうにお聞きしていますけど、体制充実が必要だし、そのためには、財政の手当が必要だと思いますので、委託について、それが良いかという問題はあるんだけど、いずれにしても人的な体制、それから生活支援課との連携、その他の関係機関との連携の強化が求められているんだけど、そういうことができるような体制の強化が必要だというふうに思います。何かそのところで考えがありますか。

○生活支援課長

確かに、この制度の第1のセーフティーネットである雇用保険制度と、最後のセーフティーネットである生活保護制度のはざまに置かれた方々を支援する制度です。生活保護制度とも非常に密接な関係があると考えております。また、この生活困窮者自立支援制度と生活保護制度につきましては、支援される方にとって切れ目のないものでなければならないと考えております。生活自立支援相談室に来られた方が生活保護となる可能性があれば、速やかに生活保護適用のため、生活支援課へ同行し面談、同席の支援を行う。また反対に、この生活保護制度から、この制度、自立をされて就労開始されて生活保護が廃止になったけれども、生活が安定するまでの不安解消や家計の管理、そういうものが問題になった場合は、速やかに生活保護を廃止した後も、この相談室につないで安定した生活を送っていただけるよう、このような連携は非常に必要であると考えております。さらに生活支援課の職員はさまざまな社会的福祉資源についての知識を非常に多く持ち合わせておりますので、一応と言いますか、生活支援課のほうに相談に来ていただき、適格なアドバイスができると考えておりますので、ぜひ何かありました際には、相談室、生活支援課どちらでも結構ですので、相談をしていただきたいと思います、そのように考えております。

○川上委員

民間に委託して、そこが頑張っており、重要な仕事なので、さらに、強化したいということと同時に、今でも生活支援課大変だろうと思うけれども、市役所全体が民間委託業者、委託業

者っていうか、そういう大事な仕事をしているところと、市役所全体がリンクし、市役所全体がそういう対象の方をサポートしていくというような考え方が必要だと思います。そのために先ほど言いましたけれど、そういう仕事をお願いしているところ、体制充実が必要だろうと思いますので、意見を述べて質問を終わります。

○委員長

次に115ページ、高齢者福祉費、高齢者運転免許証自主返納促進事業の見直しについて、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

115ページ、高齢者福祉費におけます高齢者運転免許証自主返納促進事業の見直しについて、お尋ねします。昨今、高齢運転者の重大事故が社会的な問題となっており、議会においても同僚議員による一般質問があり、非常に関心が高い問題であると感じております。現在、本市では、そうした高齢運転者による事故発生を未然に防止する施策として、高齢者運転免許証自主返納促進事業を実施しており、コミュニティバスと予約乗り合いタクシーの回数券を支給するという支援をしていると思いますが、昨年度以前の3カ年の高齢者運転免許証の返納者数と支援額の実績をお尋ねします。あわせて、本事業は県の補助金の対象となっている事業ということで、その補助の内容と補助額の過去3カ年の実績額についても教えてください。

○高齢介護課長

まず、高齢者運転免許証自主返納事業の申請者数及び支援額の実績についてでございますが、支援額につきましては、コミュニティバスと予約乗り合いタクシーに利用できる千円回数券、1300円分利用できる分になりますが、これを5冊、実質6500円利用できる分、これを支給しております。昨年度平成30年度が268人で134万円。29年度が241人で120万5千円、28年度が175人で87万5千円でございます。また本事業に対する県の補助内容でございますが、本市の事業の対象者は、65歳以上の高齢者の方で自主返納される方としておりますが、県の補助事業の対象が70歳以上の方が対象となっております。補助額につきましては、自治体の支援額の2分の1で上限額が2500円となっております。補助額の実績額につきましては、平成30年度が64万2500円、29年度が51万7500円、28年度が37万5千円となっております。

○土居委員

それでは他市、例えば福岡市では、免許証返納された方がタクシーを利用する場合に、10%割引になるということを知ったことがありますが、本市ではそのような支援は考えておられないのかお尋ねします。

○高齢介護課長

免許証を自主返納された高齢者の方に対する質問委員が言われます、タクシー利用の際の割引制度というものは、事業者が独自にされている支援のことだと認識しております。確かに、福岡市や北九州市などではそうしたタクシー会社、またタクシー協会があるようですが、本市ではそのような事業者が現時点では把握しておりません。今後のことになりますが、高齢運転者の事故の未然防止策の一つとしまして、そうした事業者に対し、支援拡充の協力依頼等の働きかけについて検討していく必要があると考えております。なお現在、本市において実施しております高齢者運転免許証自主返納事業に関しましては、支援内容について、本年12月からコミュニティバス及び予約乗り合いタクシーの回数券に加え、タクシーや交通系ICカードを利用できるよう見直しをすることとしており、事故防止対策として、より一層の効果の拡充が図られることを期待しているところでございます。

○土居委員

答弁いただきましたように、支援内容の見直しは高齢運転者の方にまつわる事故の削減につながるのだと思いますし、今後もさらに事故をなくしていくための支援策を検討していただ

きたいと思います。

○委員長

次に、117ページ、障がい者福祉費、手話通訳について土居委員の質疑を許します。

○土居委員

117ページ、障がい者福祉費の手話通訳について、お尋ねします。手話通訳派遣手数料とありますが、これはどのようなときに支払うものなのか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

手話通訳派遣手数料につきましては、市が主催する講演会や研修等に手話通訳者を手配した場合に支払うものでございます。

○土居委員

では、市が主催ではなく、後援または共催している場合はどうなりますか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

後援または共催をしている場合につきましては、主催者側に手話通訳者の会派遣依頼をしていただきまして、費用の負担につきましても、主催者側に負担をしていただいているところでございます。

○土居委員

では、聴覚障がい者個人が外出する際に、手話通訳者が必要な場合には、どのような対応がされているのか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

聴覚や言語機能、音声機能等の障がい意思疎通を図ることに支障がある障がいをお持ちの方に手話通訳者を派遣し、福祉疎通を仲介することで、円滑なコミュニケーションを図り、障がい者の自立と社会参加を促進することを目的とした意思疎通支援者派遣事業を行っております。現在、NPO法人いづか障害児者団体協議会と協定を締結いたしまして、当該事業を実施しているところでございます。なお、30年度の実績といたしましては、年間344件の派遣を行っております。

○土居委員

ではどのようなときにその事業が利用できるのか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

病院等の医療機関等に関することや、財産、労働等に関すること、また市役所等の窓口での手続等の公的機関、学校での事業等の教育に関すること等、社会参加や地域生活に必要な内容に対しての派遣を行っております。利用につきましては、あらかじめ飯塚市意思疎通支援者派遣事業登録申請を行い、派遣を希望する7日前までに申請書を提出してもらっているところでございます。

○土居委員

派遣を希望する場合には、7日前までに申請書を提出するようにとのことですが、もし緊急時とかに派遣を求めることはできないのか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

緊急時には事後の申請を認めております。その場合は、緊急対応できる通訳者へ事前に配付している名簿を利用いただき、直接連絡をしていただくことになっております。

○土居委員

聴覚障がい者の方々にとって、手話は重要なコミュニケーション手段であるということを先日の議員研修会において講師をされた聴覚障害者協会の方が言われていました。今後もこの事業を継続していただき、聴覚障がい者の方々が安心して日常生活を送れるよう支援していただくことを要望して、この質問を終わります。

○委員長

次に117ページ、障がい者福祉費、障がい当事者団体等活動補助金について、障がい当事者団体について、それぞれの補助金額について深町委員の質疑を許します。

○深町委員

障がい者福祉団体、障がい者の福祉について、お尋ねいたします。障がい者当事者団体等の補助金、活動補助金について、この補助金はどのような団体に対して出しているのですか、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

市内在住の障がい児者及びその家族で構成する団体で飯塚市身体障害者福祉協会、飯塚市手をつなぐ親の会、嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会の3団体に支出しております。

○深町委員

決算額は189万7千円となっていますが、この3団体の補助金額は幾らになっていますか。また、補助金以外の何か支援を行っていることがありますか、お答えください。

○社会・障がい者福祉課長

飯塚市身体障害者福祉協会につきましては、140万円、飯塚市手をつなぐ親の会は42万円、嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会には7万7千円の補助を行っております。また、その他の支援をということでございますけれども、毎年行われております福岡県身体障害者体育大会には、社会・障がい者福祉課の職員も同行いたしまして、選手の誘導や介助等を行っているところでございます。

○深町委員

この団体は、どのような団体で会員何人ぐらいおられるのかお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

飯塚市身体障害者福祉協会は、飯塚市に居住する身体障がい者の自立を支援し、会員相互の親睦や社会参加の促進を図るため設立された団体で令和元年5月末現在の会員数につきましては、157名となっております。また、飯塚市手をつなぐ親の会は、飯塚市に在住する知的障がい児また知的障がい者の保護者家族の会で、知的障がい者や知的障がい児の自立と福祉向上を図るため設立された団体でございます。令和元年5月末現在の会員数につきましては、障がい児、障がい者とその親が会員となっております、146名となっております。嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会につきましては、精神障がい者家族当事者の会で障がい者家族の相互支援、セルフヘルプ活動の推進、地域における精神保健福祉の改善と充実を目的とした団体でございます。会員数につきましては、令和元年5月末現在24名となっております。

○深町委員

飯塚市全体で、知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者の方がおられますが、全体で何人ぐらいがおられるのか、お知らせください。

○社会・障がい者福祉課長

平成30年度末現在の各手帳を所持された方の人数でお答えさせていただきます。身体障害者手帳をお持ちの方が6370人でございます。療育手帳をお持ちの方が1214人、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が1081人ということになっております。

○深町委員

障害者手帳を所持者の障がいの内訳は、どうなっていますか。

○社会・障がい者福祉課長

身体障害者手帳所持者の障がいの内訳につきましては、重複してお持ちの方がございますので、その場合には、障がいの度合いの重いほうでカウントしております。そのため、重いほうで入っている部分として、お答えをさせていただきます。肢体不自由の方につきましては3483人、視覚障がいの方は430人、聴覚障がいの方は571人、音声、言語、そしゃく機能障がいの方につきましては72人、内部障がいの方につきましては1799人、免疫障が

いの方につきましては15人というふうになっております。

○深町委員

団体の規模も補助金額もいろいろですが、この補助金額は団体のどういうところに使われているか、お知らせください。

○社会・障がい者福祉課長

この補助金につきましては、各種スポーツの県大会や各団体の上部団体が開催いたします大会への参加費、また、外出の機会が少ない障がい者の方が社会参加を促進するための交流事業にかかる費用、またコミュニケーションの活性化や情報収集を図るための関係団体主催の研修会への参加費等に使われております。

○深町委員

最後に要望なんですけど、手帳の数でいくと8660人ほどの人数になると思うんですけど、飯塚市全体からいきますと12万8千人の約6.5%ぐらいの方が、障がい者という数になります。この金額から見まして、かなり189万7千円はちょっと少な過ぎるんじゃないかなと。パーセンテージからいって、もう少し額をふやしてもいいんじゃないかなという思いがあります。住みよい、住んでよかったまちづくりということであっておる市長であります。その辺も考慮の上、検討の上よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長

次に、117ページ、障がい者福祉費、児童発達支援事業放課後等デイサービスの利用について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

117ページの障がい者自立支援事業費について、お尋ねいたします。児童発達支援事業放課後等デイサービスの利用状況についてお聞きをいたします。それぞれの給付費の決算額が、2億3473万2107円、また、3億7445万1999円となっておりますが、利用件数や事業所数はどのくらいあって、前年度と比べどのように変わったか、お知らせください。

○社会・障がい者福祉課長

平成30年度の児童発達支援の利用延べ件数につきましては、1814件で前年度に比べまして289件、率にして約19%の増となっております。放課後等デイサービスにつきましては、平成30年度の利用延べ件数4404件で、29年度に比べまして947件、約27%の増加となっております。また、飯塚市内の児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所数につきましては、平成29年度末現在で児童発達支援事業所は17カ所、放課後等デイサービスにつきましては16カ所、30年度末現在では、児童発達支援事業所が20カ所、放課後等デイサービスが17カ所となっており、どちらも増加傾向にあります。

○金子委員

どちらの児童発達支援事業にしても放課後デイサービスにしても大変な増加だと思います。19%の増や27%の増というのは、大変な増になっておりますが、この要因はどのようなことは考えられますか。

○社会・障がい者福祉課長

要因といたしまして、保健センターの乳幼児健診時からの見守りや保育所等の先生からの声かけ、また医療機関等の受診等により、発達に対する問題点等に保護者の方が早期に気づくようになったことが要因の一つとして考えられます。また、このサービスの利用につきまして、障害者手帳の取得を必須要件としておらず、保健師や医師から療育、約3年の必要性が認められると判断された方も、このサービスの対象となるため、障がいの可能性があるのではと推測される方の利用もふえておると考えております。なお、利用できる市内の事業所につきましても、先ほど申しましたとおり、増加傾向にあります。送迎や土日の対応等により、利用者の方に、より利用しやすくなったことも要因の一つと考えております。

○金子委員

この児童発達支援や放課後等デイサービスというのは障がい児を対象にした施設が大変ふえていて、保護者としては大変安心できるものだと思っていますが、その子どもの発達の過程とか特性を理解した上での支援とか、療育というのが十分なのかなって考えることはあります。ただの見守りというか、ただの本当に居場所ということになっていないかなというふうに感じることがあります。よく共生社会とかインクルーシブ教育というふうに言われるんですけど、私はそこで、少し疑問を感じるがあります。障がいがある、その可能性があるというだけで、別のところにやられることに関して、本当にそれが本人たちのため、あるいは保護者のため、そしてまた障がいのないと言われる人たちのためなのかなということも感じる場所がありますが、どういうふうと考えられるでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

今、委員がおっしゃられたとおり共生社会ということで考える中では、ともに障がいのある子も障がいのない子も、ともにという考え方もあるかと思えます。ただ、施設等ができて、親御さんもまた子どももそれに合った支援を受けていくということも大切なことではないかとも考えております。これからは両方が共存できるような形ができればというふうにも考えますけれども、私たちども社会・障がい者福祉課として、サービスを必要とされる方にサービスが行き届くようにということでの対応をしていきたいと考えております。

○金子委員

小さいころから、やっぴりの共生社会というのが何より必要で、それこそが大きくなったときに、私たちも障がいがある人になることだってあるし、大きく考えたら、私が最近よくとても心に残ったのは、人間は男女で分けることがあれば、年齢、若い人、年をとった人と分けることもあるんだけど、ある意味その障がいがある、今ある人と、これからある人という分け方だってできるということを知ったことがあり、私はすごく感動したというか、そうだな。私も今こうやってしゃべったり、立って歩いたりすることはできるけど、ここにいる皆さんも、いずれかしゃべれなくなるし、いずれか歩けなくなるっていうことだと思うんですね。それを考えたときに障がいがあるというだけで小さいころから分けられるというのは、私はどうかなと思います。共生社会ということ飯塚市がうたっていくのであれば、ちっちゃいころから学童等でどういうふう利用していくかということも、市全体として考えていただけたらと思っています。要望して終わります。

○委員長

次に、117ページ、障がい者福祉費、ケアプラン作成の現状と課題について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

決算書の117ページに、ケアプラン作成手数料が、3458万5730円とありますけれども、ケアプラン作成数は何件ありますか、また計画相談事業所は、何件あって、ケアプランを作成する計画相談支援員は何人いらっしゃいますか。お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

ケアプラン作成件数につきましては、30年度末現在2315件となっております。前年に比べ、157件の増加となっております。また計画相談事業所につきましては、平成31年、ことしの4月1日時点で、飯塚市には17カ所ございます。飯塚圏域では26カ所となっております。また、昨年30年5月1日時点での飯塚市の計画相談事業所につきましては、16カ所となっております。1年間で1カ所の増加となっております。また、計画支援員の数につきましては、申しわけございません、把握しきれておりません。

○金子委員

サービス利用者は大変ふえていますが、介護保険のケアマネジャーと比べて計画支援をする

人が大変少なく、1人の方の持っている件数が、大変多いという話を聞いたことがあります。それで、把握できていないから子どもたちの計画とかがうまくいっていない。実態も把握できないまま、こなしていくような状況があるのではないかなというのを私もよく聞いていますので、今後またその障がいのある方にかかわる人たちと事業所でどんな内容があるのかとか、子どもたちの特性とか障がいのある人たちの特性を考えることができる支援員がふえるといいなというふうに考えています。それは要望として終わっておきます。

○委員長

次に、117ページ、障がい者福祉費、緊急通報システムの成果と課題について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

では、緊急通報システムというのがどんなものかお尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

緊急通報システムとは、在宅のひとり暮らしの重度障がい者で脳血管疾患、心疾患等のため、急な発作が予見される方が、緊急時に緊急通報用の機能を備えた電話機等の機器を用いて、受信センターに通報し、受信センターから近隣の協力員や消防署に通報ができるシステムとなっております。

○金子委員

先ほどの同僚議員もお話がありましたが、議員研修を受けて、大変これびっくりしたというか、大変だなと、自分もおなかが痛くなったら大変不安なんで、同じように耳が不自由だったりすると本当に大変だなということを痛感いたしました。その聴覚障がいがある方が、夜中に体調が悪くなったときに、手話通訳の方が連絡が取れないということが言われてましたけれども、この先ほど言われたシステムを聴覚障がいのある方が利用することはできるのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

この障がい者緊急通報システム事業につきましては、脳血管疾患、心疾患等のため、急な発作が予見される方を対象としています。このシステムは電話回線を使用しておりますので、この脳血管疾患や心疾患を持ち聴覚に障がいのある方が使われる場合には、ファックスでのやりとりも可能となっております。また、別に聴覚障がい者の方への対応といたしましては、メール119番システムというものがございます。このシステムにつきましては、聴覚障がいや音声、言語機能に障がいがあり、電話による119番通報が困難な方を対象にしまして、携帯電話やパソコンのメール、ファックスを利用して、自宅や外出先から緊急通報を行い、消防車や救急車を要請できるシステムになっております。これにつきましては、事前に登録が必要でございますけれども、夜間の緊急の場合等には、このようなシステムを活用していただければと考えておるところでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 41

再開 15 : 54

委員会を再開いたします。

120ページ、児童福祉総務費、保育士確保緊急対策の現状と課題について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

120ページの保育士確保緊急対策の現状についてお聞きいたします。今、現状はどうなっているかお知らせください。

○子育て支援課長

本事業は、保育士の人材確保対策を推進する一環とし、常勤保育士として市内の私立保育所等に新規採用される保育士に対し助成金を交付することにより、市内の私立保育所等の保育士確保を図ることを目的とした事業となります。1人でも多く、常勤保育士として採用されるようフリーペーパーへの掲載、私立保育園長会において、活用していただくよう説明し、また保育士合同就職説明会、福祉のつどいにおいてブースを設け広く周知を図っているところでございます。

○金子委員

まだまだ、待機児童の問題等がございますが、担当部署としてこの課題をどのように考えておるのか教えてください。

○子育て支援課長

本事業費を広く周知するため、フリーペーパーの掲載を行っているものの、目標とする人数の保育士確保ができておりません。保育士を目指す学生が減少していることや、潜在保育士の働き方のマッチングが難しいことなどの要因もあるとあるのではないかとというふうに考えております。

○金子委員

保育士が足りないと言って、かなりたつと思うんですね。いろいろな対策を考えていてもまだまだ足りない状況なんですけども、今後、この課題をどういうふうに取り組んでいくのか、考えられていたら教えてください。

○子育て支援課長

これまでの取り組みを引き続き行うとともに、本年度は潜在保育士の掘り起こしのための相談窓口の開設、保育士のための情報誌を作成し、県内の保育士養成施設に配布するなど、本市の保育支援の制度のPRを行っております。今後も引き続き新たな取り組みの研究も行っていきたいと考えております。

○金子委員

要望ではありますが、10月を前にして無償化の問題等がございます。私の周りの人にもたくさん、まだまだ多く保育園に入れたいけれども、入れないという方が実際にいらっしゃいますので、できるだけたくさん頑張ってくださいよう、よろしく願いいたします。

○委員長

同じく、120ページ、児童福祉総務費、保育士確保緊急対策事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

保育士確保緊急対策事業費、1949万7千余の決算となっております。追加資料は91ページ、93ページ、101ページとどういった事業を行ったのかお尋ねします。

○子育て支援課長

先ほどの金子委員とダブるところもございますけども、本事業は保育士の人材確保を推進する一環とし、常勤保育士としての私立保育所で新規採用される保育士に対し助成を交付することにより、市内の保育所の保育士確保を図ることを目的とした事業となっております。

○川上委員

目標はどうなっていましたか。

○子育て支援課長

本事業は、未利用児童の解消を図るため、市内の私立保育所に保育士を各年、30名として目標を掲げております。

○川上委員

到達は。

○子育て支援課長

30年度は23名の保育士が新たに就職しております。勤務要件がありますので、離職防止にもつながると考えており、30名の目標には達成していないものの、一定の成果はあっているものと考えております。

○川上委員

その評価にかかわることなんだけど、この事業をやったから、この23人ということになったのか。やらなくても23人になったのか。そここのところの分析は何かしていますか。

○子育て支援課長

仮に、この制度を行っていない場合ということについては、その分析までは行っておりません。

○川上委員

この1950万7千円余りの財政出動をして、ここまで成果が上がったというふうに、言える必要があると思うんだけど、それはいつ分析するんですか。

○子育て支援課長

今後、この事業は平成29年から実施しておりますけども、この事業をいかに活用して就職した保育士の意見を聞きながら、研究していきたいというふうに考えております。

○川上委員

入所待機児童をどこまで減らすかということでこの30人という目標があったんですか。

○子育て支援課長

各私立保育所に採用計画を確認しまして、それで目標立てております。

○川上委員

私は安倍政権が待機児ゼロという目標を先のほうに延ばしたでしょう。だから国のほうから待機児ゼロともう言わなくなったんですよ。待機児を減らそうと言い始めたわけ。だから、施策もその程度になってしまったわけですよ。どこまで減らすかとかいうのはないわけですよ。今はもう見えないようにしてしまえという考え方でしょう。だから隠れ待機児童というじゃないですか。本市の場合は、国がそうであったとしても待機児童ゼロにすると、実質、隠れであろうがなかろうが、1人の子どもも困らないと、1人のお父さん、お母さんも泣かないというようにするために、どれだけの施設が必要かということと同時に、どれだけの保育士の確保が必要かという意味で目標を持たないといけない。その目標は、待機児は昨年ピークで145人だったから、決算年度で、だから50人にしようとか、そういう目標は立たないでしょう。やっぱり待機児はゼロにするという目標で、臨んでいかないとゼロにならないわけですよ。泣き続けるわけ。子どもの虐待とか、危険なことにもつながっていきかねない社会情勢ですから。それで、そういう目標が立つのであれば、1949万7千円で足りないのであれば、まだ財政出動を上乗せしていかないといけないということになるんだけど、こういった考えについてどう思いますか。

○子育て支援課長

今後、待機児童の解消につきましては、新設保育所を今建設しております。2021年4月の待機児童解消を目標に施設整備を含め、受け皿と保育士確保の両輪で進めていきたいというふうに考えております。

○川上委員

10月からの無償化の流れでしょう。そして、これからも、国レベルあるいは飯塚市レベルでもそうだけど、外国人の方のお子さんとかもふえていく可能性が高いわけですよ。だから、社会情勢の変化によって、本当に保育所機能を充実させると、今の段階でやっぱりゼロっていうのをきちんと、どんなことがあってもゼロということで、目標を掲げて頑張る必要があって、そのための財政支出を求めておきたいと思います。

○委員長

次に120ページ、児童福祉総務費、子ども医療費対象者の拡大について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

120ページの子ども医療費対象の拡大について、お尋ねいたします。まずはこの子ども医療費の制度の内容について、お尋ねいたします。

○医療保険課長

子ども医療費は、対象となる子どもが医療機関を受診した際に係る窓口負担を助成するもので、本市の制度は、福岡県の制度に上乘せした制度となっています。具体的には未就学児では自己負担なし、小学生以上は外来は小学6年生まで1カ月の負担上限を1200円に、入院では18歳に達する年度末まで自己負担は1日当たり500円で月7日限度としています。また県制度は、3歳以上で設けております所得制限につきましては、本市では設けておりません。

○金子委員

県から比べると飯塚市は少しいように思いますが、この近辺の嘉麻市や桂川に比べるとまだまだ充実してないというのを、よく声を聞きます。資料として86ページに受診件数の内訳を丁寧に出していただきましたが、これで言えばゼロ歳から12歳まではすごい数が上がりますが、結局の子ども医療費にはかかってないということで13歳から18歳まですごい数が減っていくという状況ですよね。自分自身が子どもを育ててわかるのは、小さいときに大変子どもも病気になったりしやすいんですけど、それが年齢を重ねていくうちにだんだんと病気にもなりにくくなるというのを自分は実感として持っています。だけど、例えばアトピーとか、部活をしていてよく足を痛めるというようなことというのは、ある特定の人にしか負担がかからないような状況になると思うんですよね。そうすると、全く病気にかからないとか病院に行かない人は一定数すごく多くいるんだけど、ある一定数はアトピーとか、外科とかになるとずっとかかってしまうという状況が続くと思うんです。そうなったときに、今の現状であれば、12歳、小学校まではアトピーの子も1200円の負担でよかった。けれども、中学校に上がったと途端アトピーの子どもたちには負担がかかっていくという状況になっていくのは、やはり住みにくいなど。特にアトピーの子どもさんとか、どんどんひどくなる子はどんどんひどくなっていく現状も見ているので、それが大変私も見ていて苦しいなと思うことがあります。その辺のところをどうお考えになるのか、教えてください。

○医療保険課長

子ども医療費を助成する範囲を中学生以上に拡大しますと、どうしても財政負担が増すことになってしまいますけれども、子育て世代に対しては、経済的な負担を軽減する有効な子育て支援策の一つであると考えておりますので、それぞれ制度は異なっております嘉麻市、桂川町との協議などをしながら、今後、前向きに検討させていただきたいと、このように思っております。

○金子委員

全国的な流れとして、子ども医療費は、拡充しているというような流れをよく聞きます。なので、子どもは残念ながら医療費の問題は、高齢者とかを含めると大変負担になってくるというのもあると思いますけども、子どもを大切に作る飯塚市ならではのだからこそ、子ども医療費については負担ではなく、投資だというふうに考えていただいて、ぜひ拡充していただくよう、よろしく願いいたします。

○委員長

次に121ページ、児童措置費、私立保育所整備事業費補助金、私立認定こども園施設型給付費の内訳について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

まず最初に、私立保育所整備事業費補助金の支出先はどこになりますか、また補助金の内訳について、お答えをお願いします。

○子育て支援課長

私立保育所整備事業補助金は老朽化している私立保育園及び認定こども園の整備に要する費用の一部を厚生労働省の保育所等整備交付金の文部科学省の認定こども園整備交付金を活用し、施設整備に係る補助を行うものでございます。平成30年度の支出先は社会福祉法人三和会が運営する幸袋こども園になります。補助金の内訳としまして、補助金1億5005万1千円の内訳としましては、国負担が1億2524万5千円、市負担が2480万6千円になります。なお、この事業は本年度と30年度と令和元年度の2カ年での補助金支出となり、令和元年度には約1億円の支出を予定しております。

○奥山委員

今のご答弁ですと、幸袋こども園が30年度と今年度で合計約2億5千万円。ちょっと資料要求をした資料の中を見ますと、28年度がこども園を入れて4園が補助金対象になっています。29年度が2園、30年度が今言われました幸袋こども園、それぞれの年度で支出額が異なっておりますが、これは上限みたいなものがあるのかどうかお尋ねします。

○子育て支援課長

この支出金額の違いと申しますのは、まず改築する定員規模によって基準額が異なります。また、こども園と幼稚園、今回する幸袋こども園、また昨年した山内幼稚園、伊岐須幼稚園、こちらはこども園になりますので、幼稚園部、保育部それぞれの整備交付金がございますので、その合計額となりますので、金額に差がございます。

○奥山委員

次に、私立保育所研修費補助金の内訳はどのようになっているのかお伺いします。

○子育て支援課長

私立保育所等研修費補助金、こちらにつきましては、保育所と職員の専門性を高めるための研修事業に要する経費を補助しております。平成30年度におきましては、私立保育園に12カ所、認定こども園5カ所に支払っております。各施設定員1人当たり1980円を限度枠とし、実情に応じて支払っております。

○奥山委員

この研修補助金でございますが、合計で行かれた人数というのはわかりますでしょうか。園ごとでなく合計で結構ですけど。

○子育て支援課長

申しわけございません。各園実績報告は出させていただいておるんですけども、参加人数、合計というのはちょっと出しておりませんので申しわけございません。

○奥山委員

次に、私立保育所特別保育事業費補助金について、特別保育の利用状況はどのようになっているのか、お知らせ願います。

○子育て支援課長

私立保育所特別保育事業補助金、こちらは私立保育所が実施する一時預かり事業、延長保育事業に対し助成を行うものです。平成30年度は、実績は一時預かり事業利用者は保育所9施設、子ども園1施設、合計10施設で利用人数は1559人、延長保育事業利用者は、保育所20施設、子ども園1施設の21施設で利用人数は2万1025人、休日保育利用者は、保育所1施設で利用人数は263人となっております。

○奥山委員

その中で今一時預かりが10施設、それから延長保育は21施設、休日が1施設ということでしたが、全ての保育所、園でこの3つをやっているのか、全然最初から一時保育も全てやっていないというところがあれば、お願いします。

○子育て支援課長

市内に22カ所ある私立保育所なんですけども、いずれかの事業は行っているということです。

○奥山委員

次に、私立保育所施設型給付費の支払い状況はどのようになっているのか、また保育単価についてもお知らせください。

○子育て支援課長

私立保育所施設型給付については、市内私立保育所22カ所に支出しております。平成30年度の実績では、定員によって差はありますけども、平均して1施設当たり年間2億600万円の支出となっております。保育単価につきましては、定員によって単価が異なりますが、利用定員が100人規模の場合としまして、述べさせていただきます。基本分単価の月額が1人当たりゼロ歳児15万9270円、1歳、2歳児9万1910円、3歳児4万1470円、4歳児以上3万4740円となっております。これは基本単価となりますので、その他状況に応じまして、所長設置加算、処遇改善加算、3歳児配置改善加算、休日保育加算、主任加算、チーム保育加算などの加算がされます。

○奥山委員

そこでちょっとお伺いしますが、先ほどありましたけども、この10月1日からと子どもの無償化になりますけども、これに上乗せで補助金として出るのか、また別な費目が出るのかちょっとお尋ねします。

○子育て支援課長

10月からの無償化につきましては、現在、この単価から3歳以上の副食費分4500円を1人当たり差し引きして給付するようなこと形になっております。

○奥山委員

例として、ゼロ歳児は先ほど15万9270円、そこから4千幾らか引いて、今保護者の方が払っている2万円から3万円とか、所得に応じて違うと思いますが、それがここに上乗せになるんですか。そういう意味ですか。

○子育て支援課長

現在、保育料につきましては、市のほうで一括して給付しておりますので、保育所に支払う給付費は、変更はございません。3歳児以上のこちらの副食費につきましては、こちらの単価から4500円差し引きして給付するような形となっております。

○奥山委員

そうですね、3歳以上でございました。次に、私立保育所広域入所施設型給付費及び公立保育所施設型給付費の支払い状況はどのようになっているか、お伺いします。

○子育て支援課長

平成30年度の支払い状況につきましては、田川市が広域入所12カ所、嘉麻市が11カ所、直方市9カ所、それと田川郡が9カ所、その他15自治体で24カ所、合計65カ所へそれぞれ支出しております。市外の保育所に入所している児童の延べ人数は、公立が281人、私立が1404人、合計1685人となっております。

○奥山委員

公立が281人、私立が1404人、1685人が飯塚市から他市町村に行かれているということで、月平均140人が飯塚市以外の保育所等で、保育を受けているということなんですけども、これは非常に飯塚市の待機児童が見ると、まだまだおられますけども、ありがたいなというふうに思います。次に、市外からの受け入れ児童数はどのようになっているのか、お伺いします。

○子育て支援課長

市外からの市内の保育所に入所している児童の延べ人数なんですけども、公立が84人、私

立が512人、合計で596人となっております。

○奥山委員

これも600人ぐらいが他市から飯塚市の保育所に入所していると。これも月平均50人ぐらいがみえています。これはなかなか、断るとするのは難しいし、うちも出しているところから、また保護者の方の務め先が、この飯塚市ということもあるので、難しいと思いますけれども、これを少しずつ解消していただきながら、飯塚市の子どもが入れるように願っております。次に、市外への入所者を今後、ふやしていくつもりか、先ほど月140人と申し上げましたけれども、ふやしていくつもりなのかどうか、お尋ねします。

○子育て支援課長

保育所入所申し込み時に入所を希望する施設を第4希望まで記載できるようになっておりますので、各施設の受け入れ状況や保護者の意向を確認しながら、入所調整を行っております。1人でも多く入所できますように、広域入所、こちらを含めたところで入所調整を今後も行ってまいりたいと考えております。

○奥山委員

他市町村にぜひともお願いをして預かっていただけるようよろしくお願いします。次に、私立認定こども園施設給付費の支払い状況はどのようになっているか、また保育単価、先ほどは保育所で今度はこども園ですね、よろしくお願いします。

○子育て支援課長

児童福祉費の私立認定こども園施設型給付につきましては、市内の市立こども園の給付認定2号、3号こちら保育部になります。保育部に入所している児童分ということになります。平成30年度実績の平均1市設あたりが年間7680万2150円となっております。保育単価につきましては、定員によって単価が異なりますが、利用定員が100人規模の場合、基本分単価月額は1人当たりゼロ歳児が16万5320円、1歳児、2歳児が9万7960円、3歳児が4万7520円、4歳児、5歳児が4万790円となっております。これは基本単価になりますので、先ほどの保育所の給付と同様に、その他必要に応じて加算がございます。

○奥山委員

先ほどの保育所とはちょっと価格が違っておりますが、例えばゼロ歳児ですと16万5千円ですから、先ほど保育所が15万9千円、約6千円、全年齢で6千円上がっておりますが、理由がございましたらお願いします。

○子育て支援課長

すみません。こちらの単価の差額につきましては、国が示しております単価基準表というのがございます。こちらのほうで生じているような状況ではございますが、この差額についての理由と申しますのは、申しわけございません、把握しておりません。

○奥山委員

教育の中身が違うのかどうかというのがあるかもしれませんが、今は御存じないということでしたので、いずれにしましても、先ほど来からもありますが、飯塚市の子どもさんを1人でもまたこの10月に向けて、保育士の確保等をやっていただいて、希望する皆様が、園のほうで預かっていただけるように引き続き、よろしくお願いします。

○委員長

次に122ページ、母子父子福祉費、母子家庭等自立支援給付等事業の成果について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

122ページ、母子父子福祉費における母子家庭等自立支援給付等事業の成果について、お尋ねします。自立支援給付金事業については、就職につながる能力開発のために教育訓練講座を受講する母子家庭の母親や父子家庭の父親に受講料の一部を助成するようになっているよう

ですが、具体的な内容について教えてください。

○子育て支援課長

母子家庭等自立支援給付金事業としましては、2種類の事業を実施しております。まず一つが自立支援教育訓練給付金事業、就業につながる教育訓練講座を受講した場合に、受講料の一部を助成する事業でございます。もう一つが高等職業訓練促進給付金等事業、こちら就職の際に有利な資格を取得するため、養成機関で就業している場合に経済的支援を目的とし、給付金を支給する事業でございます。

○土居委員

では、この事業の対象となる講座や資格はどのようなものがあるのか、お示してください。

○子育て支援課長

自立支援教育訓練給付金事業につきましては、雇用保険法の規定に基づく指定教育訓練講座が対象となります。具体的には、介護、経理、情報などの講座になっております。高等職業訓練促進給付金等事業につきましては、看護師、美容師、理学療法士などの資格になります。

○土居委員

では、昨年度の利用実績はどのようになっているのか、教えてください。

○子育て支援課長

平成30年度の実績といたしまして、自立支援教育訓練給付金事業が2名、どちらも介護関係となっております。高等職業訓練促進給付金等事業、こちらが27名受けております。内訳としまして、看護師6名、准看護師17名、美容師3名、理学療法士1名となっております。

○土居委員

では、昨年実施されてからの事業の成果はどのようになっているか、教えてください。

○子育て支援課長

平成30年度の成果といたしまして、高等職業訓練促進給付金等事業の受給者のみの就業状況になりますけども、就業課程終了者、看護師、准看護師、合計9名全員が就業に結びついております。内訳といたしまして、病院に8名、保育園に1名となっております。

○委員長

次に122ページ児童措置費、病児保育事業委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

122ページ、児童措置費、病児保育事業委託料、671万4千円について、まず、体制と実績、委託先、委託料内訳、スタッフはどうなっておるかなどについて、お尋ねします。

○子育て支援課長

委託先については、医療法人宮嶋外科内科医院さくらルームに業務委託をしております。利用人数は、30年度152人となっております。

○川上委員

もともと旧飯塚で森田クリニックが1番バッテリーでやっていただいて、合併後2番バッテリーで宮嶋さんということになっていて、今宮嶋さん1人になっているんだけど、増設は考えられるけど減らすのは考えにくい状況と思うんですよ。市はどのような考え方なのか。また、どういう取り組みをしたのかお尋ねします。

○子育て支援課長

病時保育事業、こちらにつきましては、需要もあることから、施設数をふやしていきたいというふうには考えております。現在、嘉麻市、桂川町との嘉飯桂圏域定住自立圏連携事業で、圏域内での施設増加を目指し、協議を行っております。また、施設数をふやす取り組みといたしましては、昨年度、平成30年度に飯塚市立病院に病児保育の施設の新設に向けて打診したところ、対応は難しいとの回答を得て開設までには至っておりません。

○川上委員

難しい理由は何か聞いていますか。

○子育て支援課長

はっきりと確認したところ、状況的に事業を運営するまでには至らないということで、対応が難しいというふうにしただけ聞いておりません。

○川上委員

何回ぐらい話し合ったんですか。

○子育て支援課長

こちらのほうから3回ほど病院のほうに出向き、協議を持っていただいております。

○川上委員

相手は誰が出てきているんですか。

○子育て支援課長

相手は、病院関係の事務局の方と会議を行いました。

○川上委員

事務局というのはどういう役職の方ですか。

○子育て支援課長

すみません。今ちょっと手元に資料ございませんので役職までははっきり述べられません。確認してまいりたいと考えております。

○委員長

一旦この質疑は保留にしましょうか。確認ができた段階でまた入れますね。ただいまの質問は保留にいたしまして、次に移ります。

次に124ページ、保育所費、街なか子育て広場事業について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

124ページ、保育所費の街なか子育て広場事業についてお尋ねします。就学前の子どもを持つ保護者が気軽に利用できる施設として、子育て支援センターがありますが、その中でも利用者数が多い街なか子育て広場では、どのような事業が行われているのか、お尋ねします。

○子育て支援課長

街なか子育て広場事業につきましては、子育て家庭の保護者と就学前の児童を対象に親子が集い交流のできる場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言や援助を行う事業です。また、親子触れ合い遊びができる出前講座も穂波福祉センターにて、毎週実施しております。

○土居委員

では、昨年度の事業実施状況はどうなっているのか、お尋ねします。

○子育て支援課長

実施内容につきましては、制作活動や街なか散策、季節に合わせた行事など親子が交流できる催しや穂波福祉総合センターでの催し、育児講座や育児相談を実施しております。平成30年度においては、第1火曜日に身体計測、第2火曜日に制作、第3火曜日に街なか散策、第4火曜日にお話し会や誕生会、その他育児サークルや育児講座、穂波総合福祉センターでのきらきら広場を実施し、育児相談にも応じております。また、平成30年度の利用者数は、施設への来所者数3万1579名、施設外講座利用者数831名、利用者数の合計3万2410名、また相談件数331名となっております。

○土居委員

では、昨年度1年間事業を実施されまして、その成果はどうなっているのかお尋ねします。

○子育て支援課長

平成30年度の成果といたしまして、利用者数合計が前年度と比較し490名の増加、相談件数が295件増加しており、子育て親子の交流や保護者の育児支援につながっております。

また、30年度より運営委託し、日曜日、祝日を開所することといたしました。そのため、利用者の利便性向上が図られており、父親の利用もふえ、育児参加にもつながっているように思われます。

○土居委員

昨年度事業を実施しては、課題をどのように捉えられているのかお示してください。

○子育て支援課長

平成30年度の課題といたしまして、施設外講座利用者数が前年と比較して減少していることから、その原因を探るとともに、利用者の増加への方策を研究してまいりたいと考えております。

○委員長

次に124ページ、保育所費、公立保育所民営化・統合事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

6万7千円なんですけれども、検討委員会委員報酬が5万9千円、費用弁償が8千円となっています。何を検討したかお尋ねします。

○子育て支援課長

30年度は飯塚市公立保育所こども園あり方検討委員会において、子育て支援センターの現地視察を行い、運営状況などの評価をしていただいております。

○川上委員

子育て支援センター整備の経過をお尋ねします。

○子育て支援課長

市内にある子育て支援センターは、まちなか子育て広場を含め4施設ございます。筑穂子育て支援センターは、平成17年4月に筑穂保育所内に開設しております。庄内子育て支援センターは平成17年8月に当時、赤坂保育所内に開設し、平成25年に現在の庄内ハーモニーに移設しております。颯田子育て支援センターは、平成20年5月に颯田保育所内に開設、平成25年に現在のサンシャイン颯田内に移設しております。街なか子育て広場は平成24年2月に、枝国保育所内に設置しておりました、穂波子育て支援センターを東町商店街の中にある旧玉置の建物に移設し、街なか子育て広場として開設、その後、平成28年10月に現在の場所に新築しております。また、菰田保育所内に設置しておりました、飯塚子育て支援センターは、街なか子育て広場新設の際に、施設規模を拡大したことからその時期と同時に廃止を行っております。すみません。先ほどの庄内子育て支援センターにつきましては、庄内ハーモニーと申しましたけれども、庄内交流センター別館のほうに移設しております。

○川上委員

利用状況の推移をお尋ねします。

○子育て支援課長

平成30年度の子育て支援センターの年間利用者数につきましては、街なか子育て広場が3万2410人、筑穂子育て支援センターが2051人、庄内子育て支援センターが8028人、颯田子育て支援センターが7731人、4施設合計としまして5万222人の利用状況となっております。

○川上委員

それはいつの時点と言われましたかね。

○子育て支援課長

これは平成30年度の利用状況となっております。

○川上委員

数字はいいので、傾向としてはどういう傾向ですか。

○子育て支援課長

利用状況につきましては、若干ですが、年度にもよりますけども、若干ですが伸びているような状況でございます。

○川上委員

穂波の支援センターが枝国を廃止し玉置に、水害がよく発生するところに子ども支援センターをつくったんだけど、この段階で穂波の支援センターがなくなっていくわけですね。どういう考え方をしていますか。

○子育て支援課長

穂波地区の子育て支援センターにつきましては、現在楽市保育所、平恒保育所、こちらの統合した保育所を検討しております。それにあわせて検討していきたいというふうに考えております。

○川上委員

それはいつごろになりますか。

○子育て支援課長

現在、楽市統合保育所の整備につきましては、建設場所も含め、関係各課と協議を行っておりますので、はっきりいつという明確な時期については、現在調整を行っているところでございます。

○川上委員

需要はないですか。

○子育て支援課長

昨年度、子ども・子育て事業計画をする際のアンケート調査を行った際には、穂波地区についても、需要があるというふうな結果は出ております。

○川上委員

需要があり計画にもあるんだったら、いつできるかわからないとかではなくて、いつまでにつくるといふのを示す必要があると思うけど、そういう考え方はないですか。

○子育て支援課長

先ほどの答弁の繰り返しになりますけども、楽市、平恒こちらの統合保育所と合わせたところで計画を進めていきたいというふうには考えております。

○川上委員

支援センターを使いたいという需要がある。計画にも載せている。でもいつつくかわからない。こういう姿勢でいいんですかね、片峯市政は。お金の問題ですか。

○子育て支援課長

設置場所も含めたところで検討していきたいというふうに考えております。

○川上委員

いまのは何のことですかね。統合してつくる先のこと言っているわけ。それともそれより手前に、計画にもある、要求もあるんだから、どこか場所をつくって、初めますということ言ったんですか、どっちですか。

○子育て支援課長

統合保育所、こちらを整備するこの時期に合わせて、支援センターについても計画していきたいというふうに考えております。

○川上委員

保育所と一緒にしなければならない、遠く離れたらいろいろ不都合があると思うけど、その施設の中に入れ込まなければならない理由はないでしょう。支援センターは。

○子育て支援課長

確かに質問委員が言われるように、子育て支援センターは保育所の中という規定はござい

ません。現在、庄内にしろ、穎田にしろ、保育所とは別の場所で運営を行っております。ただ、なるべく近くの施設のほうがいいんじゃないかというふうなこともありますので、できましたら保育所の設置場所、そこを含めたところで検討していきたいというふうには考えております。

○川上委員

発想を変えたほうがいいですよ。街なかだつて保育所を併設しているわけじゃないでしょう別に。なぜ穂波だけ、統合できるかどうかはわからないですよ。そのときに、いつになるかわからないようなことにこの計画を従属させて、リンクと言ってもいいけど、従属ですよ。させて、事実上穂波の支援センターを希望する子育て世代を苦しめているわけでしょう。お金の問題かと聞いたわけですよ、それが。

○福祉部長

ただいまの穂波地区の子育て支援センターについてのご意見をいただいております。飯塚市としての子育て施策の全般としまして、もともとありました子育て支援センターにつきましても、穂波地区には需要があるということで穂波地区につくりたいというふうに、現在考えておりますが、その際にはやはり保育所との関係もございます。保育所をどこにどういう形で整備するかというのがあります。そこの関連がございますので、あわせて計画をさせていただきたいというふうに、思っておりますので、もうしばらく検討する時間をいただければ、その際には合わせて、子育て支援センターについての計画もできるのではないかとというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○川上委員

お金の問題かと聞いたんですよ。

○福祉部長

お金と言いますよりも、やはり子育ての環境ということが重要でございますので、それに最もいいところということで考えておりますので、今のご質問で言いますとお金ということではございません。

○川上委員

そしたらお金のことでないのであれば、構想の問題ですよ。需要がある、計画もある。だけど、あなた方が勝手に楽市と平恒を統合したいからと。誰も賛成していないでしょう、まだ。そのときにつくりましょうというのは、もういかにも希望のある方たちを無視しているかということですよ。だからそういうお金の問題ではないというふうに答弁あったけど、構想を改めて、きちんとやるというのが決算から出てくる教訓ではないでしょうか。質問を終わります。

○委員長

先ほど保留しておりました122ページ、病児保育事業委託料の川上の質疑について、答弁の準備ができたようですので、執行部の答弁を求めます。

○子育て支援課長

先ほどの病児保育の件なんですけども、市立病院の事務部長と総務課長と協議を持っております。

○川上委員

事務部長とは何ですかね。事務部長はおられるんですか。

○子育て支援課長

事務部長と総務課の課長というふうになっています。

○川上委員

事務部長というのは事務長のことですか。

○子育て支援課長

そうではなく、事務部長というふうにはお聞きしております。名刺もいただいております。

○川上委員

そこと、平成30年に3度話をし、らちが明かないんだけど、病院の中ではどこまで話が、責任あるところにいるんでしょうね。

○子育て支援課長

申しわけございません。どこまで言っているかというところまでは把握しておりません。

○川上委員

よく意思を一致して、きちんと、そのレベルでのルートでの話を通していくということと同時に、市立病院管理運営協議会というのがあるでしょう。市長が責任者の。こういうところは話す場でもあるんですよ。そこで、やったことないですか。2回やっているはずだけど、運営協議会。話はしていないですか。

○市長

昨年度、私どちらも出席していますが、このことが議題に上がったことはありませんでした。

○川上委員

市立病院ですよ。担当課が申し入れしているかと、どこまでいったかわからないと。でも運営協議会で両方に責任を負う片峯市長が上がってないというわけだから。ここをどうかしてくれませんか。特別な事情でできないんだしたら、また考えないといけないけど、そこまでまだいってないようだから。子どもの健康、生命にかかわる問題だから。ちょっと考えてくださいよ。立地が良いかどうかという問題とかは、別にまだあると思います。市内で2番目をつくるとすればね。そういうことも考慮しながら、公立病院が責任を負う立場で話をしていくと、中心人物は両方兼ねているのは、片峯市長だから、よろしくお願いします。

○委員長

次に125ページ、青少年対策費、児童クラブ運営委託料の内訳について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

児童クラブ運営委託料について、お尋ねいたします。委託先は、NPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会という、長い名称のところでございますが、委託料の内訳についてどうなっているか、お願いいたします。

○学校教育課長

児童クラブの運営に必要な経費を積算して委託料を支払っており、主なものは支援員に係る賃金となり、その他に児童に関する消耗品、事務局経費、支援員の研修費、研修費用、研修講師、臨床心理士等の謝礼金となっております。金額の内訳といたしましては、支援員人件費が、1億9206万8988円、事務局人件費が、1686万6332円、講師謝礼、303万7千円。消耗品費等が、887万3007円、研修旅費が47万8266円となっております。

○吉松委員

委託料の90%以上は人件費だと。その中でも主に支援員の人件費が主だということですが、支援員の賃金については、どのような積算をなされているんでしょうか。

○学校教育課長

賃金に関しましては、飯塚市臨時職員の保育士賃金をベースに積算を行っておるところでございます。

○吉松委員

飯塚市では児童クラブの事業を学校教育課が所管していると。学校と一体となって集団活動を実施する独自の取り組みをなされております。これは全国的に見ても、先進的なものだと思いますが、これは別に私が先進的だと言っているわけではございません。実際に、ここに「子どもに豊かな放課後を」という本がございます。この本の著者は、生涯学習通信風の便りの編集長でもあります三浦清一郎先生が書かれておるんですけども、この中で、飯塚市の挑戦というような表現で、これはもう全国的にも、初めての取り組みであると評価されておるま

す。なぜかという、児童クラブについては、国で言えば厚生労働省の管轄、それから学校教育については文部科学省の管轄ということで、この違った枠組みの業務を飯塚市は一緒にして取り組んでいると。本当に素晴らしいことだと思うんですけども、しかし、こういう先進的な取り組みというのは、おのずと支援員の業務とか責任というものも重くなると思うんですけども、これは、とりもなおさず支援員の頑張りがあってこそだと思っておりますが、この取り組みを継続するためには支援員の賃金も取り組みに見合ったものであるべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長

質問委員が言われるとおり、各児童クラブで集団活動に取り組んでいただき、支援員にはことわざ覚えや体力向上など、独自の学習プログラムに大変ご協力いただいているところでございます。支援員の仕事に見合った賃金は、支援員の確保にもつながるということから、調査検討すべきものでありますので、支援員の手当等について、本事業の委託業者でございますNPO法人飯塚市青少年健全育成連絡協議会と協議し、検討してまいりたいと考えております。

○吉松委員

飯塚市の取り組みは、既に朗唱とかことわざ覚えとか、体力向上とかいう内容で、非常に成果を上げているところでありますけれども、このことは大いに飯塚市民の方にも理解していただきたいと思っておりますし、飯塚市以外の方にもアピールをして、定住促進の一助になればと思っておりますので、ぜひともNPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会の要望に耳を傾けて、そして、協議をしていただいて予算に反映していただきたいと思っております。意見を述べて終わらせていただきます。

○委員長

同じく125ページ、青少年対策費、児童クラブ運営等委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

児童クラブは、現在統廃合の関係で、小中一貫校化の関係で19単位で事業をやっていると思うんですけど、そのうち、3カ所を除いて全て保育する子どもが急増していますよね。それで、そのうち、障がいのある子どもがいると104ページの追加資料で説明があるんだけど、19のうち17単位で障がいがある子がいて、それ以外にもここに注意書きがあるけれども、それに該当しない子どもさんもいると思うんですよ。それで、障がいのある子どもの対応については、どういう体制をつくっておるのかお尋ねします。

○学校教育課長

まずは、障がいを持つ子どもに対する対応といたしましては、支援員の増員を図っているところでございます。また特別に子どもたちが落ちつく場所等が必要でありましたら、児童クラブ内で対応できなければ、学校の特別支援学級の教室等、学校施設を利用しながら対応しているところでございます。

○川上委員

これについては、具体的にはどういうふうになっていますか。

○学校教育課長

平成30年度でございますけれども、支援単位が46のところでは支援単位が2名と計算していくと、92名で支援員の雇用数は109名確保しております。ただし、さらにきめ細やかな支援をするためには2名ほど、昨年度については不足している実情がございました。

○川上委員

障がいのある子どもの対応に支援員を増員というんだけど、実際は2人足りないということなんですか。

○学校教育課長

現実的には、あと2名ほしいところがありました。

○川上委員

それはどこですか。

○学校教育課長

30年度につきましては、若菜と上穂波でございます。

○川上委員

なかなか支援員の確保が難しいという状況ですか。

○学校教育課長

ホームページ等を使って募集をしておりますけども、なかなか集まりづらい面もございます。

○川上委員

やっぱり吉松委員が提案されたようなことが必要というの、頷けるわけですね。それから学校施設を使う場合もありますよということなんですけど、狭い場合は。どこがそうなりますか。

○学校教育課長

鯉田、片島、伊岐須、上穂波でございます。その他特別の場合には、学校の教室のほうを使うこともあるかと思えます。

○川上委員

普段、子どもが居室しているところに支援員もいるわけでしょう。必要がある子は、学校の施設にという場合でしょう。目を離してしまうことはないですか。どういうふうになっていますか、安全は。

○学校教育課長

そのことがございますので、まず支援単位には複数名配置というのが国のほうの基準になっているかと思えます。さらに、今委員がおっしゃいますとおり、そういったこともあり得ますので、増員をするということが必要だということで、増員をしているところでございます。

○川上委員

そしたら、その若菜と上穂波、その2つは、その子の安全、もっと言えば命にかかわる事態が起こらないようにするためには、急いで配置しなきゃならないということですね。

○学校教育課長

昨年度はそのような状態でした。したがって、支援員の皆様にはご苦労かけたことだというふうに思っております。

○川上委員

支援員も苦労したというふうに言われるけど、子どもは非常に危険な状態にあったというふうに言える状況だったんですか。

○学校教育課長

特に必要な事態が生じたときには、青少年事務局のほうから事務局員がそこに出向いて支援するようにしておる体制はとっておりますので、そのような危険な状態自体は、実際にはございませんでした。

○川上委員

いずれにしても、安全確保それから障がいのある子どもたちが安心して落ち着いて、ここに来て幸せだったと言ってくれるような空間にする必要があると思うので、少なくとも今足りないのは、そのとき足りなかったんでしょうけど、もうそういうことが起こらんように頑張りましょう。

○委員長

次に、126ページ、青少年対策費、休日等子育て支援事業対象拡大について、委員の質疑を許します。

○土居委員

126ページ、青少年対策費の休日等子育て支援事業対象拡大について、お尋ねします。休日に保護者の病気や仕事などで小学生を預かる休日等子育て支援事業についてお尋ねします。まずどこで実施されているのか、事業はいつから始まったのか。また、過去の実績はどうなっているのか、お尋ねします。

○子育て支援課長

本事業は平成25年度より片島児童センターにて実施しております。これまでの利用実績につきましては、平成25年度の登録児童数は22名、利用児童数14名、開所日は11日、平成26年度の登録児童数19名、利用児童数は79名、開所日47日、平成27年度の登録児童数15名、利用児童数は33名、開所日は23日、平成28年度の登録児童数10名、利用児童数は49名、開所日23日、平成29年度の登録児童数15名、利用児童数は28名、開所日20日、平成30年度の登録児童数は5名、利用児童数21人、開所日18日となっております。

○土居委員

年々利用する児童数が減少しているようですが、周知はどのように行っているのかお尋ねします。

○子育て支援課長

市の公式ホームページや、毎年発行する子育てガイドブックに掲載、また各小学校を通じて各保護者宛てチラシの配布を行っております。

○土居委員

現在、片島児童センター1カ所で実施されているようなのですが、実施場所の拡大等については考えられておられたら、お示してください。

○子育て支援課長

現在の利用状況から判断して、実施場所を拡大することは考えておりません。今後、利用児童数が増加し、実施場所は1カ所での対応が難しいと判断した場合は、本事業が嘉飯桂定住自立圏事業でもあることから、嘉麻市及び桂川町と協議していきたいというふうには考えております。

○委員長

次に、126ページ、青少年対策費、産前・産後生活支援の利用の現状と課題について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

126ページの産前産後生活支援の利用の現状と課題についてお尋ねいたします。その利用の人数、回数、内容、支援者についてお知らせください。

○子育て支援課長

産前産後生活支援利用状況につきましては、平成28年度の利用人数が33人で116回、平成29年度の利用人数が21人で81回、平成30年度の利用人数が39人で93回、支援内容につきましては、主に乳幼児の保育、児童の生活指導、食事の準備及び片づけ、身の回りの世話、生活必需品の買い物など、主に育児や家事支援になります。支援者につきましては、本事業を飯塚市シルバー人材センターへ委託しております。

○金子委員

29年度が21人から30年度が39人で約倍に伸びていまして、回数的には81回が93回でそこまで伸びてないというのが、つまり結局、利用者人数はふえたけど、回数はそこまで、1人当たりそんなに利用していないということになるのではないかなと思います。この課題について、どういうふうにお考えになるのか、お尋ねいたします。

○子育て支援課長

窓口相談時はもとより、赤ちゃんすくすく元気訪問事業での説明や、子育て支援施設、ブックスタート事業でのチラシの配布を行っており、本事業の問い合わせは年々増加しているような状況ではございます。しかしながら、まだ当事業を知らない妊産婦に対してさらなる周知を図るために、他課との連携、広報活動を強化していったり、周知を行っていきたいというふうに考えております。産前産後と申しましたので、具体的にその産前がどのくらいの期間なのか、産後がどのくらいの期間なのかお尋ねいたします。

○子育て支援課長

産前は、母子手帳交付時期、こちらから利用回数としましては、2回。産後は、16週まで、こちらは16週の間に10回の利用が可能となっております。

○金子委員

子どもを育てて、まだ一番初めの段階ですよ。まだ1歳になってない状況の中で、子どもにとって、保護者以外の人と接する初めての機会になるのではないかなと思います。その保護者にとってみても、大変いろんな経験を持たれているシルバー人材センターの方の助言というのは大変貴重なものではないかなと思いますが、シルバー人材センターの方への研修はあるのかなのかお尋ねいたします。

○子育て支援課長

シルバー人材センターのほうで、子育てマイスター講座のほうを受講しております。

○金子委員

このシルバー人材センターの方の研修も大変重要だと私は考えております。何より2歳までの虐待が多いということもあるので、虐待防止、虐待をしないためにも、みんなで子どもたちを守るためにもぜひ、研修等を充実させてこの事業がたくさんの方が利用できるように要望いたします。

○委員長

次に、128ページ、扶助費、生活保護運営事業（エアコン）について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

128ページ、扶助費、生活保護運営事業（エアコン）について、お尋ねいたします。この夏も、非常に暑い日が続きましたが、被保護世帯のエアコン設置状況の把握について、お尋ねします。

○生活支援課長

昨年秋に全戸調査いたしましたところ、4303世帯中3831世帯にエアコンが設置されており、472世帯が未設置でございました。設置率につきまして89%、残り11%の世帯がエアコンが未設置の状況でございました。

○土居委員

生活保護受給者にとって、エアコンの購入は非常に大きな買い物であるかと思われませんが、用意できないということで、熱中症や命の危険に直面するようなことがあってはならないと思いますが、このような対応はどのように行っているのかお示してください。

○生活支援課長

質問委員が言われますように、生活保護受給世帯のエアコン設置率は、一般世帯のそれを大きく下回っているであろうという認識はしております。このエアコンの設置費用でございますが、平成30年7月より、それ以降に新規開始もしくは転居した世帯において、熱中症予防が特に必要とされるもの、例えばと、高齢者、障がい児、小児、難病患者等に対しまして、エアコン本体5万円の設置費用とそれに伴う設置費用を支給することが可能となっております。これにより、本市でも昨年度8件、本年度も8件のエアコン設置費用を支給したところでございます。しかしながら、この制度創設以前から生活保護を受給されている方につきましては、

この制度の対象外となりますので、日ごろのやりくり、または県社協の生活福祉資金の貸し付けを利用して設置していただくこととなります。この貸し付けに関しましては生活保護の収入認定の対象とはなりませんし、もちろん連帯保証人がいらっしゃれば無金利での融資となっております。

○土居委員

近の記録的な猛暑続きでは、生活保護者受給者はエアコンを持っていたとしても、電気代が心配で使用もできないような状況であるのではないかと思われませんが、これらについてはどのように考えておられますか、お示してください。

○生活支援課長

生活保護受給をされている方の中には、高齢者や障がい者の方などが多く、健康面での配慮が特に必要な方が多数いらっしゃいます。しかしながら、電気代を節約せざるを得ない状況のために必要な時期に冷房を利用できない世帯が多数おられることも私どもも認識しております。このため、この8月に行われました福岡県都市福祉事務所長会議におきましても、本市を含め、県に対しエアコン等の電気代の一時的な需要に対応するための夏季加算の創設を要望しているところでございます。この要望に対しまして、県からはエアコン等の電気代の一時的な需要に対応するためには夏季加算が必要であるとの認識から、国に対し、夏季加算の創設を要望しているとの回答をいただいております。生活保護はあくまでも国の制度でございしますが、このように自治体の立場から、今後も他の自治体とともに協力して要望活動を行ってまいりたいと考えております。

○委員長

次に、134ページ、環境対策費、環境アドバイザーについて、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

134ページ、環境対策費の環境アドバイザーについて、お尋ねします。環境アドバイザー事業とはどういったものか教えてください。

○環境整備課長

市民の環境に対する理解、知識の向上に寄与するために、環境に関する有識者をアドバイザーとして登録し、市民団体等の依頼に応じて派遣し、環境に関する講座の開催を行う事業で、より多くの市民に環境に関する理解、知識を深め、実践してもらうことを目的として、平成22年度より事業を開始しております。

○土居委員

環境アドバイザー事業にかかる費用はどのようなものか、お示してください。

○環境整備課長

事業費といたしましては、環境アドバイザーに対し、1回につき1500円の講師謝礼金を支給しております。また、アドバイザー登録者には、年間を通じてボランティア傷害保険をかけますので、その保険料を支出しております。

○土居委員

では、環境アドバイザーの派遣利用状況はどのようになっているのか教えてください。

○環境整備課長

事業開始の平成22年度は、年間派遣件数が1件でしたが、徐々に増加し、平成25年度には43件となりましたが、その後減少し、平成30年度は1回となっております。

○土居委員

派遣件数が減少している理由は把握されていますでしょうか。

○環境整備課長

環境アドバイザーの活動を中心的に実施されていた2名のアドバイザーが途中で独立した事

業を実施することになり、急激に減少していった経緯があります。また、環境基本計画の推進母体である飯塚環境会議の出前講座を、平成28年から開始し、市民目線の取り組みやすい環境講座となっており、こちらの事業を利用される市民や団体が増加していることも減少の要因だと考えます。

○土居委員

今後はどのようにしていくお考えですか、お示してください。

○環境整備課長

この事業の目的は、市民の環境に対する理解知識の向上にあるのですが、そういった内容の事業がほかにもふえてきております。また、本年度の事務事業評価2次評価にて、類似する事業が複数あり、他の事業で対応可能であることから、2次評価を休廃止とするとの評価があり、今後は事業廃止の方向で検討していく予定です。

○委員長

次に、134ページ、環境対策費、資源回収団体奨励補助金について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

134ページ、資源回収団体奨励補助金について伺います。私はこれをどんどん活用していただいて、各団体がそれぞれの経費をこれで賄っていただければというふうに思っておりますので、質問させていただきます。飯塚市が現在資源回収を行っている団体に奨励補助金を出しておりますが、内容について伺います。

○環境整備課長

ごみ減量化、資源化を図ることを目的としております。この内容につきましては、第2次環境基本計画にも掲げて目標としております。そのことを、訴えるだけでは、資源化率の向上はいたしません。自分の家の家庭ごみとしてへ出す行動から各団体が資源として回収する行動へ意識改革を促す誘発剤として、補助金を支給いたしているところでございます。

○奥山委員

資源回収団体の登録数と、実際に平成30年度に活動された団体数は何団体か、お願いします。

○環境整備課長

平成31年3月31日での登録団体数は281団体で、そのうち平成30年度に活動された団体は253団体となっております。

○奥山委員

手元にもらった資料によりますと、28年度、29年度285団体だったのが281ということで、団体数も減っておりますし、資源回収もだんだん減ってきているんだろうというふうに思います。次に、平成30年度に活動されなかった団体、28団体になりますけれども、それらの団体に対して活動の再開等に向けた呼びかけをされているかお聞きします。

○環境整備課長

資源回収登録団体で2年以上活動がなされていない団体に対しまして、ごみ減量化及びリサイクル推進のため資源回収活動に取り組んでいただき、資源回収団体奨励補助金制度を活用していただきますよう文書を発送し、活動を推進しているところでございます。

○奥山委員

次に、資源回収団体奨励補助金の支出が減ってきているというふうに思いますけれども、要因は何だというふうに考えておりますか。

○環境整備課長

要因としましては、団体の中心を担う方の高齢化に伴う活動の縮小や廃止があります。また、最近ではスーパーやコンビニ等での回収がふえており、日時を考えなく気軽に出せることも要因

であると考えます。

○奥山委員

次に資源回収量も、近年減ってきているということですけど、ごみの量はどのように推移しているかお尋ねします。

○環境対策課長

過去3年間のごみ処理状況は、決算資料110ページに、ごみ処理状況の推移で示しておりますが、多少の増減があるものの横ばいの状況でございます。

○奥山委員

冒頭に言われました第2次環境基本計画、これは平成24年から10年間ということで、この中の目標として、1日1人当たりのごみの排出量、1004グラムから904グラムということで、先ほどの資料で30年度が4万4485トンのごみが出ておりますけれども、一人当たりの量を12万8千人で計算しますと、952グラム、まだまだごみの目標達成はできておりません。それから、同じく資源回収の量ですけども、これも目標を掲げてあるのは2010年度は4416トン資源回収をやろうという目標を、この平成24年度には4858トン、年間でやろうということで、現在、もらった資料ですと2170トン、資源回収は半分以下ということで、まだまだ資源回収が、その分先もほどおっしゃいましたけど、コンビニ等のいろんなところにボックスが今、どんどん出せる状況になっておりますけれども、一つは、団体数をふやすということと、それからまた活動をされてないところ、先ほど手紙を出されたということですけども、どんどん推進していただいて、目標である4858トンを目指してやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長

次に、136ページ、ごみ処理費、市のごみ袋等他自治体の比較について、深町委員の質疑を許します。

○深町委員

私が議員になる前に、うちのほうの自治会から飯塚市のごみは日本一高いじゃないかという質問でありました。日本一かなと思っておりましたけれども、その関係もありまして、ちょっと質問させていただきたいというふうに思います。ごみ袋が他の自治体と比較してどの程度のものなのか、飯塚市のごみ袋ですね。それと、ごみ袋販売料金、収入が5億6千万円ぐらいだと。実際にごみ処理経費はどのくらいかかっているのかというのを、ちょっと教えてください。

○環境対策課長

まず、ごみ袋は5億6千万円かかっておりますが、ごみ処理経費がどのくらいかというところでございますが、ごみ処理経費は、決算書136ページ、4款、衛生費、2項、清掃費、2目、ごみ処理費、17億5638万1千円と1目、清掃総務費の飯塚市・桂川町衛生施設組合負担金と、福岡県央環境施設組合負担金のうち、ごみ処理負担分5億5155万7千円を合わせた経費で、23億845万8千円かかっております。また、他市と比べてごみ袋料金は高いのではないかというご質問ですが、提出資料109ページに、ごみ袋代他市比較資料のとおり、近隣市町と比べますと、料金は高くなっておりますが、ごみ袋料金を旧金額の50円に戻した試算をしますと、約1億5千万円の収入減となり、その分を一般財源で負担することになりますことから、近隣市町と料金の差が生じておりますが、ご理解いただきたいと考えております。

○深町委員

ごみ袋、私が資料いただいているんですけども、福岡県内では一番高いかなと、全国区では、北海道帯広と釧路がちょっと高いので、日本一じゃないかなとは思ったんですけど。穂波と飯塚市が合併したときに、穂波は非常に安かった。50円か何かだったと思いますけど、それが市町村合併してあまりいいことないなど。即ごみ袋が上がってきたということで、ちょっと反

感持たれているんですけど、その辺で飯塚市のごみ袋料金はなぜ高いのかなというところで、ちょっとお話聞かせていただきたいなと思います。

○環境対策課長

料金につきましては、合併前旧飯塚市が70円、旧4町が50円であったのを合併に際して住民負担の軽減から50円に設定いたしておりました。その後、行財政改革において、平成20年度をめどに収集方法を含め料金の見直しを行い、平成21年6月より現在の金額となっています。現行の金額は、合併前の旧飯塚地区の導入経過を参考に算出したところ、平成19年度のごみ袋1袋当たりの収集運搬処理経費が267円となり、その3分の1に見合う金額が89円となりました。このまま50円でいけば生活環境を守るべき予算がますます圧迫されると判断し、平成21年6月より苦渋の決断での70円に決定させていただいております。ごみ処理に係る経費の削減に取り組む一方で、市民の皆様にはごみの減量化をお願いするとともに、収集運搬処理経費の一部のご負担をお願いしたものでございます。

○深町委員

わかりますけど、ごみ袋料金が今後安くできるような方策はありますか。

○環境対策課長

先ほどもお答えしましたが、ごみ処理手数料を1袋当たり50円に戻した場合、平成30年度のごみ袋売払数量から試算しますと、年間約1億5千万円の収入の減となります。また、ごみ処理手数料はごみを出される方全てに公平に負担していただくものであります。ごみを多く出す人にはそれなりの負担がかかりますが、ごみを減量していただく人には負担が少なくなります。市民の皆様が、よりごみの減量化や資源化にいま一度目を向けていただき、さらなるご協力をいただくことで、今まで大の袋で出されていた方が中の袋で出すことにより、市民の皆様の負担軽減に結びつくと同時に、市の処理経費の削減や地球温暖化防止につながると考えておりますので、現在、ごみ袋の値下げについては考えていないような状況でございます。

○深町委員

大体の経緯はわかりますけど、他市、福岡県内で飯塚市以外のところがこういう料金で回収しているという経緯もあります。袋が安いということもありますので、あと経営努力といえますか、いろんな回収とか分別して少しでも資源になるものを出すとか、いろんな努力してもらって、少しでも下げてもらいたいなど。私のところも自治会とか住民に話すときに、3分の1で行っているんですよということしか今のとこ言えないような状態なんで、その努力をよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

次に、137ページごみ処理費、ごみ収集業務委託料について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

137ページ、ごみ収集業務委託料について伺います。平成29年度、前年になりますけども前の年、6億6636万円だったのが30年度は7億3330万4千円ということで6694万4千円増加しておりますけども、この内容についてお伺ひいたします。

○環境対策課長

平成29年度は、可燃ごみ収集業務において民間委託24台、直営4台だったものを、30年度に直営分の3台を3業者に1台ずつ新たに民間委託し、民間委託27台、直営1台としました。また、不燃ごみ収集業務では、平成29年度、民間委託14台、直営5台だったものを直営分4台を民間委託し、30年度は民間委託18台、直営1台としました。このことにより、可燃ごみ収集業務で約5704万3千円、不燃ごみ収集業務で約693万5千円、合計6397万8千円の、委託料の増となったことが主な増加の要因となっております。

○奥山委員

今は、直営分の3台を3業者に1台ずつということと、不燃ごみについては直営分4台を民

間と言われて、ちょっと文言が、何業者に委託されたのか、ちょっと書いていないのでわかりましたらお願いします。

○環境対策課長

ごみ収集業務については、3台分を3業者に不燃ごみ収集業務につきましては、4台分を3業者に委託しております。

○奥山委員

次に、委託料は今回民間の方がふえたわけですが、それぞれの委託料の算出といたしますか、その根拠についてお示してください。

○環境対策課長

30年度から新規に委託した委託料につきましては、従来からの算定基礎をもちい、世帯数、収集日数を乗じて算出しております。算定基礎につきましては、車両1台にかかる経費を算出しまして、それに対して必要台数をかけたところで委託料を算出しております。

○奥山委員

今の世帯数ですかね。世帯数が、例えば途中で変動になった場合についてはその委託料も変動になってくるということでしょうか。

○環境対策課長

基本的に3年ごとに委託料の見直しを行いますので、途中で世帯数が変わったとしても変更ありません。

○奥山委員

次に、ふれあい収集が30年度から始まっていると思いますけども、その推移についてどのようなになっているのか、お願いします。

○環境対策課長

平成30年度から開始しましたふれあい収集につきましては、30年度末では110世帯ありました。入院等で廃止世帯が24世帯ありますが、現在サービスを行っている世帯は137世帯となっております。

○奥山委員

次に、ふれあい収集はごみを集めるだけではなくて、どのような効果があるのか、お願いします。

○環境対策課長

ふれあい収集は、ごみを持ち出すことが困難な世帯に戸別訪問して、ごみを収集する目的と高齢者や障がい者に対する安否確認を行うことを目的としております。声かけを行うことで、コミュニケーションを図ることにもなり、利用者から大変喜ばれております。

○奥山委員

今から、高齢者の方がますますふえて、拠点のところまでごみを持って行かれないという方もだんだんふえるかと思えます。このふれあい収集でいろんなところで自治体でされておりますけど、ますます重要になってこようかと思えますので、よろしく願いいたします。次に、ふれあい収集はどのようなルートで収集したのかをお願いします。

○環境対策課長

現在は2ルートで収集していますが、設置世帯数の増、また単なる収集だけではなく、声かけも行っていることから、通常よりも時間を要するため、今後は、3ルートで収集することも検討しております。

○奥山委員

ふれあい収集を行うことで、通常の収集業務委託料は減とらないのかどうか、お願いします。

○環境対策課長

ふれあい収集で対象世帯のごみは減りますが、通常の収集業務はルートで回収していますので、距離はあまり変わらず全体への影響はごくわずかなものと考えております。

○奥山委員

最後になりますけども、高齢化社会、先ほど申し上げましたが、ふれあい収集の対象となる世帯がどんどん、ふえてくるかと思えますけども、今後も車といいますか、軽トラとていいですか、それをふやしていくのかどうかお尋ねしてこの質問を終わります。

○環境対策課長

現体制で対応できるところまではふやしていきたいと考えておりますが、それ以上の需要があるようになれば、その後の対応を検討しなければならないと考えております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉田委員

すみません、134ページの衛生費、保健衛生費、環境対策費のスズメバチ駆除補助金ですね。これについて、108ページに別途資料を要約していただいて、出していただいていますんでこの件についてご質問申し上げたいと思います。この支出額、予算の関係は30年度予算、これ幾らだったですかね、もともとは。

○環境整備課長

平成30年度の予算としましては、補助金額の上限5千円の250件分としまして125万円、予算の計上いたしておりました。

○吉田委員

この補助金で申請者が駆除業者に実際に払った金額はどのようになっていますか、平均金額は、また幾らになっているのか、わかる範囲でお答えください。

○環境整備課長

平成30年度は83件、40万1700円の補助金を交付しております。申請者が駆除業者に支払った金額の合計が166万1720円で、1件当たりの平均金額としましては、2万21円となります。

○吉田委員

巢の撤去について業者に委託されて、そのような金額を160万円の金額を実際に払ったということですが、支払った中の件数で市民の方が、場所によっても値段が違うということは聞きます。設置場所とか、スズメバチが高いところにつくっているとかがいるので、低い金額と最高の高い金額を教えてください。

○環境整備課長

巢の大きさ設置場所、駆除業者等では駆除費は変わってきますが、平成30年度で最低金額としましては、7560円、最高金額としましては、10万440円をお支払いされております。

○吉田委員

かなり開きがあるようです。それでは補助の申請の流れについてご質問したいと思います。それで審査するのが、本人さんが申請するとは思われるんですが、申請の流れについて、それとあと添付書類等もあれば、写真とか、そういうのが必要になってくると思うんで、そこら辺をお示し願いますか。

○環境整備課長

苦情業者に依頼して駆除した日から3カ月以内、または、駆除した日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに補助金交付申請書に必要書類を添付して申請することになります。必要書類としましては、1つ目としまして、先ほど質問言われましたような、駆除前後の写真、2つ目としまして、駆除業者が申請者宛てに発行したスズメバチ駆除費用の領収書の写し、

3つ目としまして、駆除した場所の位置図、または見取り図、4つ目としまして、補助対象者の滞納状況確認の同意書を必要書類として出してもらようになります。その後、市税の滞納状況を調査しまして、滞納がないことを確認後、補助金の交付ということになります。

○吉田委員

申請方法についてはよく理解できましたけど、これその実際にその巣を撤去する業者さんの方から、こういう悪徳業者もいるから注意してくださいよってということでお耳に入ったんですけど、巣の現状と巣の撤去後の写真は当然ですけど、やはりその時期によって活動時期が大体、5月から10月後半ぐらいまでが活動時期ということで、その後に発見した巣についても、やはり怖いからということで、市民の方がとられる方もおられるそうなんです。これは飯塚市の事例じゃないんですけど、ほかの地域でやはりその10月後半、11月に巣も何もないところで、高額な請求をかけて巣を撤去されたっていう事例もあっているみたいなんで、もしよければ検討課題として、ハチが実際にいるのかの写真についても、提出していただければ、その面は省かれるんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討をお願いします。次に行きますが、スズメバチの実際の人的被害についてどのような状況であるかお答えください。

○環境整備課長

スズメバチの人的被害につきましては、市へ情報が寄せられている件数としましては、年間10件ほどあっております。また、飯塚地区消防本部に通報があり、救急車で搬送された方は昨年度は12件あったとのことでした。

○吉田委員

先ほどの支払いのほうの、撤去に対する支払いについてに戻りますが、平均すると実際にかかった駆除費の約4分の1が補助金として支出されていることになり、当初予算に対する補助金の支出額によれば3分の1あります。現在5千円の補助金の上限を平成28年度の補助金をスタートしていますが、駆除費の2分の1、1万円にこの状況だったらしてもいいのかなと考えられますが、その点はいかが考えをお持ちでしょうか。

○環境整備課長

スズメバチの巣の駆除件数は、気象状況の影響を受けやすく予想するのは難しい現状があり、資料108ページにもお示ししていますように、平成28年度、30年度は100件を下回っていますが、平成29年度は238件と大幅な伸びとなっております。しかし、実費用と補助金の差が大きければ、巣の駆除をためらう方も出てくることも考えられますので、近隣自治体の現状調査をするとともに、関係課と協議を行い、検討していきたいと考えます。

○吉田委員

実際、先ほどスズメバチの活動時期も申しましたけど、春から秋になっています。気温や雨の関係についても、その年その年で違いますが、近隣自治体の動向について、研究して、努力はするというのですが、嘉麻市については27年度当初、うちより1年早いわけです。当初から1万円、桂川町についてはものすごく取り組みが早く、平成23年度から1万円。田川市はちょっと落ちて7千円、日田市が1万円、遠賀町が1万円、このような状況ですから、近隣並みにどうかしていただけるように要望して質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

追加資料の111ページにごみ収集量の推移が業者ごとにあります。全体としては横ばいなし、業者ごとは、横ばいなし、減少しているんだけど、イブキアメニティサービス、については1.35倍、ファミリーエムケイについては1.95倍になっています。かいた環境開発工業は新規ということなんでしょうか。このイブキとエムケイについて、どういう事情でこういうふうにごみ収集量が増えているのかお尋ねします。

○環境対策課長

先ほどお話ししました。今年度から民間に委託した部分がありまして、そこに委託した業者がこのイブキアメニティサービスとファミリーエムケイとなっております。それで委託料の増となっております。

○川上委員

委託料も1.35倍、1.95倍ということになるんですか。

○委員長

時間がかかりますか。

○環境対策課長

今のところ計算していないので、資料は持ち合わせておりませんのでちょっと時間がかかると思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 17:45

再開 17:46

委員会を再開いたします。

先ほどの質問に対する答弁がちょっと時間がかかりますので、この質疑に関しましてはあしたの朝の一番で続けていきたいと思えます。

お諮りいたします。認定第1号から日程第12号までの12件につきましては本日の審査をこの程度にとどめ、あす9月20日午前10時から委員会を開き、審査したいと思えますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。以上をもちまして、平成30年度決算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。